



* 0027750000 *

0027750-000

337. 1-H337k

貨幣銀行概論

服部文四郎・著

明善社

1941 6版

ADH

早稻田大學教授
經濟學博士 服部文四郎著

貨幣銀行概論

東京 明善社發行

337.1 H337k

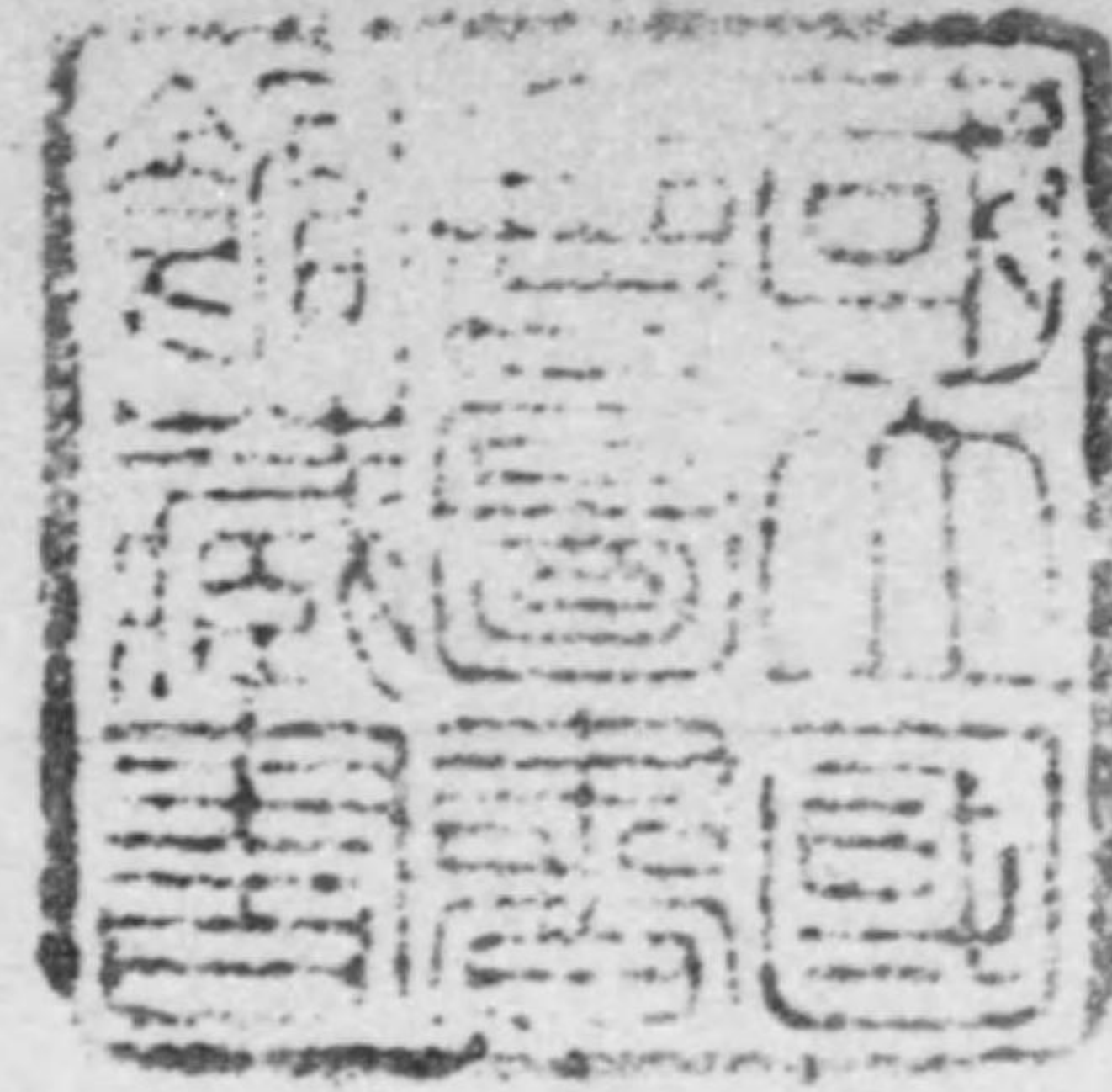
序

本書は貨幣並に銀行に關する一般理論を明かにせんとするものである。今や我が國を初め、世界殆ど凡ての國々は金本位を停止した。云はば世界的金本位の崩壊を惹起し、インフレーションの時代となり、貨幣や銀行に關する研究は經濟の中心問題にして甚だ緊切なる關係を有して居る。而してそれが爲めに基礎に又、各種の學説も現れる。本書は其等の凡てを網羅せんと企てしも、世界の貨幣並に銀行に關する理論は貨幣制度そのもの見透しも未だ判然せざる今日、今尙ほ發達の途中にあるもの少なからず、決定的に之を取扱ふこと困難なるものあれば、時代に應ずる改訂増補を主とし、前版の體系により今暫くその推移を見ることにし、唯爲替は別に書き改むることにして本版より之を削除することにした。

何れは本書も新しき貨幣並に銀行に關する學説を基礎とし、面目を一新するの期近づきつつあるものなるが、本版に於いては以上述べたる趣旨に依り本學教授

序

一



203758

序

中村佐一氏が主として其の改訂に盡力せられた。其の勞力極めて多大で茲に謹んで敬意を表する。

昭和十二年四月

著者

二

貨幣銀行概論 目次

緒論	一
第一編 貨幣	
第一章 貨幣現象概説	五
第一節 自給生産と貨幣	五
第二節 交換の發生	六
第三節 經濟の發達と交換	一〇
第四節 所有權と分業	三
第五節 物々交換	一五
第六節 貨幣の發生	一九
第七節 貨幣の變遷	二
第二章 貨幣本質論	三三
目次	一

第一節 貨幣考察の態度……………三

第二節 手段と目的……………四

第三節 手段としての貨幣……………四九

第四節 貨幣と生産手段との別……………五

第五節 手段と實質……………五三

第六節 名目主義と金屬主義……………五四

第七節 貨幣價値の有無及財……………五八

第八節 貨幣の本質……………六四

第三章 貨幣の本質に關する諸學說……………六七

第一節 金屬說……………六八

第二節 名目說……………七三

第三節 職能說……………九

第四章 貨幣の職能……………一七

第一節 職能の種類……………一七

第二節 交換の媒介たる職能……………一八

第三節 價値の尺度たる職能……………三二

第四節 支拂の手段たる職能……………三三

第五節 價値の貯藏並に運搬たる職能……………三八

第六節 貸借の標準たる職能……………四二

第七節 資本流通の媒介たる職能……………四三

第五章 貨幣の意義……………四六

第六章 貨幣の製造と其の發行權……………五一

第一節 貨幣の製造……………五一

第二節 貨幣の發行權……………五五

第三節 造幣技術及び造幣局……………六一

第七章 貨幣の製造及び發行に關する規定……………六一

第一節 貨幣の單位……………六一

第二節 貨幣の品位、量目及び形狀……………七一

目次	四
第三節 貨幣の製造と其の手數料	一八〇
第八章 貨幣の流通	一九〇
第一節 法貨	一九〇
第二節 本位貨幣と補助貨幣	一九三
第三節 グレシヤム法則	二〇一
第四節 流通貨幣と勘定貨幣	二〇五
第九章 貨幣本位論	二〇七
第一節 貨幣本位の意義	二〇七
第二節 貨幣本位の種類	二一〇
第三節 國際貨幣	二三四
第十章 金本位の新しき意義	二三七
第十一章 貨幣價值論	二六四
第一節 貨幣價值の意義	二六四
第二節 貨幣價值の決定及び其の變動	二六七

第三節 貨幣價值の安定と補整弗	二九七
第四節 貨幣價值の變動と獨逸のインフレーション	三三三
第十二章 貨幣價值變動の影響	三四九
第十三章 國際間に於ける貨幣價值の決定・變動及び其の影響	三五八
第十四章 貨幣價值變動の測定	三六七

第二編 銀行

第一章 銀行の起原及び其の沿革	三七七
第二章 銀行の意義	三八三
第三章 銀行の效用並に其の地位	三九九
第四章 銀行の研究	四二三
第五章 銀行の種類	四三二
第一節 銀行の營業を標準とする區別	四三三

目次

五

第二節 銀行の取引先を標準とする區別……………四二六

第三節 銀行の法律上の關係を標準とする區別……………四二九

第四節 銀行の地位を標準とする區別……………四二九

第六章 銀行の業務並に其の經營上の原則……………四三一

第一節 銀行業務の種類……………四三一

第二節 銀行の業務と銀行の組織……………四三四

第三節 銀行の業務と經營上の原則……………四三五

第七章 資本金及び積立金……………四三八

第八章 預金……………四四八

第一節 預金の種類……………四四八

第二節 小切手……………四五七

第三節 振替並に手形交換所……………四六〇

第四節 預金準備金……………四六五

第九章 兌換銀行券の發行……………四七〇

第一節 兌換銀行券の意義……………四七一

第二節 兌換銀行券發行の方法……………四七四

第三節 兌換券の券面金額……………四八八

第十章 債券の發行……………四九一

第一節 債券の意義……………四九一

第二節 不動産銀行の債券……………四九三

第三節 動産銀行の債券……………四九六

第十一章 割引……………五〇一

第一節 割引の意義……………五〇一

第二節 割引せらるる手形の種類並に割引の注意……………五〇三

第三節 割引歩合……………五〇七

第四節 手形仲買人……………五一〇

第十二章 貸付……………五一四

第一節 貸付の意義……………五一四

第二節 擔保貸付	五二五
第三節 信用貸付	五二九
第四節 保證貸付	五三〇
第五節 當座貸越	五三二
第六節 要求拂一時貸付	五三二
第七節 貸付歩合	五三四
第八節 不動産抵當貸付	五三四
第十三章 附隨的業務	五三一
第一節 取立並に支拂	五三一
第二節 兩替	五三二
第三節 地金銀の賣買	五三一
第四節 保護預	五三三
第五節 有價證券の引受並に賣買	五三五
第六節 擔保付社債信託	五四一



貨幣銀行概論

緒論

服部文四郎著

學の意味

此處に貨幣及び銀行を論ずるもの勿論經濟學的認識を歸趨とするもの、換言すれば經濟學としてである。而して經濟學は學問即ち科學であつて學一般の一分科をなすものである。然らば此の貨幣及び銀行が論ぜらるる學其のものに關する概念を明確にすることは本書第一の任務であらねばならぬ。

惟ふに學とは方法と對象を有する知識の體系であると云へやう。學が學である限り、其の研究方法をもたねばならず、又其の研究の對象、即ち何を研究す可きかが確立されねばならぬのである。次に知識の體系とは箇々の事實、箇々の現象に對する知識の謂ではなくて、其れ等の間に存

する關係と、其れが系統的分類を明かにすることに存するのである。例へば茲に一人の馬を愛する者があつて、其の人は馬を愛するのであるから、其の近隣に於ける凡ての馬の年齢、色合、性癖等を悉く知つて居るとしても、併しそれだけでは、彼れは動物學者少なくとも馬の學者であるとは謂へないのである。又は大學の博言學の博士でも二三ヶ國以上の國語を自由自在に語り得る者は甚だ少いの、予が歐米留學の途次瑞西に遊んで一のホテルに投じたときの如き、ホテルの給仕であつて英、佛、獨三ヶ國の國語は勿論、七八ヶ國の國語に熟達して居る者も居つたのである。然らば此等の給仕は、斯く多くの國語を知つて居るから、之を博言學者と謂つても宜しいかと言へば、決してそうではないのである。是れは何故であるかと云へば、彼等は唯だ物を知るだけであつて、列擧するに過ぎない。其の知つて居るところの物と物との間に共通の點もなく、聯絡もないからである。

即ち共通の點もなく聯絡もなければ、統一もない。従つて組織立たない、學でないと言ふことになるのである。それで社會の事物を見れば物と物との間には、必ず多少共通の點があり、聯絡があり、統一がある。之を仔細に觀察し、解剖し、分析し、或は綜合すれば或一箇に就ての知識を得られる。を他の一箇に就て知る所と比較すれば同種の間存する共通な事實を抽出すること

が出来やう。

此の共通な事實を以て未だ觀察せざるものを説明することにする。

かく、觀察し比較し一般化して、ここに或る範圍内に適用し得る知識が得られるのである。従つて學問は之を見出さなければならぬので、獨逸の語を以て之を言へば *Vielfheit* の内に *Einheit* を見出すのである。今前に述べた馬の例を引いて之を言へば、同じく馬を見るにしても、活眼を開いて之を見れば、馬は其の各々のものに就て言へば、多少の差異があるなれども、全體から言へば、尙ほ共通なる點があるのである、即ち其の首、四肢の組織、生理上の状態等は、自他異なる所がなく、凡べてに聯絡があるのである。斯くて箇々の馬を離れて馬なるものの概念を形造ることが出来るのである。又た言語にしても、各國の國語は各々異つて居るけれども、文字の構成、文法等に於て共通の點、聯絡の箇所がある。社會の出來事も其の通りであつて、出來事其のものは千差萬別名狀し難い程であるけれども、其の下には之を支配し左右する根本の原理があつて、此の原理は凡べての出來事に聯絡を保つて共通であるのである。されば、此等共通の點、聯絡、統一を知るのが即ち學問である。但し尙ほ繰返して言へば、單に馬に關する統一のある知識だけでは、直ちにこれを稱して動物學となし、斯かる知識を有する者を動物學者とする譯には行

かぬので、動物學、動物學者なる以上は、動物全體に關する統一あり、聯絡ある知識であらねばならぬのである。即ち馬を知る以上は馬と同様の組織、生理が他の動物にも存して居れば、其所に又た統一ある知識を求め、例へば、有脊椎動物と廣げ、更らに動物全體と廣げねばならぬのである。是れと同じく、凡べての學問に於ても、漸次廣きに及ぼし、一步は一步より廣き聯絡統一を探究し、共通の知識を明らかにしなければならぬので、學問の進歩は、實にここに存するのである。

第一編 貨幣

第一章 貨幣現象概説

第一節 自給生産と貨幣

凡そ人間生活を遠く遡つて經濟未だ幼稚、各人は自ら消費する所のものを自ら生産し、所謂自給自足の經濟を営みつつありし時代に到れば其處に貨幣といふものを見出さぬであらう。何となれば、自ら生産して自ら消費するに止まるに於ては未だ財と財、或は財と勤勞とを交換するの必要なく、交換の必要無ければ、財の價值を比較し、其の交換を媒介し、或は交換の反對給付を延期して其の支拂をなす等、貨幣仲介の餘地存せざりしが故である。交換無き處には貨幣は無い。貨幣は交換と密接不離の關係にある。殊に原始的社會に於ては人は或は大家族、或は種族を構成して協同に經濟を営みしものなるが故に斯る經濟に於ては協同して生産し、消費し、未だ所有權なるものの發生なく、從て所有權を有するものの交換なく、自給自足の經濟狀態なりしものなれば貨幣は未だ發生することが無かつた。素より原始的社會に於ても或る種の分業は存したであら

う。性の別、老幼の差は自然的、且つ必然的のものなれば各々其の従事する所を異にし、老人や婦女は内に止りて或は炊事、或は裁縫、或は留守居等の任に當り、青壯年の男子は外に出でて或は狩獵、或は獵漁、或は耕作等に従ひ、其の間、又各々の特長に應じて其の業を分つたであらう。併しながら或る種の自然的分業あればとて、其れに依りて直ちに交換が行はるるものではない。交換は所有權の移轉なれば所有權の概念が発生して居なければならぬ。協同的に經濟を營む原始的社會に於ては協同して生産し、消費し、自給自足の經濟なりしものなれば、未だ所有權認められず、交換は行はれざりしものである。

第二節 交換の發生

然らば交換は如何にして發生したであらうか。今日交換は極めて簡單明瞭なるが如くに思惟せらるるも、原始的社會に於ては恐らくは甚だ複雑なる手續なりしものであらう。幼稚なる心意には衝動が力強く働き、一に衝動に依りて動くが故に、人或る欲望を感じれば、直ちにそれを充足すべきものを取りて以て其の満足を得んとすべく、其の之に對する反對給付の如きは深く之に思慮を廻すことなかるべく、從て交換なく、自然に對しては之を搾取し、人に對しては掠奪を行つ

た。掠奪が交換に先立つ最初の形式であつたのである。即ち物、時には人其れ自體さへも之を得んと欲すれば掠奪を行つたのである。殊に幼稚未開なる原始的社會に於ては經濟は協同に營まるるが故に其れ自體の内部的關係に於ては掠奪を行ふの必要少なく、其の必要は外部的關係にあつた。而も人は好奇心を有し、此の好奇心は幼稚なる心意の状態に於て益々強烈で、之を小兒に於て顯著に見ることを得る。家族と家族、種族と種族と接觸する場合に於て、或る家族、或る種族は其れ自體に特異のものを所有し、他の家族、或は種族の所有せざる、若くは未だ嘗て見ることもさへもなかりしものを所有し、他の好奇心を徵發するに十分なるものがあつた。各家族若くは種族は各々相異なる自然的生活條件の下に於て其の生を營むが故に各自、特異のものを生産したりしは之れ極めて自然のことである。茲に於て之を得んと欲すれば唯簡單に掠奪を行つたのである。複雑なる交換手續の如きは未だ之を知らざりしものである。交換は双務的であるに反し掠奪は一方的である。最初、財を獲得する一方法は掠奪であつた。否、獨り、財の獲得のみならず、人さへも掠奪した。人類最初の結婚は掠奪結婚であつた。他の家族、或は種族の婦女を掠奪して結婚したのである。此の場合に於ても日々共に生活しつつある異性に對するよりも、初めて相見ると異性に對して、より大なる好奇心を感じるに依るのである。新婚旅行の習俗も此處に原因した

のであらう。即ち新婚旅行は結婚早々新郎新婦相携へて旅行する風習を云ふものなるが、西洋諸國に於ては結婚の式は教會に於て舉行せられ、新郎と新婦とは其の式を終るや、直ちに其の儘、自宅にも歸らずして旅行の首途に上るものが多い、而して之を見送るものは之を祝して、或は米或は豆を手に掴みて、新夫婦目掛けて投げ付くる習慣が行はれて居る。筆者の如きも外國旅行の際、之を目撃し、偶々汽車の車中にありし時の如き、新夫婦に乗り込まれて自らは何等祝さるべきことなき天涯の孤客なるに米や豆を投げ付けられ、側杖を喰はされたる經驗を有して居る。筆者の郷里に於ては村の若人が結婚するや、其の夕、其の擧式の家に向ふて祝儀なりとて小石を投げ込むことがある。其の人にして平素、村人の評判宜しからざる場合には往々にして大なる石の飛込むこともある。其の起原及び沿革は筆者淺學にして之を審にせざるも、掠奪結婚は婦女を奪ひ取りたるものである。奪ふ迄は積極的、進取的に勇敢なるも、一旦、其の目的を達するや、怯懦となり、一旦獲得したるものは之を失はざらんとするが故に保守的となり、消極的となる。奪ふ迄は何事に依らず悠々其の機會を狙ひつつ進むも、其の目的を達すれば其の目的物を持って逃走する。婦女の場合にも之を伴ふて逃走したであらう。之れ新婚旅行である。然るに人は何物も之を他に奪はるときは再び之を奪ひ返さんとする。掠奪物を持って逃走する者を追跡する、追ひ

驅ける。若し追付くこと能はざるに至らば、路傍にある石でも木でも拾ひ取りて之を投げ付くる。之れ現在の米や豆や或は祝儀ではなからうか。

そは暫く措き、若し奪はれたる物其物を再び奪ひ返すこと能はざるに於ては、單に木石を投げ付くるのみを以て満足せず、更らに他の何物かを奪ひ返さんとするであらう。掠奪に對するに掠奪を以てする。掠奪と掠奪とは之れ交換なるに外ならない。交換は此處に其の芽を發する。否、そは交換の起原たるのみならず十九世紀に至りてもポリネシアンス (Polynesiens) 種族の唯一の交換の形式は掠奪であつた。但し、掠奪に依る物の取りやりは之れ暴力であり、by force であれば實力的、若くは強制的交換である。之れが爲めには多くの犠牲を拂ひ時には人の生命をも捨てなければならぬ。能ふべくんば斯る犠牲を拂ふことなしに交換の行はるるは望まじきことである。茲に於て暴力に依る強制的交換に代ふるに平和的、協調的、商議的、契約的交換を以てする。之れ現在の交換である。平和的交換は何等の犠牲を伴はざるのみならず、交換の双方共に利得したりと信じ、全然經濟的である。

掠奪は犠牲を伴ふ。之を以て其の犠牲を拂はざらんとし、而も人の好奇心をそそる或物を他の者が占有し、之を得んと欲する場合には先づ其物を占有しつつある者に對し、其物の意に叶ふべ

き或物を贈與し、其れに對し、其の者の有する物を得んとする。相互的贈與である、此の相互的贈與は實は交換である。現在に於ても贈與は其の實質、交換なる場合が多い。或る物の贈與を受けたるが故に其の返禮として更に贈與する。或は或る勤勞、若くは或る好意に對して返禮する場合もある。純真なる好意に基く完全なる贈與も素より之れなきにあらざるも寧ろ比較的少なしと云ひ得やう。現に何等返禮を意味せざる、換言すれば報酬に關係なき贈與を他より受け、完全に好意に基くものと解しつつ、其れに對し、何等返禮をなさざる場合には世人は多く義理を知らざるものなりと嘲ける。贈與に對しては贈與をなすべきものと認定しつつあるのである。其れが世の習ひである。之れ交換で無くて何であらう。少なくとも好意の交換である。甚しきに至りては春秋の彼岸の頃、隣家に杵の音を聞き、そが牡丹餅なるを知り、其の美味を想像して味覺を刺戟され、稻荷壽司など買入れて之を隣家に贈るが如き、別に自家の佛の命日に當るにあらざるも、之れを牡丹餅と交換せんことを欲するのである。稻荷壽司の贈與は交換の申込である。

第三節 經濟の發達と交換

交換は斯くして贈與、掠奪より發生する。⁶⁾ 而して交換は經濟の發達、進展の上に極めて重大

なる關係を有し、交際の行はれざる社會と其の行はるる社會との間には大なる變化あり、文化向上の上に著しき作用を及ぼすものである。アダム・スミスは交換は、他の動物に見出すこと能はざる人に特有のものである。之れ恐らくは人の先天的特質に基くか、或は人の思惟及び言語の必然的結果であらうと云つて居る。⁷⁾ ジンメルは交換を以て人の特別なる本質を構成する所の一般的特質に出づるものなりとし、人は客觀的動物 (objective Tier) なるも、人以外の動物は凡て主觀的感情と欲望の側より思惟し、行動し、客觀性を見出すこと能はざるものである。素より掠奪、贈與の如き後者は他愛 (Altruismus) 前者は自我 (Egoismus) に基き、孰れも一方的で、主觀的衝動に依るものなきにあらざるも、交換は双務的で、直接に主觀に依るものではなく、客觀的評價、思考、相互的承認を前提とするものであると云つて居る。⁸⁾ 勿論、交換は其の初め、既に述べたるが如く掠奪に起り、掠奪を行はんと欲するも、力の相平均 (Machtgleichheit) するより、他を征服すること能はず、止むことを得ずして交換すべく餘儀なからしむるものなりと云ふも、其の力の平均が相互的掠奪に始終せずして、交換に導かるる所之れ此處に人に特有の性質あるに依るに外ならぬのである。

注

- (1) Helfferich, K. Das Geld, Sechste Aufl. Leipzig, 1923, S. 10.
Simmel, G. Philosophie des Geldes, Leipzig 1900, S. 56.
(2) Adam Smith, The Wealth of Nations, Edited by Cannan, Vol. I. p. 15.
(3) Helfferich, S. 10.

第四節 所有權と分業

併しながら交換は其の所有するものを互に相交換する、云はば所有權の相互的交代にあるが故に交換には先づ所有權を前提とし、所有權が発生して居なければならぬ。所有權 (Eigentum) 無き所には交換は無い。今此處に所有權の起源及び其の沿革を詳述するを適當なる場所とするものにあらざれども、原始的社會に於て協同的に經濟を營みつつありし時代に於ては未だ所有權は其の當初より発生したるものではないであらう⁽¹⁾。協同して生産し、消費したるが故である。されど、其の協同的に生産したるもの以外、各自個々の勞力に依り、獨自の生産物たるものは之を自己の物なりとし、云はば所有權を此處に発生せしめたのであらう。之を歴史的研究に徴するも、又必ずしも之を遠き過去の記録にのみ依頼するの必要なく、今現に文化發達の程度、幼稚なる所謂、未開人の現狀に就て見るも、之を實證して大過なきを得る。更らに之を一般に鷄犬の餌を漁

りつつあるの状態に就て見るも、自ら得たる食餌は自ら之を消費し他のもの來りて之を奪はんとするに反抗する。自ら得たるものは之を自己獨自の所有なりとするのであらう。唯、其の自らの仲間、若くは子供、換言すれば自己の最も愛好するものには、之を分ち與へる、贈與である。

然らば所有權は具體的に如何なる種類の財に於て先づ発生したるや、そは其の地方の經濟的環境に依り又其の發生の道程も自ら異なるものである。孰れにするも、衣服、裝飾品、武器、器具、戰利品、奴隸、而して家畜と云ふ順序に所有權の発生しつつあるのを知るのである。土地に對する所有權の發生は最も遅い。今尙文化の發達したる國々に於ても土地の共有は其の跡を残しつつあるのである。之れ土地は協同に之を耕作し、利用せざるべからざりしに依るのである⁽²⁾。

斯くして或物を自由に處分し、又排他的に自己獨りが之を利用すると云ふ權能、即ち所有權が発生したのである。所有權発生して始めて所有權の更代、即ち交換が起り得る可能性が與へらる。併しながら所有權あればとて、そが直ちに必然的に交換の實行となるものではない。交換の行はるる其の前に掠奪もあれば贈與もある。又所有權あればとてそが自己の生活に絶対に必要なるもので、何等、餘剰なきに於ては交換すべき資料がない。且つ縱令、其の交換し得べき資料を有するも、各人凡て皆同様のもののみを所有するに於ては、自己のものを以て他のものに代へん

とする意思の發動なく、交換は實行し得られないと云ふことになる。分業は此等と重要な關係を持つ。

分業は各人、各各其の業を異にする意味で、夫れ夫れ其の特長とする所の生産に従事するを云ふものなるが、原始的幼稚なる時代、假令協同的に經濟を営みつつありし時代に於ても性や年齢の別によりて所謂、自然的分業が行はれたであらう。それは既に述べたるが如くである。然るに其の自然的分業も漸次に押し広められて各人の特長とする所に従ひ、各自好む所の生産に従事することとなり、其の特長を發揮するに至らば、其の生産品の品質は優れ、其の生産量も自ら増加することとなる。勞働の能率は高まるのである。然るときは其の増加したる生産量は自ら悉く之を消費するには餘りに多く、此處に剩餘を生ずる。獨り剩餘を生ずるのみではない。分業漸次進めば各人自ら生産する所のものは自己の生活に必要とする極めて一小部分のものか、或は全然自己の生活に必要なならざるものである。生活を維持するが爲めには各種の物資を必要とする。此等は他のものの生産したる物、或は勤勞に依頼しなければならぬ。自己と同じく他のものも亦同一の状態にある。此處に有無相通ずる交換は必然に行はなければならない。然らざれば其の經濟生活は維持し得られないのである。交換は分業ありて行はるる。否獨り交換は分業に依るのみな

らず、分業其れ自體も交換あるに依りて行はるるのである。之れ分業と交換との關係である。⁽³⁾

註

- (1) 拙著國民經濟原論一四二——一四八頁
- (2) Helfferich, S. 9.
- (3) Mises, L. Theorie des Geldes und der Umlaufsmittel, Zweite Aufl, München 1924, S. 1.

第五節 物々交換

交換は以上述ぶるが如き關係に依りて發生する。而して自己の有する所のものを以て他の物と交換せんとするに當り、他の有する所のものが、新奇なるものなればなる程、其れに對する欲望を刺戟せられ、好奇心を挑發せらるるや勿論である。之を以て原始的經濟を營むか、若くは之に近き經濟生活をなしつつある間は自他共に大凡そ同様なる經濟的環境にあるが故に別に珍奇なるものなく、交換を行はしむるに困難である。然るに自然的經濟的環境の異なるもの互に相接觸するに於ては生産條件を別にし、其の所有する物を同じくせざるを以て互に好奇心を刺戟せられ、相互、交換せんとするの欲望に驅らるることとなる。之れ外國貿易は内國貿易よりも先づ始めに發達したりと云はるる所以である。

然るに交換、此處に行はるるに至りても先づ始めは物と物との交換である。直接の交換である。物と交換、英語に所謂 *Barter* と稱せらるる交換の方法に依るのである。物物交換は其の名の如く物と物とを直接に交換するもので、甲がAを提供して乙のBと換へんとする場合、唯一回の交換をなすのみにて其の用を辨じ、其の目的を達することを得るもので、甚だ便利なるが如くである。實に物と交換にありても、交換の行はれざりし當時と比較せば、隔世の進歩で、大なる經濟的發達なるや言ふ迄もなきことである。但し物々交換には種々なる不便あることを忘れてはならない。英國の經濟學は夙に物々交換の三大不便として之を説明して居る。即ち、

一、需要と供給とが一致しない

物と交換に於ては物と物とを直接に交換するのである。譬へば此處に獵師が居て鐵砲を得んとを欲する。其れが爲めには彼は其の狩獵に依りて得たる野獸を提供せんとして居る。されど鐵砲を有する者を發見すればとて其の目的は達せられない。鐵砲を有して之を他に與へ同時に其の鐵砲に換へて野獸を受取らんと欲する者を見出さなければならぬ。即ち自己の提供せんとするものを喜んで受取りて且つ自己の欲するものを與へ呉るるものでなければならぬ。換言すれば一方の欲するものを他方が提供し、其れと同時に他方は一方の提供するものを喜んで受取るものでな

ければならぬ。一方の欲するものを所有し、之を提供し得ても、其れに換へて提供せられるものを受取ることを欲せざれば交換は成立しない。一方の需要と供給と他方の供給と需要とが双方合致するを要する。現在行はれつつある交換は一方の需要と他方の供給を以て成立すれども物々交換に於ては其れだけでは不十分である。是れ需要と供給と一致せずと云ふ意味である。若し又假りに其の需給一致するものなりとするも、一方は鐵砲を有し、他方は野獸を有して之を交換せんとする場合、鐵砲は容易に腐敗毀傷せざれども、野獸は腐敗するの虞がある。殊に夏期に於て然りである。茲に於て鐵砲を有する者が野獸を得んとし、而も狩獵に其の交換條件を自己に有利ならしめんとすれば、其の交換を容易に實行せざらんとし、野獸を有する者の所謂足許を見て、其の腐敗せんことを慮れ、有利の條件を以て交換せざるを得ざらしむるの不公平をも生ずることとなる。此の點、正に物々交換の一不便である。

二、價格の標準がない

物々交換に於ては物と物との交換の割合は一々之を定めなければならぬ。米と肉と野菜と砂糖とがあり、現在に於ては四個の價格を知れば直ちに交換の相互的割合を知り得れども、物々交換に於ては米と肉との割合、米と野菜との割合、米と砂糖との割合、肉と野菜との割合、肉と砂糖

との割合、及び野菜と砂糖との割合と云ふが如く、一々其の割合を定め、之を知らなければならぬ。然らざれば、狡猾なる者は其の間不當の利益を貪ることとなる。假りに茲に百個の交換財ありとすれば、其の一々の交換の割合は $\frac{100C}{2} = \frac{100(100-2+1)}{2} = \frac{100 \times 99}{1 \times 2} = 4950$ 。即ち、四千九百五十となる。此の複雑なる物價表を知らなければならぬ。容易ではない。現在に於ては百個の價格を知らば足るのである。之れ價格の標準なしと云ふ所以である。

三、物は細分することを得ない

米や肉や野菜は如何様にも分け又合すことを得る。自由である。併しながら衣服や、書籍の如き細分するときは其の效用を失ひ、其の用をなさざるものがある。米と衣服とを交換せんとする場合、與へらるる米の分量少なく、之に對する衣服の價格大なればとて衣服は細分することを得ない。従つて交換は成立し得ざることとなる。又財の種類に依りては技術上細分可能なるも、經濟上、不可能なるものがある。即ち細分するときは其の價格を割合上、甚しく減少せしむるものがある。寶石の如きは其れで、二匁の寶石は之れを二分して一匁二個となし得るも二匁一個の價格と一匁二個の價格とは大なる逕庭が生ずる。又再び合はすことを得ない。斯るものは經濟上の意味に於ては技術上の意味と異なり細分し得ざるものに屬し、之れ又交換は成立し得ざることとなるのである。

なるのである。

物々交換には右の如き不便がある。之に打ち勝たなければならぬ。之れ社會の進歩で、人智の向上を必要とするのである。素より交換は既に進歩である。されど尙ほ其れ以上の進歩を要する。人事悉く然りて或る進歩をなすも、暫く其處に停迷するときは種々なる不便生じ、之を征服し、更らに一段の向上を必要とする。人が專制政治に飽き代議政治を求め、之を實現したるは大なる進歩であつた。されど代議政治にも種々なる不便があり、弊害もある。更らに之に打ち勝ちて理想政治を出現せしめんと努力する所に進歩があるのである。物々交換も一進歩ながら、其の不便に打勝ちて更らに經濟的進歩の道程に上らんとするのである。そは既に成功した。物々交換 (Barter, Truck or Troc) 直接交換は間接交換となるのである。

註

(1) Jevons, W. S. Money and the Mechanism of Exchange. London, 1899. p. 3-7.

第六節 貨幣の發生

凡て進歩は複雑を意味する。往々にして單純化の主張せらるることもあれど、幼稚なる經濟生

活は單調で、簡單であり、經濟的文化の發達したる經濟的生活は極めて複雑である。交換も其の進歩は單純より複雑に進むもので、直接の交換が間接の交換となるのである。直接の交換は一回にして其の用を辨じ、其の目的を達するも、間接の交換は二回之を行はねば其の目的を達することが出來ぬ、即ち間接は複雑で、同時に進歩である。或るA財を得んとするにB財を以て直接に交換すれば一回の交換を以て其の用を辨ずるも、既に述べたるが如く種々なる不便あるが故にA財を得んとするに一旦、C財を以て交換し、C財は更らにB財と交換せられる。而してC財は一般に人の喜んで之を受取るものなるときはC財を以てするときは何時にても如何なるものにてても交換し得べく、需要供給の不一致とか、或は其他所謂物々交換の不便と云はるるものが除かる。C財に依りて交換は二回行ふこととなり、間接の交換となる。而かも交換の目的を達するに より多く便利なのである。而して間接の交換となるときは其の交換を仲介するものが無くしてはならず、C財は其の仲介をなすもので、之を交換の媒介 (Mechanism of Exchange) と云はるる。交換の媒介は之れ貨幣なのである。此處に始めて經濟に貨幣なるものが發生するのである。即ち貨幣は經濟が進歩し、複雑となり、従前物々交換によりて一回の交換を以て其の用を辨ぜしものが、種々なる不便を感じるに至りしを以て交換が間接となり、二回となりて、其の交換を仲介す

るものの發生となり、茲に交換の媒介として其の存在を見出すに至つたのである之れ貨幣 (Money, Geld, Monnaie) なりと云はねばならぬ。經濟に貨幣發生して間接の交換を最早交換と云はず、賣買と云ふ。即ち右の例に於けるA財を以てC財と交換するは之をCなる貨幣に對して賣ると云ひ、更らにC財を以てB財と交換するは之を買ふと云ふ、佛蘭西の經濟學者レオン・セー (Leon Say) が賣買は交換の半途 (Moyenne de échange) なりと云ひしは此の謂である。

第七節 貨幣の變遷

貨幣は斯くして發生した。されど貨幣は完成したのではない。其の發生の初期に於ては、而して右例を更らに繼續すれば、恐らくはCは財なりや貨幣なりや其間截然たる區別は之をなし得ざりしものであらう。貨幣の概念其れ自體すらが、未だ一定し居らざるものである。Cは譬へば貝、皮、若くは家畜等の如きもので、財でもあり、貨幣でもあつたであらう。經濟進歩して金銀が貨幣として使用せらるるに至りても尙ほ金や銀やは貨幣として手段でもあり、同時に財として其れ自體欲望を充足する目的でもあるのである。而して交換の媒介は主として交換と云ふ視角より考察せらるるは勿論である。

貨幣が經濟に發生してより以來、其の素材に於ても種々なる變遷を経て居る。今、フリードリッヒ、フォン、リスト (Friedrich von List) の經濟發達に關する説を基準とし、生産様式の發達、即ち、狩獵時代、農業時代、手工業時代及び商工業時代等の各時代の發達順序に依りて貨幣の變遷を左に説明しやう。之れ經濟發達の徑路を明らかにする學說種々あるも、茲にはリストの標準に依るを最も便利とするからである。

一、狩獵時代

狩獵時代に於ける貨幣は、主として漁獵を業としたるものにおいて、貝類であつた。魚肉は腐敗し易きがため、交換の媒介物としては不適當である。之を以て、貝類が主として財として尊重せられ、貨幣として用ひられたものの如くである。而して、現今に於ても我國並に支那に於て日々使用せらるる漢字中、甚だ多く貝の字を或は偏或は旁りに使用せられてあるものがある。即ち、貨、財、寶、賣、買、販、責、貧等其れであり、數ふるに暇なき程なるが、凡て經濟に關する字義を有して居る。殊に、貨幣の貨なる文字は貝の化けたるを意味するものなりと云ふべく、貨幣は貝が化けたものである。之れ貨幣の變遷を知るに興味多き事である。又、かつて北米の土人即ちインデアンは黑白等の貝を擦り磨き、恰も小兒の弄ぶ南京玉の如く之を綴り合せて、終

には、それを腕飾りとし、或は頸飾りとなした。ワンプム (Wampum) と稱するもの之れである。ワンプムは亞米利加印度人の貨幣であつた。後に、歐洲人の米國に入るに及び、彼等は硝子を以て之を模造し之を以て、インデアン人の財貨を買取りたるが爲め、ワンプム非常に増加し、其の價値下落し、土人等も終に模造品に依りて其の財貨を奪はれたるを知り、最早や之を用ひざるに至りたる事實があつた。臺灣の生蕃北部タイヤル族と貝幣とも密接なる關係を有して居る。今日に於ても、尙ほ、南洋の原始的種族の間に於ては、貝が貨幣として用ひられて居る所もある⁽¹⁾。次に、主に狩獵に従事したる原始的民族の間に於ては、獸皮が貨幣として用ひられた。支那の紙幣は明時代までは皮で造られた。紙幣でなく、皮幣なりしものである。米國東部、ハドソンベイに於ても、歐洲人が亞米利加大陸に始めて渡來したる頃には、同じくビーバーの皮が貨幣として用ひられたと傳へられて居る。之れ此の事實を物語るものである⁽²⁾。

二、牧畜時代

此の時代に於ては貨幣は家畜なりしこと今尙ほ、種々なる記録、事實等から之を察知することが出來得る。即ちホーマー (Homer) の詩集 (Iliad) の中にも、ディオメッド (Diomedes) とグラッカス (Glaukos) なる兩勇士の相闘ひたる當時の裝束を記して、ディオメッドは牛九頭に値する甲

胃を着け、グラツカスは牛百頭に値する甲胃に身をかため云々と記されて居る⁽³⁾。ホーマー時代の希臘に於ては既に金貨銀貨流通したる筈なれば、牛は當時、流通貨幣たらざりしも、其の以前に於て貨幣として使用され、勘定の爲めに其の後までも、使用されたるを示すものである。又リツヂウエー(Ridgeway)は其の有益なる研究金屬通貨の起原(The Origin of Metallic Currency)の中に、小亞細亞に於て發見せられたる古代彫刻の文字が醫家の診察定價表とも云ふべきものなるを示し、其の定價表は家畜を以て表現せられありと記述して居る。更らに、同書の中には、牛一頭の交換の割合は當時始めて造り出された金貨幣と交換の割合が同じかりしこと、又、アガメノンに於て初めて製造せられたりし鑄貨の表面には牛の形が刻まれて居た等の事實を記して居る。是等は何れも家畜が當時の貨幣なりしことを證據立てて居るものである。

三、農業時代

農業時代にありては、中央亞米利加に於ては煙草が、中央亞細亞に於ては茶が、中央亞弗利加に於ては鹽が貨幣として使用せられたることである。併しながら、農業時代に於ては、農産物殊に穀物は主要食料品で、萬人必要とするものであり、尊重するものであり、且つ、之れを貯蔵することも比較的長きに亘り得る等の點に於て、貨幣として用ひられたるものの如くである。古來やう⁽⁴⁾。

四、商工時代

以上述べたるが如き農業時代及びその以前に於ては、各人の日常生活は比較的簡單であり其の消費する所の財の多くは、各自其の經濟に於て生産したるもの其の主要なる部分を占むるが故に、交換は多く特殊の財に限られたものであらう。然るに、手工業漸次に發達し、商工業時代に入るに及んで分業漸く細密となり、交換は經濟活動の根據となり、貨幣は益々その重要性を加へ、且つ、交換の金額も亦漸次増大するに至つた。従つて、その媒介物たり價値の尺度たる貨幣も、その容積、重量に比して價値のより大なる物を以て便利とし之れを選ぶに至つた。之れ世界の何れに於ても期せずして既述の如き、貝殻、獸皮、穀類其他の如き商品貨幣(Commodity money, Warendeld)其の跡を絶ち、主として金屬を貨幣として使用するに至り、やがて貴金屬が普遍的に貨幣たりし所以である。言ふ迄もなく、その容積、重量に比して價値の大なる物は必ずしも貴金

屬、主として金銀に限らるるものではない。寧ろダイヤモンドその他の寶石類こそ、却つてより大なる價值を有するや勿論である。然るにも拘はらず、金銀が特に貨幣として用ひられたる所以のものは、之れ金銀が特に他の各種の商品貨幣たりし財や寶石等に比し、貨幣の素材として、よく多く適當なる性質を具有して居るからである、今その特質を列舉し、貴金屬が特に貨幣たるに適する所以を説明すれば左の如くである。

一、一般人が之が效用を知り、價值を認むること

凡そ貨幣が交換の媒介物として、又、價值の尺度として其の職能を果たすがためには、先づその貨幣自體に關し一般人がその效用を熟知し、價值を認むるものでなくてはならぬ。(Utility and value) 然らざれば、よしそれが法貨として支拂の效力を認められても一般的受授が圓滑に行はれず、媒介物として其の流通が十分に行はれない。

二、價值の變動の比較的少きこと

貨幣が價值の尺度として用ひらるる以上、貨幣自らはその價值の標準として常に一定の價值を示すべきであり、更らに時間的要素加はり、信用起り、貸借行はれ、貨幣にしてその標準たるに至れば、時の經過に依りてその標準に差異を來すが如きことあるときは、貸借は其の孰れか一方

に不測の損失を與ふることとなり、取引の安全を害するが故に、貨幣は其の價值の變動少きことが最も望ましきこととなる。併しながら貨幣も一種の財であり、その交換價值は價格として關係的に其の割合を決定せらるる以上、その價值の絶對的不變は素より不可能のことである。かるが故に、その價值變動の比較的少なきものが選ばれねばならぬ (Stability of value)。その點に於て貴金屬、殊に、金の如きは久しきに亘る期間の間に於て生産せられたるものが蓄積せられて居て、年々の採收高は其れに比し、比較的少なきものなるが故に、その價值の變動は比較的僅小である。其れと同時に、その存在量は一般財の増加に比例して増加されてゐる事實が他の何物にも増して貨幣として適當とされた理由である。

三、品質の一定せること

貨幣として交換の媒介をなすがために萬人の間に常に受授轉せらるるものは、その何れに生産せらるるも同質のものであることを必要とする (Homogeneity)。即ち、其の一定重量は其の品質に差異なく、一定交換價值を有するものでなければならぬ。穀物の如きは産地及び時の異なるに従ひ、その品質に差異を來すものであるから共に貨幣たるに適しないこととなるのである。貴金屬は世界孰れの處、孰れの時に生産せらるるも、品質の差異がない。同一量は同一の價格を有

する。

四、毀損滅失の割合に少きこと

貨幣は前述の如く萬人の間を輾轉するものなるが故に、其の間に於て變化、滅失或は毀損するものであつては不可である (Indestructibility)。この品質の堅牢といふ點で家畜類や乾魚やが貨幣素材から除却されることとなるのである。

五、分合の容易なること

分割、併合の容易 (Divisibility and reunion) 且つ、それによつて、價值に變化減損なきことも貨幣たるに要する一資格である。金屬は他の財に比し其の點に於ても、より一層貨幣たるに適するものである。ダイヤモンド其の他の寶石の如き重量、容積に比し其の價值大なるも、分合が容易でない。又二匁のものは一匁の倍の價を有するより、より以上の價格を有する。金屬には斯ることなく二匁の金は一匁の金の正確に二倍であり、分合實に容易である。

六、携帶、運搬に便なること

貨幣として萬人の取引を媒介するものである以上、その携帶、運搬に便利なるものでなければならぬ (Portability)。然らざれば流通の圓滑を缺き、各地方に於ける貨幣の需要供給を調節する

ことが困難である。此處に携帶に便利と云ふは交換經濟に於ける取引價格に相應じて、その容積重量の最小なることを意味するもので、此の理由が同じく金屬にありても卑金屬より貴金屬、銀から金へと貨幣の素材が移動し、更らに貨幣の代用物として小切手、手形が使用せらるる所以である。

七、認識の容易なること

貨幣は萬人に受授せらるるものなるが故に、またその眞贋の識別に手數、智識、技術等を要するものであつては流通に支障を來し、貨幣たるに適しないものである。認識容易なるを要し (Cognizability)、且つそれが爲め専門の學問、技術を要するものであつてはならぬ。貴金屬は何人にも容易に認識せらるるものである。

以上の諸點は金屬殊に貴金屬が貨幣として今日最も適當であり、貨幣として有用なるものなるを最も如實に物語るものである。然らば貨幣は貴金屬を以て其の進歩の道程を終了し、茲に其の完成を見たるものなりや。金は貨幣として最も適當なる素質を有すること、既に述ぶるが如くならば、唯一個の財を以て交換の媒介となし、價值の尺度となさんと欲すれば、金以外により多く適當なるものを發見すること殆んど不可能なりと云はねばならぬ。若し夫れ、貨幣の素材を唯一

個の財に限定することなく、各種の財を結合すること、恰も時計の振子の如く、一種の金屬のみを以てしては寒暑の金屬に及ぼす影響に依り、其の伸縮の差を生じ、正確なる時を知ること能はざるが故に各種の金屬を結合し、伸縮互に相補償するの作用を利用する方法に依るときは或は指數本位となり、或は其他の重複本位となり、金以外の貨幣制度の可能を思惟し得るも、斯の如き制度は之れを實際に應用すること未だ極めて困難、殆んど不可能に近きを以て、今尙ほ貨幣は貴金屬を以て其の最も主要なる素材となしつたのである。世界大戦争當時に於ても、一時世界は殆んど凡て不換紙幣となり、紙を以て貨幣の素材となし、所謂紙幣本位を採用するの餘儀なきに至りしも、今や再び、金を以て貨幣となすの舊制度に復歸しつたのである。金が最も主要なる貨幣である。

さりながら、經濟は進歩し、發達して其の止まる所を知らぬ。經濟の發達進歩は益々其の取引を頻繁にし、其の取引の量、金額も亦従つて増大する。此等増大する取引のためには金の如き其の容積、重量に比して價值の大なるものと雖も尙ほ不便たるを免れない。茲に於て金屬貨幣に代ふるに信用を以てし、其の形式は紙に現はれ、兌換券、小切手、手形等が大に使用せらるるに至る。之れ恰も各種の商品貨幣は其の容積、重量に比し、其の價值、金と比較すれば、大なるの故

に之を不便とし比較的其の價值の大なる金を使用するに至りし、其の經濟的理由と全然同様である。

併しながら、兌換券、小切手、手形等は、貨幣を代表するか、或は貨幣に對する要求權を示すもので、其の貨幣は今尙ほ金屬貨幣である。金屬貨幣と絶縁すること能はざるものである。今や世界は不換紙幣の制度を捨てて再び金貨幣に復歸しつたあり、不換紙幣には種々なる弊害もあり、之を恒久的貨幣となすこと、甚だ困難なるも、不換紙幣に於てこそ、始めて貨幣は茲に金と絶縁せられ、素材其れ自體に何等價值なきものが貨幣となり、而も貨幣たるの職能を盡し、其の效用を有するに至るものである。不換紙幣は貨幣で、貨幣以外の何物でもなく、其の素材に拘束せられず、素材と分離し、全體的に貨幣として、貨幣の姿を最も明瞭に顯現するものである。

註

(1) Laughlin, J. L. The Principles of Money, N. Y. 1903, p. 419.

中村佐一、臺灣生蕃北部タイヤル族ニ於ケル貝貨（早稻田政治經濟學雜誌十二號）
新渡戸稻造、貝幣ノ變遷（和田垣教授記念經濟論叢）

(2) Jevons p. 19—20

Spalding, W. F. The Functions of Money, London. 1921. p. 10—13.

Todd, J. A. *The Mechanism of Exchange*. Oxford 1917.

(3) Adam Smith. p. 25.

(4) Helfferich S. 16.

(5) Jevons p. 30—40.

第二章 貨幣本質論

第一節 貨幣考察の態度

原始的な極めて幼稚なる經濟に於ては未だ貨幣なるものの發生を見なかつた。掠奪、贈與に其の端を發し、分業と私有財産制とに依り、交換起り、交換は物と物との直接の交換、即ち物々交換に始まり、次いで經濟進歩して物と物との直接の交換は間接の交換となり、其の交換を媒介するものの必要生じ、茲に貨幣は發生するに至つた、貨幣は交換の媒介である。従つて交通の媒介が即ち貨幣の本質であると思惟せらるる。

然るに交換の媒介は先づ交換せんとする財と交換の媒介をなすものとを交換し、更らに其の得たる交換の媒介をなすものを以て他の財と交換するを意味する。交換をなすに當りては其の交換をなす者は互に自己の提供する財よりも他より提供せらるる財をより高く評價するものなりとは云へ、客觀的に之を見れば交換せらるるの故に相互其の價值相一致と思惟せらるるが最も自然であり、少くとも、相互各々價值を有するが必然なりとせらるる。價值あるものと價值なきもの

とを交換するの理由なきが故である。貨幣も交換の媒介なりとは云へ財及勤勞と交換せらるるものである。價值を有するは當然なりとせらるる。從て貨幣は其の始め、或は貝、或は皮、或は家畜、或は米穀の如き其れ自體價值ある財が使用せられ、次いで、貴金屬が主として貨幣として用ゐられ、貨幣の素材、其れ自らに價值を有した。之を以て貨幣は素材價值あるものを以て製造せられ、素材が貨幣であり、素材の價值が貨幣の價值であり、殊に貴金屬が貨幣として使用せらるるに至り、貨幣の價值は其の素材たる金屬の或る量の價值に依りて定まると思惟せらるるに至つた。

次いで交換益々廣く行はるるに至りて貨幣をさへ有すれば如何なるものとも容易に交換することを得べく、自己の欲望の充足は悉く貨幣に依りて得らるると思惟せらるるが故に貨幣を極めて重要視し、貨幣を以て萬能なりとし、貨幣即ち富なりとするに至ると同時に財の交換とは別に凡ての支拂は貨幣を以て行はるることとなる。即ち租税、贈與の如き或は強制、或は任意の一方的支拂であつて、夙に財に依りて行はれたるものは勿論、信用漸次廣く用らるるに至りて賣買は現金を以て取引せらるること少なく、一方の給付は現在なるも、他方の反對給付は將來に於てなされることとなり、此處に時間入り來りて債權債務の關係發生し、換言すれば貸借となりて財を

買入るるも其の對價の給付は直ちに行はれずして、後日に延期され、其の支拂ひ即ち債務のみが賣買とは別に獨立して存在するものと感念せらるるに至り、更らに始めより賣買とは全然別で、賣買に關係なく、貨幣其れ自體の貸借行はれ、此等凡ての支拂は皆な貨幣を以て行はるるに至るが故に貨幣は此等の支拂の手段となり貨幣は此處に交換の媒介とは別に支拂の手段 (Zahlungsmittels, Means of Payment) なりとするの概念生じ、之れを最も重要視して貨幣とは支拂の手段たるに外ならぬものなりと思惟するものが現はるるに至つた。之れ貨幣と支拂の手段とに最も密接に結合せしめたるものである。

殊に貨幣にして一般に廣く行はれ、貨幣を以てすれば如何なる財にても其の欲する所のものと自由に交換し、獲得し得るに至らば貨幣を重要視すると共に貨幣を偽造し、或は毀傷するもの出づべく、然らざるも貨幣にして頻繁に使用せられ、流通するに至らば其の間、磨滅毀傷すべく、廳では惡貨流通することとなる。之れを自然に放任するに於ては惡貨益々社會に流通して所謂グレシヤムの法則行はれ、之れが爲めに損害を蒙るもの出づべく、一般取引の安全を害することとなる。之れ素より經濟の進歩を阻礙するものである。

貨幣が貨幣として安全に流通するには其の正確と統一とが確保されなければならぬ。恰も度

量衡の正確と統一とを期し、取引の安全、經濟の發達を圖るが如きである。正確と統一とを所期するには度量衡の場合と全然同じく、權力を以て之を強制しなければならぬ。貨幣は其の正確と統一とを確保するが爲めのみにも權力の支配を受くることとなる。然るに此の權力の支配は軀て國家に於て自ら貨幣を製造するの獨占權を掌握することとなり、國家以外の何ものにも貨幣の製造を許さず、而も此の獨占權は屢々濫用せられて時には君主或は國家は之を以て財源なりとし貨幣を改惡し、貨幣の製造より少なからざる財政上の收入を増加せんと圖るに至つた。貨幣と國家とは斯くして極めて密接不離の關係を生ずるに至つたのである。此處に於て國家の命令し、其の支拂の效力を認むるもの之れ即ち貨幣なり、貨幣は國家の關係以外には存在せず、法規を以て貨幣とするもの之れ貨幣なりとするの概念を生ずるに至つた。

又、物品貨幣と云ひ、金屬貨幣と云ひ、此等は孰れも其れ自體に價值を有し、從て經濟財であり、其れ自體目的たることを得べきものなれども、經濟進歩し、信用行はれ、債權債務の關係發生して債務の支拂のみが獨立して思惟され、其の支拂は國家が命令して支拂の效力を付與するものを以て之れに充つれば其の債務は完全に履行せられたものと認めらるるに至れば、終には何等素財價值なき、換言すれば其れ自體に價值なき、即ち經濟財ならざるものにて之を以て貨幣と

なすことを得るに至る。不換紙幣は其の最も著しき例である。不換紙幣は其の名の如く、正貨と兌換せらるることなく、其れ自體は一片の紙で價值なく、從て財にあらざるものである。而も素材價值なくとも貨幣である。茲に於て貨幣には素材價值の必要はない。貨幣には價值がない。從て貨幣を以て財なりとするは誤謬である。貨幣は一の記號 (Zeichen) に過ぎなく、貨幣は名目であるとの説が起る。

更らに交換を行ふには交換の割合を定めねばならぬ。交換の割合は價格で、價格は貨幣に依りて表現せらるる、貨幣は價值の尺度である。殊に交換の媒介は現實、交換を行ふに際して其の職能を盡すものなれども、現實交換せらるる其の前に交換の割合が定められなければならぬ。交換の割合を定めずしては交換は行はれない。從て價值の尺度は交換の媒介に先立つもので、交換の媒介をなすもの貨幣ではなく、價值の尺度となるもの之れ貨幣なりとも考へらるる。又現在に於ては凡ての價格は貨幣に依りて表現せられ、貨幣が凡てのもの價格を示して居る。貨幣に依りて評價すること困難なりと念はるるものでさへ貨幣を以て現はされる。譬へば民法の規定する損害賠償の如き人の名譽、感情さへも貨幣に依りて測らるることとなつて居る。貞操に關する訴訟など、屢々傳へ聞く所である。又經濟上、株式會社の資本金が、或は一千万圓、或は一億圓と

云ふが如く、貨幣の量に依りて示され、而も現實には貨幣の量ではない。凡ての財、資本皆な悉く貨幣によりて測られる。されど此等は唯貨幣に依りて測定せらるるのみで、實現交換せらるるのではない。交換とは無關係である。茲に於て貨幣は價值の尺度となるもので、交換の媒介とは別に貨幣の意義を定むるものなりとの説が生ずる。

其れと同時に經濟を交換を主とする流通經濟 (Verkehrswirtschaft) と見ずして協同經濟 (Gemeinwirtschaft) となすものは凡て生産せらるるものは消費せらるるもので、貨幣は此の生産と消費との中間に立つに過ぎざるものである。財を生産するものは貨幣を得て、此の貨幣を以て他の生産したる財の配分に參加する可能性を與へらるる。財を得て消費し欲望を充足するのである。生産と消費が經濟の重要素である。貨幣は其の間の一手段である。此の場合、貨幣其れ自體を以て欲望を充足するのではない。從て貨幣其れ自體は財でもなく又價值をも有しない。貨幣は一の記號に過ぎない。斯く見るも亦其の結論は同じく貨幣を以て名目なりとなすこととなるのである。

之に對しては貨幣には不換紙幣の如き全然素材價值なきものの存在し得るは事實である。されど貨幣の素材に價值なしとするもそれが必然に貨幣の價值を否定し、貨幣に價值なしとするの結論に導かるるものではない。貨幣は其の素材價值の有無に拘らず、經濟上、貨幣の職能を盡すに依

りて貨幣たるの意義を有するのである。換言すれば貨幣の職能を行ふもの之れ即ち貨幣である。

(Money is what money does) 而して貨幣の職能を行ふものは經濟上、必要缺くべからざるものである。必要あるものに對しては之に對する需要がある。縱令其れ自體に素材價值なしとするも其れに對する需要あり、其の供給制限せられ、無償を以て獲得すること能はざるに於ては茲處に價值が發生する。貨幣は不換紙幣の如き其の素材に全然價值なしとするも、尙ほ貨幣として價值を有するものである。貨幣に價值なしと云ふこと能はず、貨幣には價值あり、從て財であるとの説が唱へらるる。

貨幣は種々なる視角より考察せらるる。右述べたる以外にも尙ほ社會主義や共產主義の行はるる社會には貨幣はありやなしや。社會主義、共產主義の行はるる社會は共同經濟である。併しなから此の共同經濟に於ては私有財産制を認めない。從て私有財産制、即ち所有權を認むる社會に於けると同様なる交換はない。交換なきが故に私有財産制度を有する社會に於ける貨幣と同様なるものは存在せずとするのである。されど分業は行はれる。自給自足ではないのである。自給自足は極めて幼稚なる經濟で、社會は簡單に逆轉するものではない。分業行はるれば交換行はれざるを得ざるの理なれども、社會主義、共產主義に於ては所有權を認められざるが故に其の生産せ

らるるものは一旦之を社會共同の倉庫に納め、其れに對して其の生産に要したる労働時間だけの切符を與へらるる。労働が尊重され、労働は時間に依りて計算せらるるものとする。労働時間を現はしたる切符は其れと同様の労働時間を費して生産せられたる他の財を受取り得と云ふのである。言ふ迄もなく、私有財産制度に基く經濟の貨幣とは大に異なる。但し此の切符が他の財を受取り得と云ふは之れ交換せらるると云ふと敢て異なることなかるべく、然るときは此の切符も亦貨幣の一種なりと云ふことを得ざるや。之れ一の問題である。されど社會主義や共產主義は之を貨幣とは認めない。又彼等は現に存在する貨幣が、經濟上種種なる望ましからざる結果を生ずるものなれば之を廢止すべしと主張する。⑥ 少なくとも現在の貨幣其の物と大に異なるものなるは云ふ迄もない。茲に於て現在の意味に於ける貨幣は斯の如き共同經濟に於ては存在せず、現在の國民經濟に於ける貨幣の理論は其の點にまでは及ばざるものである。

少なくとも現在に於ては經濟は資本主義的組織で、貨幣は之に對して甚だ重大なる關係を有し、貨幣なくしては資本主義的經濟は想像せられない。ここに於て貨幣は經濟上甚だ重要視せられ、從て現代の經濟學は貨幣の概念を明かにせずしては了解することも建設することも不可能なりとせらるる。貨幣は現代、經濟學の中心、根本で、此の根本概念を明確にし始めて經濟學の成

立を見るとせらるるのである。⑦

抑も貨幣は如何に之を理解すべきであるか。貨幣は一般に人の能く熟知する所で、何人も貨幣に關しては何等かの感想を懷き、普通極めて平凡のものなるが如きも、さて然らば貨幣の本質を捕へ、之に學問上、嚴正なる定義を下さんと欲すれば、事甚だ容易ならず、貨幣の意義を定むること程、困難なること恐らくは他に其の類例少なしと云ふべきである。今日に至る迄貨幣の意義に關しては種々なる學說行はれ、學者各々其の見る所を異にし意見の一致を見ず、五里霧中に彷徨するの感ありとも云ふべきである。貨幣の研究は人をして氣狂はしさを感ぜしむ (Study of money makes man mad except love) とさへ云ふものある寔に宜なる哉とも云ふべきである。殊に貨幣は經濟學上、認識の對象として特殊、専門に屬する問題なるも、貨幣は日常生活の上に日毎に之に觸れ、且つ既に述ぶるが如く、經濟上、貨幣は時に依り富其物と思惟され、或は經濟の凡てでもあるかの如く重要視されつつあるものなるが故に社會の凡ての人々は貨幣に對して何等かの感想を懷き、全然、經濟に關する素養なく、經濟學上、之が研究に従事する者にあらざるもの迄も貨幣に關しては或は論議をなし、或は著述を公にし、貨幣の攻究をして益々複雑ならしむるものである。或は電氣、或は機械、或は醫術に關する科學に於ては、斯道専門のものにあらざれば

容易に常識を以て批判し得ざるものなるも、貨幣は往々にして常識を以て批判せらるるのである。されば經濟學が未だ學として完成せざるに先立ち、經濟現象中、夙に早く、其の論述の公にせられしものは實に貨幣に關してであるのである。

註

(1) 川島清治郎、貨幣廢止論、大正九年

(2) Söda, K. Geld und Wert, Tübingen, 1909. S. 165.

第二節 手段と目的

さりながら經濟に即して之を考察すれば、貨幣は其の物自體を目的とするのではなく、手段であると云ふべきである。即ち貨幣は手段で、其物自體を目的とするのではない。彼の米や肉や野菜や或は其他の經濟財はそれを食用に供し、人の饑餓を癒へしめ或は保健榮養を與ふるもので、人の欲望を充足し、其物自體を消費し、其物自體が目的となるものである。其物自體の効用が重要な關係を有する。食料品以外の日用必須品、享樂品、或は奢侈品、皆な悉く然らざるはない。其物自體を一回の使用を以て形を換へ、消費するか、或は數回、若くは數十百回、使用して

消費するか、共に凡て其物自體の効用を目的とし、人の欲望を充足するのである。一回の使用を以て形を換ふるものを以て消費とし、數回、或は數十百回の使用に堪ゆるものを消費と區別して使用と云ふも、右の場合消費と云ふは寧ろ消耗と云ふべく、消耗も使用も共に經濟學の用語を以て之を云はば消費である。生産、交換、分配、等に對立する消費である。普通の經濟財は消費せらるる目的である。其物自體が目的である。終局、消費せらるるのである。

手段は目的とは違ふ。普通に生産財と云はるるものがある。それは他の財を生産するが爲めに使用せらるるものなるが故に、言ふ迄もなく使用はせらるるも其物自體を目的とするものではない。其の物自體の終局の消費、其れ自體が目的ではない。他の財を生産するのが目的で其の目的に對する手段である。即ち生産財は手段である。譬へば此處に綿糸を生産するとする。其の原料たるべき綿花を輸入し、器械に依りて一定の手續を経て之に加工する。製品が綿糸である。從て綿糸を生産するが爲めには原料、器械、其他を必要とする。但し此等のものは綿糸の生産の爲めに使用せらるるもので、其れ自體を以て直ちに人の欲望を充足せしめ、其れ自體が終局の消費の目的となるものではない。綿糸の生産の爲めと云ふ生産の手段である。此の場合、綿糸を直ちに消費すれば綿糸は其れ自體が目的であるが、其の生産の爲めに使用せらるる生産財は目的ではない。

く手段である。素より綿糸も之に依りて綿布を生産せらるゝ場合には、其れ自體の消費が終局の目的にあらずして、綿布を生産するが目的となるものなれば此の場合には、綿糸は目的でなく手段である。其れと同様に綿花は綿糸の生産の爲めに原料として使用せらるる場合には、其れ自體が目的ではなく手段なりと云はざるべからざるも、若し其の綿花が其のまま、蒲團綿として使用せらるる場合には、綿花其れ自體が消費の目的となるものなれば手段ではなく目的なりと云はざるを得ない。そは物固有に附着せる性質にはあらずして其の使用の用途に基くものなれば、論理上、何等矛盾撞着は無きものである。

通信、交通機關は流通經濟の手段であると云はるる。譬へば汽車や汽船や其物自體を以て人の欲望を充足せんとするものではなく、財若くは人、或は消息を運搬するの手段である。其物自體が目的ではなく、終局に於てでも其れ自體を消費するのが目的ではない。手段である。Verkehrsmittel 或は Means of Transportation と呼ばるるは此の意味である。

素より生産手段 (Produktionsmittel) と呼ばるるものも、通信交通機關も、譬へば原料品に器械を以て加工すれば、一層人の欲望を充足するに、よりよきものとならしめ其の效用を増し、価値を高め、即ち生産すと云ふべく、或は運搬機關によりて財を效用の少なく認めらるる甲地よりそを

より多く認むる乙地に運べば、其れだけ其の価値を増すものなるが故に之れ又生産なりと云ふべく、共に生産たるや敢て論ずるを俟たない。生産は人の欲望を充足するにありと云ふべきも、生産夫れ自體は人の欲望を充足すべく、財の価値を増すを云ふもので、消費ではない。財が其れ自體、目的なりと云ふは直接に消費せられ、直接に人の欲望を充足するを云ふもので、其の欲望を充足するものを生産するか、即ち生産であり、其の生産の資料となり其れに利用せらるるものは生産の手段である。換言すれば手段は間接に人の欲望を充足せんとするものを云ふのである。

註

E Helferich, SS. 260—261.

第三節 手段としての貨幣

此の意味に於て貨幣は手段である。貨幣其物自體は普通の意味に於ける消費を目的とするものではない。貨幣は幾十百千回使用せらるるであらう。されど、貨幣の使用、其のこと自體が目的ではない。貨幣は終局に於て其物自體を使用し、若くは消費せらるるものではない。食料品は何人かの所有となり、食用に供されて人の欲望を充足し、即ち其の物自體が消費せらるるのであ

る。器械、器具、譬へば自動車の如き、之れ又何人かの所有となり一回の使用を以て消費せざるも、何回となく、使用せられ、其れに依りて直接に人の欲望を充足し、其物自體が使用せらるるのである。共に其物自體が目的である。或は云ふであらう。食料品や自動車や、或は人を運搬して便利を與へ、或は饑餓を癒へしむ、是等其の手段である、目的ではないと。されど直接に人の欲望を充足せしむるものは之れ其れ自體が其の目的となるのである。米と云ふ手段に依りて飢を醫す、飢を醫するが目的なりと云はれざるにもあらざれど、米と云ふものを種々なる手段によりて獲得し、之を煮て、飢を醫す、米其れ自體は飢を醫する目的物であるのである。

然るに貨幣は右の如く其物自體が目的ではない。貨幣は其物自體を目的として消費せらるるものではない。素より貨幣も何人かの所有に屬するであらう。無主物ではない。されど、貨幣はそれを自己所有のものなりと云ふも、永久にそれを所有するのが貨幣の目的ではない。貨幣は轉帳として社會に流通するのが其の職能である。永久に同一場所に停滯するのではない。一方より受取りたる貨幣は更らに他に之を支拂はるる。他のものが之を受取ればそれを信認して一方より之を受取るのである。我國の諺にも金は天下の廻り持ちと云ふことがある。此の金は時に貧富の互に相更代するを意味し、富とも解せらるれど同時に貨幣を意味し、貨幣は轉帳として社會に流通す

るを云ふのである。貨幣を所有するもそれを永久に保存せんとするは貨幣の本質ではない。素より貨幣も貯藏せらるることがある。永久に保存せらるることもある。されど斯の如く保存され、貯藏せらるるは貨幣の本質ではなく、一の富として財として保管せらるるのである。唯其の富が貨幣の形を以て保管するを便利且つ有益と信ぜらるるが故である。貨幣の職能ではなく、本質でもない。又貨幣は往々にして其れに穴を穿たれ、時計の鎖等に繋がれ、携帯せらるるを見ることがある。之も其の形態は貨幣なるも、それは裝飾品である。斯の如き場合は最早全然貨幣ではないのである。

貨幣を財とし、富と見るときはそれは其れ自體が目的と思惟せらるのである。手段ではない。其れ自體が目的とせらるるときは其の實質が考慮せらるる。内容が問題となる。右の例に於ても保管せらるる場合は正貨を以てせらるる。之れ正貨を其の内容、實質に鑑み、富として保管するに依るもので、然るときは最早、貨幣ではないのである。

貨幣は手段である。世人多くは金^{カネ}を得んことを欲し、之を貨幣と同一視して只管ら貨幣を人生の唯一の目的でもあるかの如く、之を獲得せんことに熱中するも、實は彼等は貨幣其物を得んとするのではない。貨幣其物を夥しく自ら保管することは甚しき不便であり、少くとも經濟上に

於ては利子の損失之に伴ひ、時には無用の心配危険、甚しきに至りては生命の危機にさへも遭遇せざるべからざる惧がある。信用の行はるる社會に於ては貨幣は自己に必要なる、成る可くは最小の限度に限り之を自ら保管して、他は郵便貯金或は銀行に預け入るるものである。貨幣其れ自體を無制限に欲求するものではない。欲求するものは目的となる富であり財であり、貨幣其れ自體ではない。金持ちと灰吹きは溜る程汚ないと云ひ、其の溜るものは金、即ち貨幣なるが如くに思惟せらるるも守銭奴と云ふものならば格別、又、經濟幼稚、信用未だ行はれざる時代に於ては貨幣を以て保管せらるべきも、其の場合の貨幣は本質的には貨幣なるにあらずして目的となる財であり、富である。貯へらるるものは目的となる富である。貨幣は多くの人々が簡単に思惟するが如く、其物自體を目的として蓄積し、其の身に付けんとするものではない。却つて其の身より之を放し、其の身に付けざらんとする貨幣の如きものは稀である。必要の限度以上に之を保管するは無用であり、損失であり又危険である。故に之を其の身より離さんとするものである。貨幣は無際限に之を其の身に付け、蓄積せんとするものにあらずして却つて其の身より離さんとするものである。之れ貨幣其れ自體は目的ではなくして手段なるからである。貨幣は其れ自體が目的ではない。従て其の實質を根本としない。目的たる富は其れ自體が目的である。故に其の實質に

重きを置く、貨幣が手段なる所以、明瞭なりと云ふべきである。

第四節 貨幣と生産手段との別

貨幣が手段なること右述ぶるが如く、交通機關も、普通所謂生産手段も亦手段である。手段と云ふ點に於ては同一であり、又共に人の欲望を充足すべき財の效用を増し、其の價值を高むるものなれば、縦令交通機關と貨幣とは財其物の形を變更することなく、之に加工するものにもあらざれど生産手段である。従て又共に生産に使用すべく過去の勞力の結果になるものなれば、凡て資本である。

然らば貨幣と他の生産手段とは如何なる區別ありや、貨幣が貨幣として自ら獨立し、他と區別せらるべき概念を形成するは如何なる點に其の根據を有するや、貨幣と交通機關とは共に流通經濟の手段としては敢て異なる所無きが如きも交通機關は財を一定の場所より他の場所に運搬し、其の位地を變化せしめ、以て效用を増し、價值を高むる流通經濟の手段である。貨幣は各種の財を結合せしめ、生産を可能ならしめ、又價值を運搬する點に於て交通機關に類似すと云ふべきも、交通機關が場所と場所との間に運搬するに對し、人と人との間に運搬する流通經濟の手段で

ある。其の點を異にする。換言すれば場所と人との區別がある。而して普通所謂生産手段、並に交通機關は人が自然的に只自然の與ふるものを採取して其の儘其の場所に於て其の欲望を充足する極めて幼稚なる域を脱して生産行爲を營むに至れば、如何なる時代に於ても、殊に社會主義、或は共產主義の行はるる社會に於ても其の存在を見ることを得べきも、貨幣は是れと異なり⁽²⁾、自然經濟、物々交換の行はるる時代、並に私有財産制度を認めず、分業の行はれざる社會、殊に社會主義、若くは共產主義の行はるる社會に於ては其の存在の可能を見ざるものである。之れ貨幣と他の生産手段との區別である。

又、普通所謂生産手段は財の生産の爲めの手段となるものなれども貨幣は交換の手段である。素より貨幣も交換の手段として生産を助長し、右既に述ぶるが如く、各種の財を結合するを得せしめ、以て財の生産を可能ならしむるものなれば、其の意味に於て貨幣も亦生産手段なりと云はれざるにもあらざれど、そは一般に廣く生産手段を解したる場合である。貨幣は普通所謂生産の爲めの手段ではなく、交換の爲めの手段である。普通所謂狹義に生産手段と稱せらるる原料品や、工場や、或は器械等とは異なるものである。且つ原料品や、工場や或は器械等は一方に於ては手段なるも、他方に於ては其物自體が目的となり、終局の消費となり得るものである。之に反して

貨幣は貨幣たる以上、全く手段であつて其れ自體は目的ではない。交換の手段である。之れ普通所謂生産手段と異なる點で、貨幣の特質であり、貨幣は手段で、其の手段は交換の爲めの手段なることが其の本質である。

Kries は貨幣を以て分配の手段なりとし、之を生産手段と消費財とに獨立して對立せしめ、賣買は其れ自身何等生産行爲にあらずと云ふて居る。之れ經濟を生産、分配、消費の三に區別したるに基き、同時に賣買は財に何等の變化を與ふるものにあらずと云ふの理由に依るのである。されど、財に何等の變化を有形的に與へずと云ふならば、交通機關を以て運搬する財にも財其れ自體に何等の有形的變化を與へない。然るときは運搬は之れも亦生産行爲にあらずと云はねばならぬ。若し又、有形的に變化を與へざるも其の價值を増すと云ふならば交換も、其の交換せらるるは互に其の價值を高く見積るものなれば之れも亦生産なりと云はねばならない。之れ論理の正確を得たるものにあらずのみならず、經濟を生産と分配と消費の三にのみ區分するは決して適當ではない。交換をも其の區分の一としなければならぬ。此のクニースの見解は妥當なりとすることは出来ない⁽³⁾。

註

- (1) Helfferich, S. 262—265.
- (2) Helfferich, S. 261.
- (3) Helfferich, S. 264.

第五節 手段と實質

貨幣は其れ自體が目的ではなくして交換の手段であること既に述ぶるが如くである。其れ自體が目的でなき以上、其の實質は其れ自體が目的である場合に於けるが如くに重要な關係を有するものではない。或る特定なる素材を是非共必要とするものではない。手段は目的を達するに最も便宜なるものであれば其の素材は何であらうとも、深く問ふ所ではない。交換の手段として其の目的を達するに最も便宜なるものであれば其の素材は必ず或る特定の實質内容を有せざるべからざる理由はない。換言すれば Ding an sich ではなく。Substanz を主とするものではない。Substanz より手段となるもので、左右田博士や③Simmele③の所謂 Substanz より Funktion へと導かるるものである。貨幣は交換の手段として其の職能を盡す所に貨幣の意義がある。貨幣の本質は交換の手段である。又實際、經濟上に貨幣は種々なる形態に於て表現せらるるもそは貨幣の現

はれ (Erscheinung) で、其の本質 (Wesen) ではないのである。

素より貨幣は其の始め、普通の經濟財が其の素材として使用された。否な原始的經濟状態に於ては或物が普通の經濟財なりや、或は貨幣なりやは未だ截然たる區別を立て難かりしものである。貨幣でもあり、同時に普通の經濟財でもあつた。其れで其の當時の經濟状態は交換の手段として適當なるものとせられたのである。然るに其の後、經濟漸次に進歩し、交換、一般に廣く行はるるに至りて、交換の爲めに或る特定の手段を用ゆることとなり、貨幣の概念が次第に明らかとなり、普通の經濟財と區別せらるるに至つた、而も尙ほ貨幣の素材は一方に於て其物自體を目的となし得るもの、換言すれば普通の經濟財を以て之に充てられた。貨幣の素材が金屬となり、金屬貨幣發生するに及びて金屬は貨幣として或る一定の形態を與へられ、特に普通の經濟財としての金屬と區別され、貨幣を一の獨立のものとなし、貨幣の概念を稍や明瞭なるものとならしめしも、尙ほ金屬貨幣は之を鑄潰せば普通の經濟財となり、其物自體を目的となし得るものなるが故に屢々貨幣と財との混同を見るのである。

されど今や金屬、殊に貴金屬、就中金の如きは其の用途の大部分、主として貨幣としてあり、金の價值も又貨幣の價值に依りて決定せらるるものと見做さざるを得ざるに至りしが故に貨

幣の素材は金であり、金は其れ自體、貨幣以外に其物自體を以て人の欲望を充足し、其れ自體に價値を認められ、普通經濟財なるも、貨幣としての關係、より重要で、金地金としての金は貨幣に從屬する關係を有するものとなり、此處に貨幣の概念、愈々明白となり、貨幣は普通の經濟財と獨立して思惟せらるるに至つた。殊に、不換紙幣行はるるに至りて、其の素材は一片の紙であり、金と兌換し得るものにあらず、其れ自體は貨幣としての以外、人の欲望を充足し得るものにあらず、素材其物自體は目的にあらず、價値を有せず、經濟財ならざるも尙ほ且つ貨幣として使用せらるるを見るに至りしが故に此處に貨幣と其の素材とは全然區別せられ、貨幣は素材價値なきものにて尙ほ貨幣として成立し得るものなるを知り、貨幣の概念は此處に愈々明瞭となり、獨立するに至つた。

註

① Soda, S. 117.

Döring, H. Die Geldtheorien seit Knapp, 2 Aufl. 1922, Greifswald, SS.83—84.

② Simmel, G. Philosophie des Geldes, Leipzig, 1900, S. 136.

第六節 名目主義と金屬主義

貨幣を唯々名目なりとか、記號なりとか、數なりとか、計算單位なりとか、或は價値單位なりとか、之を抽象視する名目主義、貨幣概念の現はるるに至りしも之れと極めて重要な關係を有するのである。貨幣に素材の價値はない。從て貨幣は其れ自體價値を有せず、而も尙ほ貨幣として成立可能なるが故に、之を名目なりと説明し、貨幣の概念に新らしき意義を下さんとするのである。如何にも金屬に即しては不換紙幣は説明し得られない。金屬と關係なきが故である。貨幣の素材が普通の經濟財であり、殊に金屬なりし場合には貨幣は金屬の或る量であり、又貨幣の價値は其の金屬の或る量の價値に依りて定まると説明することを得る。斯る見解を名目主義(Nominalismus)に對して金屬主義(Metallismus)と云ふのである。されど金屬主義では不換紙幣を説明し得られない。若し紙幣が全然、其の素材と分離し、完全に獨立して、貨幣の完成となり、貨幣の概念、一定するに至らば或は貨幣の説明は名目主義に依ることを得やう、金屬主義、存在の餘地は無きものとなるのである。然るに現在に於ては尙ほ金屬主義が多かれ少なかれ維持せらるる。之れ現在に於ては貨幣は尙ほ金屬を素材とし、其の素材たる金は一方に於ては貨幣として獨立して存在するものと思惟せらるるも、他方に於ては其の金屬は其れ自體、人の欲望を充足し、價値を有し、其れ自體目的として終局、消費し得る財なるからである。

貨幣に何等、素材價值なきものも、尙ほ貨幣として成立可能なるは之れ貨幣が其れ自體目的ではなく、手段なるに依るのであらう。手段なるが故に其れ自體の實質は深く問ふ所ではないのである。交換の目的を達するに便宜なる手段なりとせらるるものは貨幣として成立するのである。而して經濟進歩し、信用行はれ、經濟關係益々複雑となるに至れば貨幣を其れ自體目的とせず、手段として思惟するに至り、素材を深く顧みることなく、寧ろ素材價值なき貨幣を便宜なりとするに至るのである。

されど、貨幣に素材價值なく、貨幣夫れ自體は貨幣として以外に價值を有せざるものなるも、貨幣としては價值を有するものである。然るに名目主義は貨幣を名目なりとし、其れ自體素材價值無く、貨幣としても價值を有するものにあらざると云ふのである。但し、貨幣其れ自體の素材に價值なしとするも、其の結果必然的に貨幣として價值なしと云ふことは困難である。換言すれば貨幣の素材に價值なきも貨幣は成立可能なりと云ふは之を事實として明白に認識しなければならぬ。さればとて其の結果、貨幣に價值なしと早急に論斷すること能はざるものである。抑々人は價值あるものと價值なきものとを交換するであらうか。價值なきものと價值あるものとを換ゆるは之れ交換ではなくして無償なるが故に贈與である。交換なる以上は相互其の價值相等しと見

なければならぬ。貨幣が財と換へらるる以上、又支拂に充てらるる以上、無價值であるべきではない。必ず價值ありと云ふべきである。價值あるが故に貨幣に換へて或は財、或は勤勞を提供し、或は支拂を受くるのである。名目主義は之を價值ではなくして *Geltung* と云ふて居る。*Geltung* は何と譯すべきか、效用と云ふに當らんも、此の效用は此の場合 *Utilität*、或は *Nutzen* の效用と異なるが故に、效力と云ふべきであらう。效力は支拂の效力を指し、そは法律上の關係である。貨幣を全然、法的關係に見て法律上、貨幣の考察をなし、其の意義を定むるは極めて興味多く、且つ貨幣の意義を明白にする上に於て甚だ重要なることなれども貨幣を獨り、法的關係のみにより考察するは決して妥當ではない。貨幣は先づ經濟の觀點より之を考察すべきである。經濟より之を見るときは右の貨幣の效力と云ふは之れ價值に外ならないものである。從て貨幣には價值ありと云ふべきである。而して此處には貨幣の法律的考察は之に觸れずして經濟上より之を攻究するものである。

註

① Knapp, G. F. Staatliche Theorie des Geldes, Leipzig, 1905, SS. 17—20.

第七節 貨幣價値の有無及財

貨幣を以て一の名目に過ぎずとなすならば、貨幣には價値を認めざるもので、價値なきものは財ではない。されど貨幣は價値を有せざるものであらうか。又貨幣は價値を有せずとも、其の貨幣たるの職能を盡し得るものであらうか。若し又、貨幣にして價値を有すとなすならば貨幣は財なりと看做さざるべからざるは勿論なるが、其の價値は他の財の價値と全然同一なる經濟原則に依りて支配せらるるものであらうか。貨幣の職能、殊に價値の尺度たる職能と貨幣の價値との關係は夙に論究せられたる所であり、貨幣の本質を考察するに當りてかなり重要な關係を有するものである。

抑々貨幣は其れ自體、價値を有するものにあらずとは Knapp 以後、名目學說に於て主張せらるるのみならず、十六七世紀に亘りて重金主義思想一般に行はれ貨幣を以て富と同視し、大に之を重要視したるが爲め其の反動として當時、既に貨幣は價値を有するものにあらずとの説が現はれた。即ち Locke は金銀は想像上の價値 (Imaginary value) を有するものなるに過ぎず、一般人の同意に依りて、自己が貨幣と換へたると全然同價値のものを確實に獲得し得べき一般的保證

(Common pledge) なりと云ひ、David Hume も亦貨幣は單に勞力及び財を代表 (Representation of Labour and commodities) するもので、勞力及び財の價値を測定する一の記號となりと云ふて居る^①。之に反して貨幣に價値ありとするものは Turgot を始め、英、佛、獨の正統派經濟學者、Karl Marx^② 等、其の數極めて夥しく、終に Roscher をして誤れる貨幣の定義は財よりもより多きものとするか、或はより少なきものとするかの二大別に分類することを得ると云はしめて居る^③。(Die falschen Definitionen des Geldes lassen sich in zwei Hauptgruppen teilen; solche, die es für mehr, und solche, die es für weniger halten als eine Ware)^④

貨幣の價値に關しては屢々 Knies^⑤の説が引用せらるる。そは重さを測るには其れ自ら重さを有する片若くはグラムを以てし、長さを測るには其れ自ら長さを有するメートル、若くは尺を以てする。測るものと測らるるものとは同性質のものでなくてはならぬ。素より或る處に赴くには何時間を要すと云ふが如く距離を測るに時間を以てし、之れと反對に人は時計の表面を見て、其の針が、一定の場處より他の場所に動く距離によりて時間を知るが如く、測るものと測らるるものと同性質ならず、右の原則に相反するが如くに見ゆる場合もある。されど、時計の表面を見て、其の距離に依りて時間を測るは其の時間の間時計の針が、其の表面を如何程、動くものな

るやを知り、又、或る距離を歩むに當り、何時間を要すと云ふは一時間の内に如何程の距離を歩み得るやを知るが故である。唯單純に時間を距離にて、又は距離を時間にて測定するのではない。結局、時間を測るには時間を以てし、距離を測るには距離を以するので同性質である。貨幣も價值を測るものたる以上、其れ自體價值を有せざるべからざるものである。貨幣には價值がある。と斯様に云ふのである。

之に對する Simmel の説も又有名なるものである。そは測るものと測らるるものと同性質ならざるべからずと云ふは兩者の量を直接に測り得る場合である。然るに直接と比較し測る以外に二つのものの變化、差異、若くは關係を測る必要なる場合がある。斯る際には二つのもの間に其の本質を同じくせずとも、一つのものの割合が他方に反映すれば足るのである。譬へば或る木の枝を折りたる風の力を測らんとするに其れと同一の木を折る人の手の力を以てするに於ては其の双方に力なる同性質のものあれど、風の力を測るに風が折りたる木の厚さを以て測ることを得る。即ち今年今日吹きたる風は木を折りたれども、昨年今日吹きたる風は木を傷つけたることさへもなしと云ふが如きである。又人は物質の運動變化に依りて人の意識の強さを知ることが得る。物質と意識とは全然其の性質を同じくするものではない。其處に何等共通の單位はない。而

も何等其の性質を同じくせざるものもありても其の相互間に絶へざる關係を存するに於ては其の大きさを關係的に測定し得るのである。貨幣も亦其れ自ら價值を有せざれば、價值を測定し能はずと云ふの論理は成立しない。之れ其の概要の説明である。

さりながら、同じく或物を測ると云ふも、具體的のものならば直接に測定し得べく、斯るものは測るものと測らるるものと必然に同性質のものたらざるを得ない。譬へば一リットルの水を測るに一リットルの容器を以てし、一メートルの長さあるものを測るに一メートルの長さを以てするが如きである。然るに抽象的のものは直接に測定し得ざるを普通とする。風の力、意識の作用、時間、温度、等の如き之れである。斯る抽象的で、直接に測り得ざるものは間接の方法を以てするの外はない。譬へば、寒暑を測るに寒暖計の度数を以て之を測るが如く、其他、既に述べたる、意識を物質に依り、時間を時計に依り、風の力を木の枝に依るが如き皆な然りである。此等の場合に於ては測るものと測らるるものと、全然其の性質を異にするが如きも、其の實、其の間、極めて密接なる關係あり、此の關係を通して測定するのである。今温度を測るに寒暖計の度数を以てすると云はば温度と寒暖計の度数とは全然其の性質を異にするや言ふを俟たざる所なれども、水銀は温度の高低に依りて昇降し、其の昇降は温度の高低と直接に相關聯し、水銀の昇降

なる運動は一方温度と他方、寒暖計の表面にきざまれたる度数との双方の範疇に屬するが故に一定の温度に於て水銀が寒暖計の或る度数を示す、其の温度に依り、他の温度の高低を知り得るのである。時間を時計の面の空間に依りて測定するも亦之れと同じく、時間の針の運動は時間と空間の双方の範疇に屬し、一定の時間の間には時計の針は一定の空間を動くものなるを知り、之によりて時間を測定するもので、一定の時間に時計の針が一定の空間を動く其の時間に依り他の時間を測り知ることを得るのである。風の力も或る風の力が木を折るを知り、其の木を折るに要する風の力に依りて他の風の力を測り知るので、其他距離に於ても、意識に於ても其の關係、敢て異なる所あるを見ず、此等を全然、其の性質に何等の關係なしと云ふこと能はざるものである。

然らば貨幣と財との關係は如何。此の兩者の關係は云ふ迄もなく價值である。貨幣を以て財若くは勞力の價值を測ると云ふ以上、貨幣の價值を以て財若くは勞力の價值を測定するもので貨幣も亦價值を有すべきや素より當然である。而して財の量増し、貨幣の量同一なるか、或は減少するときは財の價格は下落し、之に反して貨幣の量増し、財の量同一なるか、或は減少すれば財の價格は騰貴し、貨幣の總量と財の總量とは常に相均しく相一致する以上、貨幣の價值は財の價值で、貨幣其れ自體には價值なしとするものあれども、既に兩者の價值相均しと云ふ限り、其のこ

と自體、貨幣に價值あるを認め一方の價值を以て他方の價值を測るものである。貨幣に價值なしと云ふは矛盾である。又、之を實際に就て見るも人は何等の價值なきものと價值あるものとを交換する愚をなすであらうか。既に貨幣と財とを交換すと云ふ以上、價值ある財を以て無價值なる貨幣に換ゆるのではなく、貨幣も又價值を有するが故である貨幣は價值を有するものである。從て財である。

然るに尙ほ貨幣の總量と財の價格の總量とは相均しと云ふも、實際に於て交換せらるるものは財と財である。貨幣は此の交換に於て一方に於て賣らるる財と換へられ、更らに他方に於て貨幣は財に換へられ、財を買ふものである。唯交換の媒介をなすに過ぎざるもので、貨幣は其れ自體、價值もなく、從て財でもなく、唯單純なる指圖 (Anweisung) であると云ふものもある。されど、社會主義の如き全然現在の經濟組織と其の根本に於て異なる制度を有する時代に於ては斯の如き指圖も又可能なるべきも、現在に於ては指圖なる以上、其の指圖は財を代表すべく、代表せらるる財は或る特定の財たらざるべからず、又其の財を或る特定の人に或る特定の時期に於て引渡すものでなくてはならない。之れ指圖なる語の意義である。然るに貨幣には斯の如き特定の關係は無い。從て貨幣は普通の意味に於ける指圖ではない。若し又貨幣は斯の如き意義に於ける指圖

を意味するのではなく、貨幣を有するものは何時にても其の欲する財と交換せらるるを意味すと云ふならば、普通の財も、亦、他の財と交換することを得べく、其の欲する財を獲得し得べきものである。此の場合、貨幣は如何なる財とも交換し得べきものなれども、普通の財は貨幣の如く廣く一般に如何なる財とも交換し得ざる區別はある。但し其の區別は唯々程度の差で、本質上の差違ではない。本質的には貨幣も財も共に他の財と交換し得べきもので、貨幣が指圖であるならば、普通の財も亦指圖であり、然らざれば共に指圖ではない。貨幣は指圖であり、其れ自體に価値を有せざるものなりと云ふも、其の論理は決して徹底し得ざるものである。

註

- (1) Helfferich, SS. 545—6.
 (2) Roscher, W. Grundlagen der Nationalökonomie, 23. Aufl., bearbeitet von Pöhlmann, Stuttgart 1900, S. 331.
 (3) Knies, S. 147.
 (4) Simmel, S. 88 unten. Soda, S. 18— Helfferich, S. 548 unten.
 (5) Helfferich, S. 553—4.

第八節 貨幣の本質

貨幣に価値ありとすれば、価値あるものは經濟財であり、従て、貨幣は財 (Waren) である。只單なる名目、記號ではない。素より斯く云ふも貨幣に素材価値ありと云ふのではない。此の點、金屬の或る量を貨幣と思惟する金屬主義を排撃し、名目主義と一致する。されど貨幣に素材価値なくとも貨幣としては価値を有するを否定し得ない。それは事實なるからである。此の點名目主義の云ふが如く貨幣に価値なしと云ふに一致すること能はざるものである。然ればとて金屬主義は貨幣に価値ありと云ふが故に其の點金屬主義を承認するが如きも金屬主義は其の貨幣の価値は金屬の或る量の価値のなりと云ふを以て其の點之を排撃しなければならぬ。貨幣の価値は其の素材たる金屬の或る量の価値に依りて直ちに決定せらるるものではない。貨幣の価値は別に貨幣価値論に於て論述すべきも、貨幣が貨幣として価値を有するは貨幣が交換の手段として必要なるに基くのである。云はば其の職能に依るのである。即ち貨幣は交換の手段として經濟上、交換に必要である。必要なるものは之に對して需要がある。需要は貨幣に価値を發生せしむる一原因である。但し全部の原因ではない。従て經濟上必要なりと云ふ需要のみにては未だ貨幣に価値あるを完全に説明し得るものではない。需要に對して供給の側を見なければならず需要と供給との双方の關係を考察すべきである。如何に需要あるも、それに對して無限に供給あらば価値は發生しな

い。譬へば經濟學上屢々引用せらるる空氣や水の如きものである。然るに貨幣は縱令其の素材に價值なきも不換紙幣の場合は勿論、其他貨幣の發行は國家が之を獨占し、制限する。其の制限は必ずしも自然的制限なるを要しない。人爲を以て制限するも其の經濟上の作用に於ては敢て異なる所がない。人爲を以てでも之を制限すれば、其の供給を制限するのである。茲に於て供給は無限ではない。従て一方に需要あり、他方に於て其の供給に制限あるが故に茲に價值を生ずるのである⁽²⁾。貨幣が貨幣である限り、無償を以てしては獲得し得られざるものである。貨幣には價值がある。従て貨幣は財であり、交換の手段である。

註

(1) Bendixen, Geld und Kapital, 3. Aufl., S. 77. Ich nenne (mit Knapp) Metallisten alle diejenigen, welche bei reiner Metallwährung die Werteinheit real als ein Quantum Edelmetall definieren, während der Nominalist auch dann die Nominalität der Werteinheit behauptet.

(2) Helfferich, S. 556—7.

竹島富三郎 貨幣原論 一三三—一三九頁。

第三章 貨幣の本質に関する諸學說

貨幣の本質に關しては種々なる學說がある。而も此等の學說は Georg Friedrich Knapp の Staatliche Theorie des Geldes, 1905. 出でて、其の影響を受け、益益多く諸學說の提唱せらるるを見ることとなり、貨幣の理論は Knapp 以後の貨幣學說に依りて其の概要を窺ひ知ることを得べく、Knapp 以前に遠く溯るの必要、左まで緊切ならざるが故に以下少しく最近に於ける貨幣學說の概要を紹介することとする。而して最近に於ける貨幣學說は主として Herbert Döring: Die Geldtheorien seit Knapp. 2. Aufl., 1922 に依るを最も便とすべく、Döring の分類に依り、貨幣學說を、金屬說、名目說、竝に職能說の三とする。素より各學說の内、學者各々其の見る所を同じくせず、同一傾向の學說にありても、各學者、其の主張する所を異にし千種萬様なるは敢て言ふ迄もない。以下諸學說の紹介は殆んど全部 Döring に基き、其の概要を記述する。但し、其の全部の翻譯にあらざるのみならず Knapp を始めとし、能ふ限り各學說の原著に就て考證し、參照したる所も又少なくはなす。

第一節 金屬說

金屬主義を主張する人々の中には貨幣を歴史的に考察し、且つ之れと極めて密接なる關係に立ち、主觀的價值說より發生する貨幣の價值の尺度たる職能に重きを置くものが少なくはない。Karl Roscher や Karl Knapp は歴史學派に屬する人々で、貨幣の歴史的進化竝に國家との關係を詳細に考察したるのみならず、Kries は貨幣は一般に交換の手段となり、價值及價格の尺度となる職能を盡すものなりと云ひ、價值の尺度とは貨幣の有する使用價值 (Gebrauchswert) を以て他の財の價值を測定するものなりとし、凡そ或る物の量的關係を測定するには測るものと測らるるものと共に同性質のものたらざるべからず、貨幣は價值を測定するものなれば自ら價值を有せざるべからざるや、必然的、當然なりと述べ、紙幣は素材價值を有せず、從て他に使用價值を認むること能はず、政府紙幣も銀行紙幣も法律的にも經濟的にも貨幣の職能を盡すこと能はざるものなれば、貨幣にあらずとして居る。此の Kries の所説は後の貨幣理論に少なからざる影響を及ぼしたるものである。

Walter Lotz 及び Karl Diel と共に Knapp の學説を排撃したる人々で、前者は歴史學派的見地より貨幣を

考察し Knapp の學説を以て經濟的に攻究せられたるものにあらずとし、Kries に近く、貨幣は交換の手段となり、價值の尺度となる職能を結合するものなりとし、價值の尺度としては使用并に交換價值を有するものなりとして居る。又貴金屬貨幣の本位を有する處に於ては金が價值の尺度で、名目上の價值單位は尺度にあらずとし、紙幣は兌換せらるるや否やに重きを置き、其の關係は法的範疇に屬するものなりとし、結局、紙幣は價值の尺度となること能はざるが故に貨幣にあらずとして居る。

註

① Lotz, Walter, G. F. Knapps neue Geldtheorie. Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft. 30

Jahrg. 1906. S. 331—370.

Geld. W. d. V. Bd. I. III aufl. Jena. 1911. S. 987—990.

Döring. S. 22—24.

Diel は社會法制に重きを置き、貨幣を以て法則の創造物なりとし、支拂の手段なりとするの點に於て Knapp と一致するも、貨幣は純粹經濟理論的考察をなし得るものにあらず、或る特定の歴史的法制に基く各經濟時代に依りて異なる經濟現象なるが故に貨幣が素材價值を有すべきや否やは一に經濟的法制に依りて決定せらるべきである②。現在の如き私有財産制と、自由生産消費に依る自由競争に其の基礎を置く經濟組織の下に於ては貨幣は他の凡ての財と比較せらるべく、其れ自體に素材價值を有しなればならない。而して貨幣の價值は對内的にも對外的にも其の金屬の素材に依りて決定せらるるのである。不換紙幣は其れ自體に素材價值

なく、從て他の財の價值を測ること能はざるものなるが故に貨幣とはなり得ない。素より貨幣は支拂の手段で、國家に依りて定めらるるものなるが故に素材價值なき貨幣も唯々概念的には貨幣として認めざるを得ざるも、金屬の基礎なき貨幣制度は國內的にも維持すること能はざるものである。金屬主義は金屬なき貨幣制度は不可能のものなるが故に正當の理由を以て之を實行すること能はずと云ふに止まるのである。又、銀行券の兌換せられざるものは國家に對する貸付で、信用證券であり、貨幣ではない。素材價值なき貨幣は右の如く之を貨幣なりとすること能はざるも、それは特定の社會組織に依るのである。從て社會主義の社會に於ては貨幣は一の財に對する指圖證券なるべければ素材價值なきものも貨幣となり得るのである。

註

(1) Diehl Karl, Theoretische Nationalökonomie, Jena 1916. S. 400.

(2) Döring, S. 26—29.

Ludwig Stephinger は純粹理論に立ち、素材 (Stoff) と現實 (Wirklichkeit) に出發し、金屬主義と法制貨幣說、客觀と主觀、主體と客體に對照し、客體 (Objekt) と主體 (Subjekt) とが價值學說を建設し、貨幣の場合には客體 (Objekt) は貨幣の素材で、主體 (Subjekt) は經濟社會なりとし、社會と素材ありて始めて貨幣發生するものなれば、貨幣に素材の必要なるを巧妙に説明し貨幣の使用價值を力説して居る。而して所謂貨幣の職能を認めず、唯々目的あるのみと云つて居る。

註

Stephinger, Ludwig. Wert und Geld. Grundzüge einer Wirtschaftslehre. Tübingen. 1918 SS. 169—178.

Döring, S. 29—31.

Bruno Moll は Problem der Endes を中心とし、貨幣は其れ自體にてか、若くは財或は勤勞と交換せられて満足を得らるるものである。Knapp の云々が如き流通の満足 (Zirkulatorischen Befriedigung) は永久のものなりと見做さざるを得ず、其の終りのなきものは經濟的論理に於て思惟するを得ずと云ひ、貨幣に素材の必要なるを云つて居る。

註

Moll, Bruno. Logik des Geldes. 2 auf. 1922. München. S. 58—69.

Döring, S. 31—33.

獨逸經濟學界の泰斗と仰がれ我が國にも廣く其の名を知られし碩學 Schmoller は歴史學派に屬し、一般經濟に關しては歴史的、社會的、國家的、文化的條件に注意し、心理的竝に論理的考察を試みたる人なるが、貨幣の考察に關しても亦同一の態度を持ち、貨幣は先づ、經濟竝に法律的制度なりとし、其の成立には貴金屬の性質、流通上の必要、市場の習慣、商人の風習、竝に國家の組織、個人の利害等、相錯綜するものなりとし、貴金屬を以て製造せられたる貨幣が眞正の貨幣で、一般交換竝に支拂の手段、價值、價格の尺度、貸借の標準、資本流通の媒介、價值の貯藏、運搬の手段となるものなりとし、兼ねて貨幣は凡ての價值を代表し、經濟上凡ての取引の計算、決算、清算の手段となるものなりと云つて居る。又貴金屬貨幣竝に不換紙幣の價值は主とし

て其の購買力に對する信認 (Vertrauen) に基くものなりとするも、其の信認は根本的には貴金屬貨幣の素材價值、若くは不換紙幣、銀行竝に爲替の政策に依るものなりとし、貴金屬の素材價值こそ貨幣の經濟上の職能に最も重要な關係を有するもので、貨幣に附與せられたる國家の刻印、竝に之に伴ふ法律上の關係は第二次的のものに過ぎずとして居る。強制通用力を有する不換紙幣は交換の手段となり、價值の尺度たることを得るも、國家が葉鐵や、皮や紙に刻印或は印刷を施し、之を貨幣なりと布告するも、それは貨幣に對する一種の信用的指圖に外ならず、實際上、又科學的用語に於ては貨幣なりと云ふこと能はざるものなりとして居る。

Schnoller は貨幣制度に關し、法制の重要性を十分に認識し、之を力説し、貨幣こそ國家が、最も早く且つ徹底的に國有としたる國民經濟上の領域なりと云つて居る。但し Knapp の學說に對してはそれは唯々言葉の問題なりと云つて居る。

註

Döring, S. S. 24—26.

Schnoller : Grundriss der allgemeinen Volkswirtschaftslehre, 1919, S. 69, 78, 79, 180.

貨幣の法制的考察が獨り Knapp の如く必然的に名目主義に導かるるものにあらずることは Richard Hildebrand が之を示して居る。Hildebrand は貨幣を法制的に考察して而も嚴重なる金屬主義に赴きたるもので、法制的金屬主義 Juristischen Metallismus と稱すべきものである。即ち交換の代りに買ふと云ふこととなり買はるる一方は財で他方は買入の手段と云ふべく、此の買入の手段が代替性を持ち、凡ての契約は之に依りて

行はれ、其の物は消費せらるるものでなく、常に他に讓渡せらるるものとならば之れ貨幣の發生と見るべきもので、國家が金屬の品位量目を定め、之に刻印を施し、鑄造するに至らば茲に始めて貨幣は成立すと云ふて居る。而して法定の品位量目を有し刻印を施されたるもののみが貨幣である。從て Knapp の價值單位 (Werteinheit) を計算單位 (Bechnungseinheit) と價值とを混同したるものなりとして排撃し、それは價值單位ではなくして量目單位 (Gewichtseinheit) なりとして居る。尙ほ貨幣の概念と支拂の手段と對立せしめ、貨幣の代りに支拂に充てらるる補助貨幣、兌換銀行券は支拂手段なりとし、不換紙幣は強制通用力あるも貨幣にあらずとして居る。

註

Hildebrand, Richard. Über das Wesen des Geldes. Jena, 1914, S. 5—39.

Döring, S. 3436.

第二節 名目說

貨幣に價值なしとする名目說は必ずしも貨幣學說上、新らしき說ではない。既に重金主義思想の反動として Davanzati, Law, Petty, Berkeley, Hume 竝に Montesquieu の徒、名目說に近き學說を唱へ、前世紀に於ては GrafBuquoy 及び Samuel Oppenheim 等、之を主張したのである。

此等の學徒は貨幣の素材と貨幣の本質に關して何等特別なる意義を有せざるものとなし、職能

其れ自體、技術の上から見て使用し得られざるもので、交換財ではないが、併し交換の手段であり、支拂手段であることは明かである。

素より交換の爲めには經濟上、最初より種々なる財が用ひられ、就中、金屬は支拂手段として主要なるものであり、今も尙ほ現に使用せられつつある。而して金屬は其れ自體、技術上、使用し得べきもの、即ち交換財である。茲に於て社會上、認められたる交換財が支拂手段であり、金屬即ち貨幣なりと思惟せらるるも、斯くては不換紙幣の如き其れ自體、財たらざるもので、貨幣たるものの説明をなすこと能はず、從て論理上、妥當性を缺き、畢竟、社會上、認められたる交換財の場合には支拂手段の一例に過ぎずして其の全部にあらず、又支拂手段としては必ずしも交換財たるの素質を有することが、其の必然的條件なりと云ふこと能はざるを知ることが出来る。縱令、又、金屬が支拂手段として使用せらるるにしても、其の初めは、現在の成貨となれる金屬貨幣に於けるが如く、唯、單純に之を認識し、其の數を勘定して支拂に充つるのと異なり、其の金屬は一々其の品位量目を秤量して之を使用したるものである。既に品位、量目に重きを置く以上、そは其の實質に基くもので、金銀を技術上、使用し得べき財とし、之に價値を認むるに過ぎず、未だ貨幣ではない。即ち斯る支拂手段は一方に於ては財として、實質上、人の欲望を充たすものであり、同時に他方に於ては支拂の手段として流通するものである。實質上、人の欲望を充し得ることは財が財として社會上、認められたる交換財たるに必要な條件たるや、敢て疑を挟むべき餘地なく、金屬も技術上、使用し得らるるものにあらざる限り、之を秤量してでも支拂の手段となすことなかるべきも、然ればとて實質上、人の欲望を充たし得ることは交換せらるる財

に凡て普通の素質で、それあるがために財は直ちに所謂、社會上認められたる交換財となるものではないのである。從てそれあるが爲めに支拂手段が発生するものではない。人若し交換財を受取り、之を實質上、其の欲望を充足せんが爲めに使用せんか、其の手許に財を有するのみ、未だ支拂手段を有するのではない。支拂手段たるが爲めにはそれを他に支拂ひ、之を以て他の財を獲得するのでなければならぬ。即ち流通の爲めであり、此の流通の爲めなることは實質上、欲望の充足と全然異なり、支拂手段たるに必須缺くべからざる條件である。交換財を受取りても自ら之を技術上、使用せんとするのではなく、更らに之を他に支拂ひて他の財を獲得せんとする。他に支拂ふが主要なる條件である。他に支拂ふものなるが故に其の實質は暫く措き、他のものが之を受取れば即ち其の用は辨する。他のものが受取れば自らも受取る。

然れども支拂をなすに當りては其の額を示さなければならぬ。其の額を表示することなくしては餘りに漠然で、支拂は不可能である。而して此の額を表現するには何等か單位が必要で、此の單位は即ち價値の單位である。さて交換財も之を流通の爲めに使用するのには既に法的生活の現れで、法制に外ならざれば、支拂手段は價値單位を示すもので、法制に依りて認められたるものなりと云ふことが出来る。

單位には夫れ夫れ名目がある。久しきに亘りて變更せられざるものあれば、時々變更せらるるものもある。孰れにするも名目は必ず存在するもので、此の名目が其の實質、譬へば幾何の品位量目を有する金屬より成立つと云ふのは所謂金屬主義で、然らざるものは名目主義であり、之を如何に定義すべきやを考究するのである。純粹なる不換紙幣の場合に於ては其の價値單位は斷じて金屬の或る一定量目にあらざることは最も明白である。

否、獨り不換紙幣の場合に於けるのみならず、金屬貨幣の場合に於ても、苟も支拂手段が貨幣である限り、其の價值單位は或る金屬の或る一定量目であると云ふのは素より普遍的に妥當ではない。現に金屬が變更せらるる場合がある。斯く従前と異りたる金屬が用ひらるゝ場合には其の價值單位は全然、従前の金屬と無關係の地位に置かるゝや、敢て言ふ迄もなきことである。而も其の名目は變更せらるゝことなしとするならば價值單位は其の概念上、常に歴史的なりと云はざるを得ないのである。

價值單位は斯の如く、常に技術的、實質的のものなるにあらずして歴史的なりと云ふ主要なる理由は實に債務の發生と云ふ事實に依るのである。債務には或る特定財の或る特定量を支拂ふべく、定められたるものがある。之れ實物債務 (Realschuld) とも稱すべきもので、若し債務にして此の實物債務たるに止まり、之れ以上進化せざるものなるに於ては終に貨幣の發生を見ることが能はざるものである。然るに事實は其の反對である。即ち其の最初は縱令實物債務なるにもせよ、之を支拂ふに他の財を以てせしむることがある。最初は銅の或る特定量を支拂ふべきで債務で、又、其の債務は銅の量目の或る單位を名目とし、之を價值單位として現はさるゝも、後に至りて法制は銅に代ふるに銀を以てし、銀の或る特定量を支拂ふときは銅に依りて定められたる或る特定量の債務は完全に履行せられたるものと認むるに至る。而して此の場合、銅の或る特定量と銀の或る特定量との割合は其の當時に於ける銀と銅との地金の比價に依りて定めらるゝは最も自然のことである。斯くして債務の相對的關係は飽く迄も維持せらるゝも、實際の支拂手段は時々變更せらるゝこととなり、債務は茲に至りて最早實物債務なりと云ふこと能はざるに至る。殊に銅の量目の或る單位の名目を其の儘、價值單位

となし、債務を之によりて表示したるに、今や支拂手段が銅より銀に變更され、而も債務は従前の儘、銅の量目の或る單位を以てする價值單位によりて表示されつゝ實際上、其の支拂は銀によりて行はるゝに至らば其の債務は之を實物債務なりと云ふこと能はず、茲に債務は名目債務 (Nominalschuld) となるに至れりと云はざるを得ないのである。法制は斯くして債務を支拂ふべき手段、價值單位を定め之に依りて履行せらるゝ債務は凡て名目債務なりと云はざるべからざることとなるのである。

債務茲に價值單位の名目性こそ、之れ貨幣成立の必要缺くべからざる條件で、國家の定むる所であり、従前、金屬の或る一定量を以て價值單位とせられしもの、其の實質、内容變化せられ、其の名目のみが殘さるゝ。素より其の名目も次いで代はるべき素材、内容を有し従前の素材、内容に對し、其の割合を定めらるることあるも、國家に於て自由に其の素材、内容が定められる以上、支拂手段は其の素材に依るのではない。若し支拂手段が其の素材を主とする間は未だ貨幣の成立はない。そは貨幣ではないのである。支拂手段は其の初め、素材を主としたるならんも、總て一定の形態を有するに至り、之に記號 (Zeichen) を付せられ、其の記號と形態とによりて直ちに支拂手段たることを認識せられ、而して其の素材、内容は國家に於て自由に之を定め得ることとなり、之に名目を與へられ、記號を有するものは素材が何等其れ自體に價值なき譬へば、一の紙片にありても其の效力を有するものとなる。其の素材を問はざるもので、譬へば一の紙片にありても、或は木片にありても、其處に一定の記號あれば、之によりて或は劇場に於ける外套其他携帯品の引換が行はれ、或は封書其他に之を貼付すれば郵便物が、其の宛先に運ばるゝ效力を有するが如きものである。素材ではなく記號であり *Mark*

であり Zeichen である。之れ法制の規定に基くもので、何等の素材 (Stoff) 無くとも效力はある。斯くの如きもの之れ貨幣で、貨幣は Chartale Zahlungsmittel である。Chartale は「ラテン」語 Charta を持ち來りたるもので、記號 Mark を意味し、Zahlungsmittel は支拂手段と云ふ意味である。

記號は國家に依りて法を以て規定せらるゝ。貨幣は記號であり、名目なるが故に其れ自體に價值は無い。國家は其の效力 (Geltung) を規定する。貨幣の有するものは此の效力で價值ではない。従て價值の尺度なる職能は盡し得るものではない。貨幣が金であり、そが一定の價值を有すとは思惟せられない。又價值は常に支拂手段を其の對象として假定するものなるが故に支拂手段從て貨幣其れ自體の有するものではなく、支拂手段たらざるものに應用せらるゝものである。

價值單位の名目性と相關聯して、貨幣は記號的支拂手段なりとの學說を主張したるクナップは貨幣の分類にも全然嶄新なる見解を建てた。即ち貨幣を先づ發生的 (Genetischen) と職能的 (Funktionellen) との二種に分ち、發生的と云ふべき視角より、貨幣の素材として使用せらるゝ金屬の關係を主として Hygienischen と Autogenischen に區分し、前者を Orthotypischen (baren) と其の然らざるものに分ち、後者を Metallplastischen と然らざるもの即ち紙幣に分ち、更らに貨幣の職能的性質より、國庫に於て受取るべき義務あるものなりや否やを主として Obligatorischen (本位貨) と Fakultativen (或る一定の金額によりて制限せらるゝ補助貨) と Reinfakultativen Geld に分ち、又兌換の有無に依り definitives (終局の支拂をなし得るもの) と Provisorisches (兌換し得べきもの) に區分し、前者の内、國家が其の支拂を債權者に強制し得るものは Valutarischen と云ひ、

其の然らざるものは凡て之を Akzessorischen Geld とした。斯くしてクナップの此の區別に従へば國家の發行する凡ての貨幣は記號的支拂手段として凡て貨幣であり、銀行券も亦國家の之れを認むる以上貨幣である。但し、銀行券は國家にして之を認めざれば私的支拂共同社會に於ける貨幣たるに止まり、又振替は貨幣ではなく、貨幣を使用せざる支拂たるに外ならなす。

註

Knapp, S. 1—103.

Döring, S. 8—15.

Knapp 以後の名目說には二種の重なる見解がある。其の第一は直接に Knapp の流を汲むもので、多くは其の門弟であり、貨幣は國家に依りて布告せられたる效力を有する名目的價值單位で、單なる記號に過ぎずとなすものである。Knapp は貨幣を以て法制の創造物なりとし、全然之を國法的に見て、經濟學的考察を試みなかつた。之れ多くの經濟學者の非難を蒙り反對を受けたる理由である。Knapp の熱心なる支持者も亦之を認めた。之を以て其の後 Knapp の學說を經濟的に完成し、經濟的貨幣說を建設せんとするのが此の系統の試みである。

其の第二は右第一と其の根本的觀念に於て一致し、異なる所なきも、貨幣を以て單なる記號、計算單位、若くは指圖なりとすると同時に、經濟學說より、價值 (Wert) の問題を除却し、従て貨幣の考察にも價值問題を排斥せんとするのである。而して價格に代ふるに價值 (Preis) を以て經濟學說の中心となし、貨幣を交換學說

の内に於て考察するのである。Knapp の學說に對しては貨幣單位の名目性を認むるも、其の思惟の傾向を異にするものである。先づ此の後者より紹介するであらう。

Josef Schumpeter は最初、貨幣に價值ありとし、貨幣を以て財なりとするの説を持せしが、最近に於ては指圖説を唱ふるに至つた。されど Knapp や Bendixen と異なり、貨幣の購買力を全然否定せんとするにあらずして、數量説より之を説明せんとし、其の根據を經濟學說に置き限界效用説より出でて、經濟理論は財の量的變化を研究するにありとした。而して財の量的變化は交換流通に依りて行はるるもので、其處に相互的密接なる依存關係がある。價格問題は經濟の中心問題で、それも量的問題である。斯くて技術的、數學的研究方法に依りて Herfeldt が同じく自然科学的方法に依り、職能説に赴きたると反對に指圖説に歸着したのである。貨幣を近代流通經濟上、財との關係に見て、個人との關係を無視したのである。

貨幣は如何にして發生するや、限界效用説の説くが如く、間接交換の手段として財の内最も賣行き能きものが、最も便利であり、且つ有益なりとして個人の慾望上、發生するものではない。却つて全く市場の一機構として技術上の必要に基くのである。之を市場の均衡状態と云ひ、そは各個々の財の價格は其の限界效用に基き相互に或る一定の關係を有する限界效用平準の法則に依りて維持せらるる。財は孰れも其の最大限度の效用に達せんとするもので、其處に達して均衡状態を維持すべく、然るときは最早や、交換を行ふも利益はないのである。譬へば茲に甲乙丙なる三個の財あり、乙は三甲に、丙は六甲に交換せらるるとせよ。而も其の最大限度の效用は乙は三甲に丙は四甲に相當するものなりとすれば人は右交換の割合が、其の限度に達するまで交換を行ひ、其の限度に達するに至りて最早交換を行ふも何等利益を生ぜざるが故に、其處に均衡状態が維持せらるる。然るに右の如く、財にして二個以上あるに於ては直接の交換方法を以てしては其の效用の最大限度を獲得すること難く、必ずや間接交換の方法に依らねばならぬ。之れ市場機構の必要的要素である。既に間接交換を必要とする以上、或る之に適當なる財の需要起り、而も其の需要は市場の技術的必要に基くもので、普通狹義の欲望を充足するが爲めではない。斯くして間接交換の必要上、其の缺くべからざる手段として茲に需要起れば、貨幣は發生することとなるべく、其處に貨幣の本質を理解する鍵がある。

指圖説の出發點であり、且つ碇泊所たるものは實に近代流通經濟に於ける貨幣所得である。國民經濟を全然抽象的に思惟して經濟生活の根本を一方に於ては財並に勤勞を提供して之を企業家の手に委し、以て生産に従事せしめ、他方に於ては企業家の生産したる財を消費者に供給する相互の交換と見、流通經濟の組織上、各經濟時期に於て其の生産消費が絶へず自動的に循環するものとするのである。此の一定の經濟期間に於て消費の爲めに供給せらるる物質的並に非物質的なる凡ての財は之を其の國民經濟の社會生産物 (Sozialprodukt) と稱せられ、國民經濟に於ける凡ての活動的生産力の共同の結果で同時に其の發展の唯一の源泉なりとする。經濟界の各人は凡て此の社會生産物の配分に參與するもので各自が生産上寄與する財並に勤勞の市場價值は總て經濟上の分配を定むることとなる。即ち一方に於て生産に寄與した所のもは他方に於て分配せらるるので、それが自動的、機構的に行はれる。此の自動的に當然配分せらるる消費財は之れ實所得 (Realinkommen) である。其の評価如何は各人の生産行爲を左右し、各人の生産力は總て又實所得に依りて得らるる各人の欲望充足確保

の程度を定める。貨幣が使用せらるるに至りて生産財に消費財の交換は二分せられ、國民經濟上、元來單一なるべき市場又二分せられて生産財の市場並に消費財の市場の二となる。生産財の市場に於ては生産財と貨幣とが交換せられ、茲には企業家は貨幣を提供して財を需要し、消費者は財を供給して貨幣を受取る。之に反して消費財と貨幣とが交換せられ、今や企業家は供給者となり、消費者は需要者となる。されど消費財の市場に於ける消費者は生産財の市場に於ける供給者と自ら全然同一人で、生産財の市場に於て受取りたる貨幣、それと同一の貨幣を消費財の市場に於て支拂に充つるものである。換言すれば従前、消費財の市場に於て支拂はれ、企業家の媒介に依りて再び生産財の市場に達したるものを再び受取るのである。茲に於て其の結果は凡ての消費財の價格の總量は其の均衡を維持する状態にあるときは凡ての生産財の價格の總量に等しく、又此等の總量は凡ての貨幣所得の總量に均しく、所得の總量は社會生産物に均しきこととなる。此の相均しと云ふこと、之れ貨幣價值學説の基礎となるもので、凡て流通する貨幣は所得として一度は消費財の貨幣價格となり、實所得の貨幣價格として凡て消費財の總量に相對する。従て貨幣の發生に依りて市場は二分せらるるも、それは市場の技術的意義を有するに止まり、交換は其の實質に於て何等の變化を見ざるものである。されど貨幣の意義は茲に存し、貨幣は生産財の市場に於て獲得せらるるも、それは再び消費財の市場に於て支拂はれんが爲めなれば、財に對する指圖 (anweisung auf Geld) に外ならぬものとする。此の點 Bandixen の學説に極めて近きものがある。それと同時に貨幣所得は財若くは勤勞を販賣し、此の生産的給付に對して獲得せられ、其の財や勤勞は生産上、認めらるる所の限界效用に依りて評價せられ、それが貨幣價格となりて表現せらるるものなるが故に貨幣は此の生産的給付に對する證明に外ならず、他の凡ての證明せらるる指圖と同じく、之に依りて獲得せらるる財が主要なる關係を有する。

貨幣の最も重要な職能は流通經濟上の職能と資本的職能の二である。前者は唯、技術的なる流通上の補助的手段であり、後者は信用上の目的の爲めに發生する近代的銀行貨幣である。又貨幣の價值は所得單位の購買力に外ならぬ。換言すれば財に對する指圖の内容である。貨幣の價值は貨幣素材の交換價值でもなく、又經濟財としての貨幣の價值でもない。貨幣は何等欲望を充足する手段たり得ざるものであり、従つて主觀的價值判斷の對象ではあり得ない。即ち貨幣は財としては思惟せられざるもので、貨幣價值の問題は普通の財の價值問題と異なるものである。素より貨幣の素材に價值を認めざるを得ざるものがある。されど貨幣の素材に價值あればとて、それが貨幣として使用せらるる限り、其の限りに於て、その素材は經濟財としての職能を盡さざるもので、素材價值ある貨幣も貨幣である限り、經濟財ではない。貨幣は其れ自體に於て其の職能上、何等の欲望を充足しない。主觀的評價なく、其れ自體固有の價值はない。貨幣は唯指圖で、計算手段であり、其の本質に於て劇場の坐席券の如きものである。坐席に對する要求權を有するのみで貨幣の交換價值と云ふも、それと同意義である。貨幣單位ではなく、所得單位こそは一般財の世界に對する入場券である。従て貨幣の價值は交換價值でもなければ使用價值でもなく、所得單位の購買力である。

註

Döring, S. 88—96.

Schumpeter, Josef. Das Sozialprodukt und die Rechenpfennige. Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik. 44 Bd. 1917—18. S. 644. f.

瑞典の經濟學者 Gustav Cassel は經濟學說より價值を排斥し、直接に價格說に立つもので、其の理由とする所は價值は不特定であり、明確を缺く概念で、經濟學の上に不必要なると同時に價值說を建設せんとすれば勢ひ價值判斷に對する分母 (Gemeinsamer Nenner) が無くてはならぬ。然るに此の分母は勢ひ貨幣を假定せねばならぬからである。斯くして價值評價は貨幣の評價に、價值は價格に代り、價值說に代ふるに價格說を以てすることとなり、所謂價值學說は經濟學より排除せらるることとなる。換言すれば交換經濟の理論的記述は始めより貨幣を前提とし、之に依りて考察せざるべからざるもので、其の本質に於ては價格學說となるのである。所謂抽象的計算標準 (abstrakten Rechengsskala) は價格を表現するもので、之れによりて Cassel の價格說は立てられて居る。此の抽象的計算標準は一般に認められたる交換若くは支拂の手段に對立する。此の兩者の職能は根本的に相異なるもので、異なりたる財によりて充さるる。而して此の計算標準と、之に依りて認められたる支拂の手段存在するとき、茲に始めて貨幣の概念は構成せらるる。即ち計算標準、若くは所謂抽象的計算單位は財の價格を計算し、或る特定の標準財を以て財の價格を比較するより發生するもので、此の標準財は總て抽象的計算單位となるべきも、併しながら恐らくは一般的に承認せられたる社會的交換手段よりも古きものである。一般的交換手段は計算標準によりて價格付けられ、一般的支拂の手段となる。從て此の計算標準と之によりて認められたる支拂手段が成立するとき貨幣成立の條件が備はる。國家は貨幣の製造に依りて抽象

的計算標準を定むると同様に實際的具體的なる交換の手段を定め、それと同時に此の價格標準を以て法律的に支拂の手段を一定する。茲に國家の貨幣に對する意義が現はれる。或る者、譬へば紙幣を以て法律上、支拂の手段なりと布告するも、計算單位其れ自體は法律上何等の變更を見るものなるにあらずして、それ自體は素より其の儘持續せられ、唯抽象的計算標準の物的基礎を變更するに過ぎないのである。

貨幣の本質が財なりや否やは毫も重要性を持たない。一般的支拂の手段として認めらるるものは具體的貨幣として思惟せらるるであらう。貨幣もそれが貨幣として使用せられ、財と分離せらるるに至れば至る程、貨幣としての性質が益々明らかとなるであらう。不換紙幣の如き法律上支拂の手段となり、財との關係全然斷たれて貨幣は茲に眞に純粹なる貨幣となるのである。

註

Cassel, Gustav. Theoretische Sozialökonomie, Leipzig, 1919. S. VI, 39—41, 321—333.

Döring, S. 100—102.

貨幣を以て抽象なりとするもの必ずしも少くはなし。Knapp 及び其の一派の價值單位の名目性 (Nominalität der Wertinheit) と云ひ、左右田博士の價值の客觀的表現 (Objektiver Ausdruck des Wertes) と云ひ、Anonni の觀念的價格表現の手段 (Ideelles Preisausdrucksmittel) と云ひ、Cassel の抽象的計算標準 (Abstrakten Rechengsskala) と云ひ、V. Wieser の一般的計算手段 (allgemeines Rechenmittel) と云ひ、Bentzen の一般的價值の分母 (allgemeinen Wertennner) と云ひ、又 Schumpeter の所得單位 (Einkommenseinheit) と云

ひ、皆な然りである。されど Annonn や Cassel の如き一方には貨幣を以て抽象なりとすると同時に他方に於ては具體的貨幣を認めて居る。Robert Liefmann は其の特種の經濟學說より出でて貨幣を以て一般に認められたる交換若くは支拂の手段の如き具象的、實質的のものなりとする説を排し、一に抽象的計算單位なりとして之を精神的に解して居る。換言すれば圓やマークやフランやパウンドを以て貨幣とするのである。

Liefmann に従へば經濟は欲望を充足する計畫的行爲なるにあらずして一種の商量であり、快と不快との比較であり、得んとする凡ての享樂と之に要する費用との比較である。其の差は即ち利得 (Ertrag) で、此の利得こそは、經濟的活動の目的であり、之を得んとする努力が凡ての經濟的行爲を律するものなるが故に利得の概念は即ち經濟の根本的概念であり價値の概念ではない。従て價格の問題は經濟學說の最も重要な問題で、其の貨幣學說は終局に於ては主觀的價値説の限界效用説に立つも、價格に其の根據を置くのである。されど經濟は人の思惟に關する或る特別なる現象であり、價格も亦觀念的で、抽象的なりとするが故に貨幣も亦國民經濟上、交換を媒介する具體的なる支拂手段ではなく、一の觀念であり、抽象であり、一般的計算單位である。之によりて交換流通に参加する者共は效用と費用との比較を結び付けて、又價格と所得とは交換流通の結果及び新なる交換行爲の基礎として循環的に、繼續的に言ひ現はさるるものである。其の貨幣學說は個人的觀點に立ち全然抽象的である。

貨幣の職能は交換經濟的 (tauschwirtschaftliche) と内部經濟的 (innerwirtschaftliche) との二に分たれる。交換經濟的の職能とは小取引の交換の爲めに、抽象的計算單位が實體的なる貨幣に具象せられて實體的なる交

換手段として利用せらるるに基き一般的交換手段となるものである。茲に Liefmann の貨幣の概念に關する矛盾がある。貨幣を具象的と解せざるを得ないのである。何となれば、其の本質は何人も之を受取ると云ふ點に存するからである。又交換手段としては貨幣は交換を媒介するに適當なるものとして要求せらるるが故で、一の財である。されど其れと同時に同じ貨幣も信用を以て貸借が決済せらるる場合には同じく交換經濟上の職能なるも貨幣は抽象的一般計算單位である。而して近代交換流通に於ては取引の大部分は貨幣を利用せずして決済せらるるが故に抽象的計算單位が眞の交換手段で、國家に依りて發行せらるる實體的なる金屬貨幣や紙幣が交換手段となるものではない。

内部經濟的の職能は更らに消費經濟並に營利經濟上の職能の二に分たれる。消費經濟に於ては貨幣は一般的なる費用單位となり、效用と費用とを比較する分母となるもので、貨幣若くは數を以て量的に言ひ現はすこと能はざる精神的なる欲望が貨幣量となり費用として所得に對立するのである。又效用と費用とが比較せらるる分母としては、貨幣は價値の尺度として個人的若くは社會的なる比較の手段となるものではなく、費用と各種の效用とを比較すべく、其の單位を示すものである。快と不快も價値の尺度を要せずして目的と手段とを精神的に直接に比較することを得べく、之れを貨幣を以て表現するは唯效用と費用との比較を抽象したるものである。次に營利經濟に於ても貨幣は效用と費用とを抽象するもので、貨幣に依りて始めて利得は量的に計算し得べく外部的に理解し、比較し得べきものとして會得せらるる。従て效用と費用との比較は實體的支拂の手段ではなく、抽象的計算單位が其の根柢に重要な關係を有するのである。云はば貨幣にて計算せらるるのではな

く、價格と所得が主で、實體的貨幣量でなく、抽象的計算單位が其の表示である。財を購買するものは貨幣ではなく所得である。

茲に於て實體的代替的なる支拂の手段を狹義の貨幣とし、抽象的計算單位を廣義の貨幣とする。一般に多數のものが慣習上受取ると云ふことではなく、一般に多數のものが慣習上、計算すると云ふことこそ、交換財をして貨幣たらしむるのである。一般に交換手段として必要なる信認は最初は價值ある素材に重きを置かれしものなりしが、漸次に素材と分離せられて抽象的計算單位となり、交換流通上、個人によりて評價せられ購買せらるる凡てに關係することとなつた。國家は貨幣の生成に何等特別なる影響を與ふるものではない。國家は既に一般に使用せらるる交換手段より發生したる抽象的計算單位に依らざれば、新なる貨幣本位の單位を定め得るものではない。國家は實體的なる貨幣制度を變更し得るに過ぎざるものである。

評價の對象は抽象的計算單位で、實體的貨幣ではない。抽象的計算單位は評價の記號ではなく、其れ自身が對象であり、價值がある。換言すれば價值判斷の對象である。貨幣は財なりや、將た指圖なりや、之れ共に誤れる學說である。共に實質的に之を定むること能はざるもので、共に何等の意義を有せざるものなりとする。

註

Liefmann, Robert, Grundsätze der Volkswirtschaftslehre. 1 Bd. 2. Aufl. 1920. 2 Bd. 1922 Stuttgart. II. S. 94—167

Döring, S. 102—108.

Cassel や Liefmann やは價值學說を排除して而も貨幣を經濟學的に考察し、Knapp の法制貨幣說に對しては

多少、否認的態度を執りたるものなることは既に述べたるが如くである。然るに之に反して Knapp の門下生とも見るべき一派がある。Bendixen や Elster の學說は即ちそれで、貨幣の考察に於て凡ての價值說を否認するの點、貨幣の素材殊に金屬主義を排撃するの點、貨幣單位の名目性を強調するの點、及び貨幣の性質を以て單なる記號、指圖なりとするの點に於て一般共通なる名目主義を主張するも、特に現代の流通經濟を以て交換經濟なりとするの說に反對し、現在の經濟形式は交換經濟と根本的に異なる一種の協同、支拂協同なりとし、其の或者は Knapp の法制貨幣說を經濟的指圖說に依りて一層完全なる學說たらしめんとし、或者は法制貨幣說其の儘の基礎に立ちて貨幣學說を建設せんと試みた。

Rudolf Bendixen は法制貨幣說の上に立ちて、それを更らに一層展開せしめんとし、指圖說を主張したるものである。彼自らの說に従へば Knapp の貨幣說は法制論なるが故に之を更らに經濟的に一層完備せしめんとしたるものである。貨幣は Knapp の思想と同じく何等の價值を有せず、唯價值單位に國家に依りて與へられたる效力を有するに過ぎない。法制貨幣說は苟も貨幣を科學的に考察せんとするもの知らざるべからざる單純なる貨幣理論の初歩に外ならない。凡ての價值學說は貨幣を理解せんとするに當りては全然無價值のもので、其の應用は却つて有害なる結果を生ずべく、今日迄貨幣理論の上に概念の混亂、不明瞭を招來したるものは主として價值說の責任なりと云ふべく、交換流通、價格の説明の爲めには價值說は之を否認せざるを得ずとして居る。

分業と財の交換とは近代、國民經濟の特徴ではない。それは單なる技術的のもので、經濟生活の經濟的方面に

觸れて居るものではない。寧ろ他人の欲望充足の爲めに生産の方向が定めらるることこそ、近代國民經濟の特徵と見るべきものである。個人は協同の爲めに働くもので、凡ての者は凡ての爲めに働きつつあるのである。“Alle für alle”である。此の他人の爲めの生産は自己の欲望充足の爲めの消費に對立する。而して現代の國家に於ては孰れも、生産、消費の調和結合は全然自由に委せらるるもので、各人は其の協同の爲めに行ふ給付の價值が其の協同に對して要求する所の利益と一致するや否や、自ら之に注意するの外はない。此の社會的機構は個々互に其の均衡を保ち、凡ての者は凡ての爲めに働くこと云ふにあれど、其處には二個の前提を必要とする。其の第一は一般に認められたる價值の單位により、價值を計量する一般的可能の方法あること、第二は、一般に證明され、其の價值を認めらるべき記號を使用すること、即ち之である。貨幣は此等の前提を充たすもので、近代の振替貨幣 (Girogeld) 又然りである。茲に於ては經濟的貨幣の本質は生産と消費の媒介者である。貨幣を受取る者は既に其の前に或る給付をなしたることを證明するもので、貨幣を有する者は此の給付に對して之に相當する他の給付を得らるべき證明を有するものである。從て貨幣は法制的には支拂の手段なるが國民經濟的には既になしたる給付に對し、其の反對給付を受くべき證明で、販賣され、消費せらるべき生産に對する要求權である。貨幣は指圖であり、單純なる記號であり、表徴に外ならぬもので、何等の價值を有せざるものである。かるが故に貨幣は他の經濟財と交換せらるる經濟財ではない。唯法制的に認められたる價值の記號で、經濟財を受取り得べき證明であり、價值對象ではない。貨幣に價值問題はない。

Bendixen の思惟する貨幣の本質は Knapp のそれと大に異なるもので、後者は具象的貨幣を貨幣と認むる

も、前者は抽象的價值單位其れ自體を貨幣とし、概念的に貨幣の記號を前提とする凡ての價值の分母を貨幣とするのである。凡て分數は共通の分母に依らざれば、其の關係を知ること能はず、分數は結局、關係なるに外ならざるを知らば、抽象的價值單位の性質を理解すること敢て難しとしないと云ふて居る。Bendixen は貨幣の概念を擴張し、近代の振替貨幣も之を認め、價值單位は從前交換財より發生したる價值單位に關聯して國家に依りて定めらるるものなりとするも獨り形式的、法制的のものなりとせず、經濟的に價值の觀念で、凡てのものに知られたる價格より派生したるものなりとする。

此の指圖説を根據とすれば金屬貨幣よりも紙幣を以て優れたる貨幣としなければならぬ。斯る貨幣を模範的貨幣 (Klassische Geld) と云ふて居る。引受けある商業手形を準備として發行せらるる銀行券を指すので、是れと同様の方法に依りて發生する振替預金と同様に思惟せられて居る。模範的貨幣は第一、人が其の給付に對して貨幣を受取る時發行せられ、第二、其れによりて生産せられたる財の消費と共に消滅する二個の條件を具備するを要する。貨幣は消費財を代表するものなるが故に消費財既に消費され、消滅するにも拘らず、尙ほ存続すべきではない。此等の模範的貨幣は又、貨幣の側より價格動搖の原因となるべきではない。銀行券にして商業手形の引受けあるものを準備として發行せらるるときは生産財の賣却に依りて其の手形は支拂はれ、紙幣は回収せらるべく、既になしたる給付に對して其の反對給付を受くべき證明が、即ち貨幣の本質なりとする趣旨に完全に合致するもので、其の流通も亦給付と其に行はれ、右の期間内に於てのみ存続し、貨幣として模範たるべきものである。素材價值ある貨幣、殊に貴金屬貨幣は財が消費され、消滅するも尙ほ繼續して社會に

流通し、消滅せざるが故に貨幣の本質に反し、模範的貨幣なりと云ふこと能はず。素材価値なき貨幣は金屬貨幣よりも貨幣として適當なるものである。

註

Bendixen, Rudolf. Das Wesen des Geldes. 2. Aufl. 1918. München

Bendixen, Rudolf. Geld und Kapital. 3. Aufl. 1922. Jena

Döring. S.111—114.

Karl Elster et Knapp の祖述者に Bendixen と同じく法制貨幣説を經濟學的に一層完全なるものとなさんとするのみならず、經濟學的に一般貨幣學説を建設せんとするものである。Knapp や Bendixen と同じく現代の流通經濟を以て交換經濟の進歩したる形式なりとせず、寧ろ Wieser や Weber と同じく生産、消費並に支拂協同の一種獨特なる協同經濟なりとし、貨幣は價值を有せず、價值問題は貨幣に關係なきもので、價格問題こそ貨幣學説の中心なりとする名目説である。家族經濟や物々交換經濟に於ては效用や費用を主とし主觀的價值に依りて支配せらるるも、右の如き協同經濟に於ては價格に依りて統制され、客觀的數 (objektive Zahl) が主で、凡て財の分配も數的に行はるる。貨幣經濟に於ては效用や費用や、價值の概念は不充分で、此等を以て説明すること困難である。主觀的感覚たる價值と客觀的數的表現たる價格との間に架せらるる橋梁がなく。協同經濟に於ては交換と云ふよりも、買ふと云ふことを標式的で、貨幣價格は支拂はれ、貨幣に關する使用價值評價は行はれない。買ふと云ふには欲求せらるる財と、其の財に代りて得らるべき凡ての財の使用價值評

價と及び其の欲求せらるる財は恐らくは其れ以下の價格を以て得られざるやとの三つの考慮が其の心理である。此の場合、貨幣の使用價值評價は行はれない。從て貨幣には價值がない。價值の概念的前提たる評價が無いからである。貨幣問題は價值問題にあらずと云ふは此の理由に基く。

凡ての財や勤勞は一度は社會的生産物として供給の側より、而して次では消費の資源として需要の側より考察せらるる。之れ Schumpeter の社會的生産物の説明に一致するもので、協同經濟的に財の分配交通に於ても當時存在する凡ての財並に勤勞を社會的生産物若くは消費の資源と云ふのである。此の社會的生産物とは要するに Schumpeter の消費若くは享樂財並に生産若くは資本財を網羅するに外ならぬもので、各個人は個々に生産者として社會的生産物に對して或る給付をなすに於て、そが生産協同となり、各個人は個々に消費者として或る財を消費の資源より取り去るに於て、そが消費協同となり、更らに各個人が或る特定なる生産的給付に對して社會的生産物に参加可能性 (Beteiligungsmöglichkeit) を與へられ、此の参加可能性に對して或る特定なる消費財を消費資源の内より與へらるる。此の組織は支拂協同である。之れ經濟的協同の組織的單位である。

茲に於て貨幣は社會的生産物に對する参加可能性其物で、抽象的性質のものであり財ではない。同時にそは支拂の手段で、技術的手段であり参加可能性を實現するものである。財の分配流通一般に於ける手段であり、數で、結局、價值單位、若くは價格單位であり、社會的生産物に對する参加尺度である。之れ既に述べたる根本の見解より出でたるもので價值單位は量であり、數である。併しながら参加可能性は價值單位に依りて量的に表現され、價值單位の表記せらるる支拂の手段は結局、抽象的参加可能性を具體的に代表するものである。

Bandixen の如く貨幣を定義して既に行はれたる給付に對して獲得せられたる要求權なりとなすは餘りに貨幣を狹義に解するもので、適當ではない。寧ろ Bandixen の云ふが如き販賣され消費さるべき生産物に限らず、廣く生産手段、資本財に對しても参加可能性を認め、廣義に解すべきである。社會的生產物に對する参加可能性は其の生産物に對し協力したる反對給付で、所得と價格に依り其の關係量的に示さるるものである。之れ又貨幣は數なるに依る。而して價格と所得との相互的關係を認むるも、此の量的關係が如何に行はるるやは説明して居ない。

價格は最初如何にして發生したるや、其の高低を決定すべき諸因は何ぞ、之れ如何なる價值説に依りても解すること能はざる經濟の問題である。又社會的生產物に對し、参加可能性を主張し得る凡ての物は支拂の手段として貨幣であり、貨幣は Hand geld と Buchgeld の二に分つことを得る。且つ貨幣は社會的生產物に對する参加の尺度を示すものとして貨幣經濟に關する現象であり、貨幣經濟に於てのみ凡ての價值及び價格の分母となるものである。價值單位の名目性は國家や法制に基くのではなく、寧ろ、流通の現象、或は流通組織、若くは社會組織の現象と見るべきものである。價值單位は實體的に定め得べきものにあらずと云ふよりは寧ろ斯るものは本來存在せずと云ふべく、價值單位は概念的に名目である。此等の點は全然 Knapp と相反するものである。

註

Elster, Karl, Die eele des Geldes, Jena, 1921, S. 2—105.

Döring, S. 116—120.

其他名目主義論者に Alfred Amann がある。Schumpeter と同じく經濟心理學は經濟學の範圍に屬するものにあらずとし貨幣の考察に價值問題を排除して價格問題を中心とするも Schumpeter と異なる點は個人より出發せずして社會的に考察するの點にあり。流通經濟の理論的に主要なる問題は價格の問題で、社會的なる價值現象で、經濟學の根本概念である。されど價格は他の財と交換せらるる實體的なる財の量なるにはあらずして抽象せられ社會的に定められたる計算單位の量若くは數である。換言すれば個人的社會流通に於て個人が其の流通財を自由になし得べき力の數量的表現である。之がためには客觀的なる而して交換する凡ての個人に依りて同様に認められ、使用せらるる社會的なる價格表現の手段が必要である。價格の比較の爲めには交換關係を量的に示すべき客觀的なる價值單位、或は尺度、若くは交換の手段が必要である。而して價格表現の手段として用ひられ社會的に認められたる單位は觀念的のもので、觀念的に交換の手段、價格の手段となるものである。従て貨幣を技術的に交換物なりと見るの説に反對する。又貨幣單位は實際貨幣の單位ではない。實體的なる一般技術的交換の手段と一般觀念的なる交換の手段及び價格の尺度とは同一なることあるも、混同すべきではない。茲に貨幣を具體的と抽象的に區別する。實際の貨幣は一般的價格表現の手段として認めらるる觀念的社會的單位の歴史的、具象化されたものである。名目的なる價值の單位即ち觀念的なる價值の尺度及其の表現手段は實際の交換の手段たる貨幣と區別せらるべきである。實際上貨幣は右兩意義に解せらるるが、普通の場合、實際上、貨幣は實體的なる交換の手段である。斯かる貨幣は資本、企業、財、及び利子と共に資本主義的社會

組織に於ける五つの基本概念である。従て貨幣の二大職能は一般的交換の手段たることと、資本蓄積の手段であることである。

註

Anonni, Alfred, Objekt und Grundbegriffe der theoretischen Nationalökonomie. Wien. 1911. S. 36—421.

Döring, S. 96—100.

Kurt Singer も亦 Knapp の祖述者で、貨幣を以て名目なりとし、法制に重きを置き、價值單位の名目説を主張する。現代の流通經濟は一種の協同、支拂協同である。貨幣の概念は價值單位を前提とし、支拂は此の單位によりて行はれ、價格が云ひ現はされ、債務が決定され、企業の計算が行はれるものである。又貨幣の概念は支拂協同の概念を前提とし、貨幣の社會的、國家的、個人的性質を明らかにし、債務償却は價值單位に依りて行はれ、貨幣は其の手段であり、支拂協同に於ては支拂手段は國家に對する支拂に於ても受取らるるものなるが故に貨幣を以て一の補償手段 (Kompensationsmittels) なりとし、貨幣は名目であり、何等の價值を有しない。貨幣の價值は貨幣に依りて購買せらるる財の價值の反映に外ならない。貨幣は交換價值あるの故に財の賣却に對して受取らるるものではなく、貨幣を以て財を購買し得るが故に價值を有するのである。

註

Singer, Kurt, Das Geld als Zeichen. Jena. 1920, S. 65—89.

Döring, S. 120—122.

Rudolf Kaulla も貨幣は補償手段なりと云ふの點に重きを置き、貨幣價值の基礎も其處にありとする補償説 (Kompensations theorie) を主張して居る。即ち貨幣の租稅基礎説に密接に關係し、素材價值なき貨幣が價值を有するは國家並に私人に對し貨幣は債務償却の手段たるに依るのである。國家に對しては租稅其の他の支拂を要し國家も亦個人に對して支拂を要する。殊に國家が種々なる事業を經營するに至りて然りである。之を補償と云ひ、それが貨幣に價值を有せしむるものである。一の名目説で、主として法制的に考察され、經濟學的研究ではなす。

註

Kaulla, Rudolf, Die Grundlagen des Geldwert, Stuttgart. 1920. S. 19—64.

Döring, S. 121—126.

第三節 職能説

金屬主義は貨幣が價值の尺度たる職能を盡すには貨幣の素材たるものの使用價值を必要とすと云ふに對し、職能説を主張するものの中には貨幣の價值の發生は其の職能を盡すに依る。貨幣に素材價值なくとも貨幣の職能を行はば茲に價值發生し、此の價值こそは貨幣の價值の尺度たる職能を盡すに足るものなりと云ふものがある。Lexis や Grunzel 之に屬する。而して金屬主義は使

用價值に職能説は交換價值に其の重きを置くものである。

Lexis は經濟問題の討究に純粹理論的研究を退け社會的に結合し最小の忍苦を以て最大の報酬を得んとする原則に支配せらるる個人を出發點とし主として實證的態度を執り、歴史的、國家的、社會的、國民經濟の基礎に注意し、國民經濟學と法學との間に密接なる關係あるを認めて居る。而して貨幣を廣義に解すれば交換の手段と見らるべきものなりとし、實質價值ある金屬貨幣に對しては、法律上の支拂の效力は何等特別なる意義なしとするも、素材價值なき若くは其の名目價值に足らざる貨幣は法律上支拂の效力を付與せらるるに依りて實質價值ある貨幣と同一視せらるるに至り、價值の尺度となり、支拂の手段となるものである。されど不換紙幣は、其の價值一に無制限支拂の效力に基くものなりと云ふものの國家は唯既に成立せる貨幣債務に對する支拂の價值を定むるに過ぎず、一般財に對する交換價值を定むるにあらざるが故に價值の尺度として其の價值を一定不變のものたらしむるの力を有するものではない。尙ほ貨幣の概念に關して法律的並に經濟的の區別を明かにし兌換銀行券は貨幣の代用となるもので、眞正なる意味に於ては貨幣でないとして居る。

註

Lexis, Allgemeine Volkswirtschaftslehre, Leipzig, 1910, S. 18—110.

Döring, S. 40—42.

Grundtzel も亦實證的研究の態度を執り、貨幣を以て財の一般的交換の手段となれるものなりとし、素材價值なき貨幣も亦價值の尺度となることを得べく、價值の尺度とは貨幣の有する交換價值を以て財の交換價值を測

定するを云ふものなれども此の測定は事、抽象に屬するが故に直接に之を行ふこと能はず、具象的なる貨幣量を以て間接に測定するのである。之れ貨幣の交換價值は貨幣の量と共に正確なる割合を以て増減するからである。貨幣の價值は貨幣の貨幣として財の價值 (Warenwert) である。云ふ意味は貨幣が貨幣として有する職能價值で、其の素材價值に依るのではなく、貨幣の價值は其の素材價值より高く、又素材價值たるべき必要もなく、素材と獨立することを得べく、不換紙幣は租稅其他の支拂に充て得るに依りて其の價值あり、紙幣の價值は恰も金屬貨幣が其の素材價值以上の價值を維持し得るが如く、交換の手段となるに依りて其の價值を高めらるるのである。小切手、手形、郵便切手も一時必要の際には紙幣と同様のものと見做さるべく、振替、預金通貨は利用若くは營利財産で、名目主義は之を貨幣と同一視するも實際の貨幣ではないとして居る。

註

Grundtzel, Joseph, Allgemeine Volkswirtschaftslehre, 2. Aufl. Wien, 1913, S. 1—22.

Döring, S. 42—44.

Schmoller と相對して、獨逸經濟學界の重鎮たり、ビスマルク社會、經濟政策の獻策者たりと云はれ、筆者が柏林大學にありし頃、親しく經濟原理、貨幣銀行論、財政學、商業政策等の教を受けし Adolph Wagner は多くの點に於て歴史、社會法制並に實證派と其の根本的思想に於て共通點を有するも、經濟問題の研究の爲めには歸納的論理の外に純粹演繹、理論的檢討を要すとしたる點に於て他と異なり、經濟問題の説明の爲めには個人を出發點とする純理の必要なるを認めた。其れと同時に經濟は人の關係で、人の行爲並に其の行爲の動機

と離るべからざる關係を有するものなるが故に經濟問題は心理問題であり、經濟學は應用心理學なりとして居る。

Wagnerは社會經濟的根本概念より素材價值なき貨幣も理論上之を認め、それが價值の尺度たる職能を盡し得るものなりとし貨幣は經濟上の概念としては交換の手段と價值の尺度となるものなりとし、貨幣を定義して或る流通領域に於て習慣上の交換の手段、價值の尺度となる交換財なりとし、凡て交換上、其の交換せらるるものと正當に且つ完全なる對價を有するものなりとして受授せらるる、而して斯く貨幣が容易に受授せらるるは我之を受取るも他人も亦之を受取るもなりとの信認 (Vertrauen) に基くとし、信認は貨幣が貨幣として使用せられ流通する最後の基礎なりとし大に之を重要視して居る。又此の信認は貨幣の素材、形態等とは全然別に、事實上、貨幣が交換手段たる職能を有するに依るものなりとするも、然らば全然素材價值なき貨幣が斯る信認を久しく維持し得るやと云ふに關してはそれは疑問なりとして居る。經濟上貨幣は價值の尺度として其の貨幣單位が凡て他の財の交換價值及價格を表現する手段なりし、凡て財の交換價值は貨幣交換の價值と比較せられ、測定せらるるものである。素材價值ある貨幣は其の素材の或る品位量目が價值の尺度の單位となるも、素材價值なき貨幣は其の各自價值の單位を以て之に充てらるる。經濟上凡ての貨幣の職能は交換の手段と價值の尺度なる二職能に還元せらるる。

經濟と法律とは極めて重要な關係を有するもので、貨幣も亦其の法律の關係を考察しなければならぬ。法律上貨幣は凡て貨幣に依りて現はさるる債務を適法に履行し得る支拂の手段として認めらるるものである。

從て經濟上、並に法律上完全なる貨幣は交換の手段、價值の尺度、支拂並に債務消却の手段となる職能を盡すものなりとし、紙幣は法律上支拂の手段たる性質を有し兌換せられざるものが狹義の學問的意味の眞正なる紙幣で、強制通用力なく兌換せらるるものは眞正なる紙幣でないとして居る。此の點に關し Döring は個人を出発點としたる抽象的、純粹理論的、貨幣考察が、素材價值なき貨幣を認め、貨幣を價值ある財とするは自然の歸結で、價值説を中心とする經濟學説を主張する者の内に主として Knapp の學説に強硬に反對する者のあるのは敢て怪しむに足らないと云ふて居る。

註

Wagner, Adolph. Sozialökonomische Theorie des Geldes und Geldwesens, Leipzig, 1909, S. 117—124.

Döring, S. 44—47.

Franz Oppenheimer は經濟は最小の費用を以て最大の效果を得んとするもので貨幣も亦此の原理に基き經濟社會の努力に依りて發生したるものなりとし、素材價值なき貨幣も價值の尺度となることを得べく、國家は貨幣の製造を獨占し、素材價值なき紙幣にも價值を生ぜしむと云ひ、價值の尺度を主とし價值の尺度が流通の手段となるのである。

註

Oppenheimer, Franz. Theorie der Fein- und Politischen Ökonomie. 3. Aufl. Berlin, 1919, S. 122—125, 216, 486—487.

Döring, S. 47—49.

Siegfried Budge も亦 Oppenheimer と略ぼ同様の見解を有し、素材価値なき貨幣も國家が之れに強制通用力を與ふるに依り價值を生じ、預金通貨も交換の手段、價值の尺度たる職能を盡し貨幣なりとして居る。

註

Budge, Siegfried. Waren und Anweisungstheorie des Geldes. Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik; 46 Pl.

Tubingen, 1819, S. 747 ff.

Döring, S. 49.

客觀的價值説に立てる經濟學者は多く貨幣を個人的立脚地より考察するものなるが、Marx の經濟説に依り貨幣の社會的性質を強調したるものに Rudolf Hilferding がある。價值の尺度と流通の手段との二職能を貨幣職能の中心とし、之より支拂の手段なる職能を導き出すのである。Hilferding は Kautsky と同じく Marx の貨幣概念を奉ずるものなれども紙幣に關しては Marx と全然異なる結論に達して居る。而して貨幣は資本主義的社會に於て其の職能を盡し、其の社會に於てのみ見らるべき現象で貨幣は價值ある財である。分業と私有財産制度に基ける生産社會に於ては交換が各個人を社會に結び付け、凡ての財は貨幣と交換され茲に貨幣は特別な社會的性質を有することとなり、此の貨幣の社會的職能は總て貨幣の價值の基礎となる。金が貨幣となるは或る特別な社會組織に依るので、先天的に定められたるものではない。されど貨幣は必ず金に依りて成る。國家若くは法制は貨幣たるの性質或は其の素材を任意に決定し得るものではなく、交換流通より生成し、先づ鑄貨となるものである。此の點 Knapp と全然相反する。即ち國家は生産社會の最高の機關として一般社會に

認められたるものを認め之を規定するに過ぎざるものである。但し之に依りて貨幣は一般社會的に有效なるものとなる。

貨幣が價值の尺度となると云ふは凡ての財の交換價值が其の使用價值の或る量を以て社會的に表現せらるるもので、凡ての交換の結果であり價值相等しと云ふことである。社會的に必要なる労働時間は此處に直接に具體化する。貨幣は無數なる個々の交換なる絲に依りて編まれたる生産社會の社會的結合の綱の結び目と云ふべきものである。

流通の手段としての貨幣は個人生産條件が如何に社會生産條件に相當するやを示すもので、唯技術的、補助的の手段たるに過ぎない。之れが費用は能ふ限り之を避け得るを宜しとし、貨幣は其の價值、相均しと云ふ性質こそ社會的で其の本質上は最も重要なものである。貨幣の此の社會的性質は金屬貨幣に於ては其の素材に妨げられ、明瞭ならざれども國家に依りて貨幣の代りとして定めらるる紙幣の場合に於て明かに之を認むることを得る。

Marx は疑もなく職能説を持するも、紙幣の場合に於ては其の價值の基礎を金屬主義に置かんとするの傾あり、紙幣は直接に價格の記號であり、金の記號 (Zeichen) で間接に財の價值の記號なりとなせりと Hilferding は職能説に徹底し、紙幣の價值は金屬貨幣に關係なく、直接に社會的流通價值より發生するものなりとする。貨幣の流通手段としての純粹社會的職能が素材価値なき貨幣に價值を與へ財の價值を反映するもので紙幣本位や、金爲替本位に於ける流通手段は貨幣若くは金の記號ではなく、價值の記號であり、社會的に必要なる流通

價值が價值の尺度となるものである。

支拂手段としての職能は流通手段と相反し買手と賣手との社會的結合を仲介するのではなく支拂を延期せんとする双務的私的の合意により賣買行爲を獨立せしむるものである。賣買關係が債權債務となる。又 Knapp と反對に貨幣は價值の尺度となり始めて支拂手段たる職能を盡し得るものなりとする。支拂の手段なる職能より貨幣を支拂ふ私的契約に依り信用貨幣が発生する。兌換銀行券、手形、小切手、は私的のもので社會的保證なく、從て貨幣ではなし⁽³⁾。

註

- (1) Kautsky, Karl, Sozialdemokratische Bemerkungen zur Übergangswirtschaft, Leipzig, 1918, S. 106 ff.
- (2) Marx, Zur Kritik der Politischen Ökonomie, herausgegeben von Kautsky, 2. Aufl. Stuttgart, 1903 S. 110.
- (3) Hilferding, Rudolf, Das Finanzkapital, 2. Aufl. Wien, 1920, S. 4—54.
Döring, S. 49—54.

Gelesnoff は Marx の勞働價值説を奉ずるものなるが、素材價值なき貨幣も國家が其の發行を獨占し之に強制通用力を與ふれば交換財となり、價值の尺度たることを得べく、獨占到依りて價值を生ずる最も純粹なる場合なりとした。又 Menger と同じく貨幣の凡ての職能は交換の手段たる職能より出づるものなりとし、貨幣は凡ての財の内、最も容易に他の財と交換し得るものを必要とするより發生するものなりとし、財の價格は交換行はれたる後に計算せらるるも、貨幣に依りて言ひ現はされ、財の相對的價值を知らしむる尺度となるものなりと云ふて居る。

りと云ふて居る。

註

- Gelesnoff, w. Grundzüge der Volkswirtschaftslehre, Leipzig, 1918, S. 354 ff. 271.
Döring, S. 54.

Otto Heyn は恐らくは Knapp より前に既に最も早く素材價值なき貨幣も素材價值あるものと同じく價值を有し、貨幣は其の素材と獨立して其れ自體の價值を有すとなしたるものであらう。Heyn よりは少し前に Marcus Mark や Sylvio Gesell や Edward Hammer も亦同様のことを認めたるが如きも、其の所説未だ必ずしも明確ではなかつた。彼は貨幣の交換價值は最初は貨幣以外にも用ひらるる其の素材に基き、次では一般に交換の手段として用ひらるるに依り、其の價值あり、後に至りて史的發展上、貨幣の價值は其の貨幣として使用せらるることが最も重要な基礎となると云ひ、就中貨幣の有する支拂の効力は貨幣に價值を付與する重要な源泉で、貨幣價值發生の上には國家は極めて重要な意義を有すとなし、此の點、Knapp の先驅者なりと云ふべきである。殊に紙幣の價值はそが正貨と兌換せらるると云ふが如き正貨の基礎に依るのではなく、其れ自體獨立するものなりとした。即ち國家が紙幣に租稅其の他の支拂に充つるの効力を與ふれば茲に效用生じ、之に對して此の紙幣は之を無償にて獲得すること能はず費用を要することとなれば價值ある財となり、交換價值を有し、購買力を有することとなる。之を Sparwert と云ふて居る。又職能説の立場より一般的價值の尺度となるものは金なるにあらずして獨逸に於ては Mark であり、そは金に具象化され、金一キログラムの

二七九〇分の一に當るものである。従てマーク本位と云ふべく、金本位と云ふべきではない。

註

Heyn, Otto. Irrtümer auf dem Gebiete des Geldwesens, Berlin, 1900, S. 1—12.

Döring, S. 54—56.

Karl Helfferich は嘗ては大學教授であり、銀行重役であり、政治家であり、其の將來は大に囑望せられし人なりしが不幸にして不慮の横死を遂げ、公約せられし銀行論は終に其の出版を見ず、貨幣論も一九二三年第六版の改訂を以て其の終りとなつた。されど其の貨幣論は獨逸語を以て書かれし貨幣論中、最も體系の整ひたる好著である。貨幣を現代の經濟組織の合目的性より説明することなく、主として歴史的に之を検討し、直接交換の不便を除去するが爲めに、其れ自體の故に交換せらるるものではなく、更らに再び他の財と交換して他に譲渡せらるる財の内より必要上發生したるものなりとし、貴金屬は其の本質上貨幣に適當なる性質を具備するに依り、一般的交換財となり、國家に依りて製造せられて始めて他の普通に消費せらるる財と區別せられて貨幣となり、其の製造せられたる貨幣の單位 (Münzeinheit) は總て凡ての貨幣量の計算單位 (Rechnungseinheit) となり、流通價值を測る尺度の單位 (Maßeinheit) となる。國家は其の法制に依りて貨幣に債務償却の手段たる效力を與へ貨幣は之に依りて其の素材に關係なく、法制上、獨立したるものとなり、始めは貨幣計算單位は貴金屬の或る量と一致するものなりしが遂に抽象的のものとなり貨幣の素材たる金屬の内容は幾變化を見るも、貨幣たるに變りなく、貨幣は其の素材と全然分離せられて始めて概念上、完成するものなりと云ふて居る。

更らに國民經濟上、其の内部關係に於ける貨幣を考察して貨幣は一の手段 (Mittelgut) なりとし、其の手段は人と人との間に於ける流通の具 (Instrument des interpersonalen Verkehrs) なりとし、或る經濟領域に於て、或る經濟組織の下に人と人との經濟取引上、價值を移轉せしむるを其の本來の職能 (ordentliche Bestimmung) とする一切のものは凡て之れ貨幣なりと云ひ、金屬貨幣及紙幣を貨幣とし、小切手、手形、指圖書、切手、利札等を除外した。其の理由は右の定義に基き本來の職能として貨幣の職能を盡すや否やを標準としたのである。此の貨幣の職能は交換の手段、支拂の手段、及び資本移動の具の三に分たれる。其他の職能たる價值の貯藏、運搬、價值の尺度等は第二次的のものとせられる。而して價值の尺度に關しては貨幣は一般、交換の手段として價格を云ひ現はすもので、價格は財の流通價值を現はし、貨幣は凡て流通財の交換價值の分母 (Nenner) に外ならぬ。Mark, Rubel, Frank の如き貨幣單位は流通上、支拂はれたる價格を基とし、財の價值を評價する一般的價值單位となるものである。

彼は又貨幣を法律的に考察するを忘れなかつた。法律上、貨幣は其の本來の職能として人と人との間に財產價值の移轉を媒介するものとして認めらるる凡てのものを指すと云ひ、貨幣の價值に關しては貨幣に價值なしとする名目説を退け、貨幣も價值ある財なりとし、而も其の價值は素材に基くにあらずして職能に依り、貨幣以外の他の財と同じく、一方には人の需要あり他方には之が爲めには勞力と犠牲とを必要とするに依る。金屬貨幣は貨幣として使用せらるると同時に其の素材は裝飾品其他にも使用せられ、人の欲望を充足するも、素材價值なき貨幣は貨幣としての職能を盡すのみである。其れと同時に金屬貨幣は之を得るに勞力と犠牲とを拂

はざるべからざること極めて明瞭なるも、素材価値なき貨幣は此の自然的困難なく、之を製造するに殆んど何等の犠牲を拂ふを要せざるが如きも、之に代ふるに人爲的困難あり、國家が其の製造を獨占し社會上の困難を與へて居る。

註

Helfferich, Karl. Das Geld, 6 Aufl. Leipzig, 1923, S. 257—402.

Döring, C. 56—59.

Ludwig v. Mises は交換の手段たる職能を以て貨幣職能の中心となし、貨幣の他の職能たる資本流通の媒介、価値の保持、価値の運搬及び一般的支拂の手段等は凡て其の根本的な交換の手段より出づるものなりとするの點に於て Menger に従ふも金屬主義的思想を排し嚴格なる職能價值説に立てる點に於て異なり、貨幣を以て分業と私有財産制に基ける近代の流通經濟に於て財及び勤勞の交換を媒介する一般的交換の手段なりとした。其の最も主要なる職能は間接の交換を媒介するにありて、貨幣は此の間接交換の困難を除去するが爲めに流通經濟に於て交換の手段を必要とするにより發生するものである。又貨幣は各種の財の内、最も多くの人々に好まれ、所謂賣れ行きよきものが間接交換の手段として各人に最も有利であり、便宜なるに依るもので、斯る財が交換の手段として他の財と區別され各人互に模倣して一般に貨幣として使用せられる。貨幣が一般に支拂の手段なりと思惟せらるるは交換は双務的のものなれども、表面、其の連絡を缺き支拂のみが誤つて獨立し、特別なる行爲なりとせらるるに依るのである。其の本質は一般的交換手段なるに外ならぬ、貨幣は流通經濟の

必要上、財が一般的交換の手段として貨幣となるもので、市場に於て交換を行ふものの總和が貨幣を發生せしめ、國家が貨幣を創造するものではない。此の點 Knapp と正反對である。貨幣の価値の尺度たる職能に關しては Menger と同じく、斷然之を排撃し、主觀的價值説に於ては価値の尺度なる思惟は無く、唯同じ種類の感じを比較するのみである。主觀的價值判斷は財の重要さを測定するものではなく、唯其の列次を定むるのみである。主觀的使用價值は之を測定すること能はざるが故に其の大きさを云ふことは可能でない。或る財が幾何の價值ありとは云ひ得ない。斯く云はんと欲すれば必然或る特定の單位が必要である。彼は之を排斥する。評價のプロセス以外に価値はない。客觀的價值も之を測定せられない。貨幣は一般に交換の手段なるが故に財の價格は貨幣に依りて云ひ現はされ、從て財の交換價值は貨幣に依りて言ひ現はさる、斯くて財と財との市場關係は貨幣に對して行はれ、貨幣は如何なる財とも交換せらるるが故に客觀的交換價值は貨幣によりて計算せらるるのである。貨幣は価値の尺度ではなく Preisindikator である。而して貨幣の價值は一般交換の手段たる其の職能より發生し、價值單位は価値の單位ではなく、計算の單位なりとして居る。

註

Mises, L. Theorie des Geldes und Umlaufmittel, 2 Aufl. 1924, München, S. 1—135.

Döring, S. 60—65.

Philippovich の學説は夙に我が國にも紹介されたるが如く、國民經濟の文化的、國家的、社會的前提を高調し寧ろ社會法制の見解に立つものなるが、貨幣に關しても亦同様の態度を見ることを得る。即ち貨幣の發生は

直接交換の困難を除去し、一般に賣れ行き好き性質を有する財を必要とするに依るものでそれが纏て習慣となり、社會一般の承認する所となり、一般的交換手段となるものである。貨幣にして直接使用價值を有する場合には、それが貨幣の信認を保持する所以なるや勿論なれども財が一般的交換の手段となるに最も重要な關係は其の直接使用價值に依るにあらずして交換の手段たる職能を行ふ信認で、心理的である。斯くして一般に承認せられたる交換の手段は同時に交換價值、價格を表現し、流通財の價值を比較する手段となり、交換手段は經濟上、價值計算の基礎となり、貨幣は價值の尺度となる。此の價值の尺度と一般的交換の手段となる財は經濟上貨幣となるのである。されど貨幣は獨り習慣に依るのみならず、同時に法制の前提に立つものなれば法律上、支拂の手段となることも亦貨幣の一職能なりとなさざるを得ない。從て完全なる貨幣の概念は經濟上、交換の手段及び價值の尺度となり、同時に純粹に經濟上の職能にあらざれども法律上、支拂の手段となるものを云ふのである。紙幣は強制通用力を有し兌換せられざるものを直正なる紙幣とし強制通用力なき兌換券と區別した。此等の點 Wagner と多くの類似點を見出すのである。貨幣の價值は其の素材に依るのではなく、交換の手段たる職能に基づくのであるとする。多少 Knapp の影響を蒙りたるが如くなれども、其の所説殊に明確を缺くの怨がある。

註

Philippovich, Grundriss der Politischen Ökonomie. I Bd. 14 auf. Tübingen, 1919, S. 268-279.
Döring, S. 66-68.

V. Wieser は標準的經濟人を假定し、其の上に經濟學説を建設せんと試みたるものなれども、斯の如き抽象的方法是實際に適合せざるが故に、更らに之を實際に考證し、之を具體化するを忘れず、國民經濟上、個人の社會的關係を重要視した。かるが故に貨幣に關しても之を交換より發生し、相互の要求が充たさるる支拂協同社會なる一の社會的現象なりと見た。貨幣と國家との關係は Knapp と相反し、國家は唯事實に基き之を統制するに過ぎざるものとした。貨幣は交換の手段でそが一般に使用せらるるに至りて支拂の手段となる。此の一般に使用せらるると云ふは一般多數のものが慣習上、之を受取り、之を支拂ふ者は其の支拂が自由に拒絶せらることなく、之を受取るものは之を受取るべき義務を感ずと云ふことで、之れ貨幣の本質に屬するのである。國民經濟上、貨幣は交換の手段なりと云ふのみにては餘りに狭く、貨幣の職能は價格支拂の手段 (Mittel der Preiszahlung) を其の特質とすと云ふべきである。價格支拂の手段は同時に價值の尺度で貨幣は交換以外にも價值表現の手段となり、又國民經濟に於ても私經濟に於ても一般的に交換價值を計算する手段である。貨幣は唯單純に財に對す指圖で價值なしと云ふは當らず、貨幣は價值を有し、其の價值は貴金屬貨幣の場合に於ても主として交換の手段たる職能に基き、同時に工藝用其他に使用せらるるが爲めであり、不換紙幣は其れ自體の素材に價值なきも一般に受取らるる以上交換價值を有して居る。金屬貨幣、銀行券並に小切手は貨幣なれども手形は一般的支拂の手段ならざるが故に貨幣ではなす。

註

V. Wieser, Theorie der Gesellschaftlichen Wirtschaft, In Grundriss der Sozialökonomik. Bd. 1. Tübingen, 1914, S. 122

E. 305—316.

Döring, S. 68—71.

Max Weber の貨幣説は主として社會學的に考察せられたるもので、經濟學的研究ではない。即ち過去、現在及び將來に亘り、知られたるもの又は未知のもの或は不確定のものが、或は斯くすべしと豫期せらるるが、社會的で、貨幣も亦多數未知のもの、不確定のものが將來に於ても之を受取るべしとの豫期に基き交換上、受取らるる交換財である。Knapp の學説を著しく擴張したるもので、屢々 Knapp の用語を用ひ形式的には其の學説さへも或る程度迄之を承認する。されど實質的には大なる差異あり、特に名目主義を退け職能説なるの點は根本的の相違である。貨幣に信認の要素を認め、交換の手段、支拂の手段及び其の顔面金額に重きを置いて居る。

註

Weber, Max, Die Wirtschaft und die Gesellschaftlichen Ordnungen und Mächte, in Grundriss der Sozial Ökonomik, III Abtlg. Wirtschaft und Gesellschaft, Teil I. Tübingen, 1921, S. 11. 31—58.
Döring, S. 71—77.

限界效用説に立ち數學的、純自然科學的考察より職能説に達したるものに Edmund Herzfelder がある。貨幣は其の素材若くは職能價值と獨立したる特別なる價值を有するもので、之を清算價值 (Bilanzwert des Geldes) と云ふて居る。即ち貨幣は凡て他の經濟財の價值との關係上、其の價值を有するもので靜的狀態に於ては何等

一定の價值なく、唯々潜在的で、そが、動的に實際交換せらるるに至りて交換價值、購買力を有するに至るものである。畢竟するに經濟上價值の概念を自然科學の勢力の源 (Energiequelle) と見たのである。斯くして素材價值なき貨幣も尙ほ之を價值ある財とした。

註

Herzfelder, Edmund. Die Volkswirtschaftliche Bilanz und eine neue Theorie der Wechselkurse. Die Theorie die reinen Papierwährung, Berlin, 1919, Sr. 3 ff.
Döring, S. 78—81.

我が左右田喜一郎博士は經濟哲學者で其の貨幣に關する學説は一方に於ては Simmels の貨幣の哲學と同じく貨幣哲學なりと云ふべく、他方に於ては Knapp の影響を受けられたる所少なからず、名目説に近きも、貨幣を以て交換の手段たると同時に價值の客觀的表現なりとし、そは交換に依りて始めて量的に定まり、純客觀性に重きを置き、財が其れ自體目的 (Objekt) ではなく、手段となり、純代替性を有し、實質より職能へ、而して其れ自體の效用價值より媒介價值を有するに至れば茲に貨幣は成立する。又貨幣と貨幣の素材とは最初極めて密接なる關係を有するものなるも、漸次に媒介價值が普遍化され、貨幣の職能は或る特定のものにあらずも、他のものによりて充たされ、代替することとなり、貨幣は其の素材と分離し、補助貨、銀行券、其他の信用證券に於ては既に一部分媒介價值は財其物の價值と離隔することとなつた。此の分離が完全に行はるるときは媒介價值が其れ自體獨立するもので、貨幣は其の素材と離れて純然たる交換の手段となり、其の職能は純

粹抽象的概念となる。斯の如き時代が單に理論上のみならず實際上に於ても可能となり實現せらるるや否や、それは疑問であり、少なくとも現在に於ては到達して居ない。次に抽象的に支拂なる概念は之れも亦、現實に或る具體的物に關係せしめずして感念せられない。支拂なる概念は時空に制約せられず、無内容であり、貨幣は内容を持つ。交換の手段たる貨幣の職能は完全に其の素材と分離せられて貨幣は愈々外的、客觀的、數的表現となり、表現せらるるものは內的、主觀的、非數量的なる單一心理現象である。

貨幣と國家との關係は Knapp と相反し、それが純粹客觀性を有するに至らば外國貨幣も亦貨幣である。貨幣が貨幣としての効力は或る物が貨幣として思惟せらるる評價社會、貨幣流通協同社會によりて限定せらるる。貨幣は流通經濟及び凡ての其の制度に對する論理的概念的前提である。從て貨幣の概念は國民經濟原理の根本的概念で、他の概念は凡て皆之れより導き出される。從て貨幣の概念明瞭ならざれば國民經濟的學の原理は之を惟思すること能はず、經濟概念すらも之を正確に了解すること不可能である。

註

Sodaa, K. Geld und Wert, Tübingen, 1909 S. 29—176.

Die Knappsche Geldtheorie und das Wesen des Geldes. Conrads Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik. 3. F. 34 Bd. 1907. S. 341—2

Döring, S. 81—85.

第四章 貨幣の職能

第一節 職能の種類

貨幣は交換の手段であること既に述ぶるが如くである。此の交換の手段と云ふは總て交換の媒介であると云ふこととなる。本章に於ては貨幣の職能に就て以下考察することとする。

貨幣の職能は之れ又學者各々其の見る所を異にし、其の本質に就ても將た又其の種類に就ても全然一致せる見解あるのではない。されど普通に貨幣の職能は左の數種とせらるる。其の凡てを貨幣の職能として悉く網羅し列擧するものもあれば、其の内二三に限定するものもある。且つ其の限定せらるる二三の職能に關しても其の内容必ずしも一致するものではない。

- 一 交換の媒介
- 二 價値の尺度
- 三 支拂の手段
- 四 價値の貯藏運搬

五 貸借の標準

六 資本流通の媒介

是である。されど此等の職能は皆夫れ夫れに獨立し、根本的で、相互的關係はなきものであらうか。換言すれば右の職能は皆な悉く同様に重要で、或る職能は他の職能より派生することなきものであらうか⁽²⁾。從て貨幣が貨幣たる以上、右の職能は悉く之を行はざるべからざるものであらうか。

註

(1) 前章 貨幣の本質に関する學說参照。

(2) Helfferich, K. Das Geld, Leipzig, Sechste Aufl. S. 260—283.

第二節 交換の媒介たる職能

交換は價值あるものに換ふるに價值あるものを以つてするもので、財と財、或は財と勤勞と交換せられ、唯一回の取引を以て直ちに其の目的を達し得るものである。極めて簡單なるが如きも經濟上、交換の發生は既に一つの大きな進歩であつた。然るに右の如き直接の交換は之れ又、既

に物々交換の不便に就て詳述したるが如く、或は需要供給の一致を見ること能はざるに依り、或は價值の標準なきに依り、或は財の細分すること能はざるに依り、種々なる不便を醸し、經濟の發達進歩を阻害すること少なからざるものがある。茲に於て交換は直接に之を行ふこと無く自己の有する財を以て他の財を獲得せんとする場合には自己の有する財を一旦、他の何人も喜んで之を受取り、之を拒まざる財と換へ、其の財を以て自己の獲得せんと欲する財と換ふるの方法を採るに至つた。之れ直接の一回の交換を二分し、交換を間接となし、二回とするもので賣買と稱するもの之れである。而して一回の交換を二分して二回となすに於ては此處に此の交換と交換との間に介在するものを必要とし、之を交換の媒介と稱する。貨幣は即ち此の交換を媒介するもので、交換の媒介は貨幣の有する最も重要な職能である。

抑々經濟進歩し、分業廣きに行はるるに至れば、各人の生産上、其の特長とし、其の最も得意とする所のものは自己の消費せんとするものではなく、他の消費するものであり、自己の消費は他の生産する所のものなれば、此等互に交換せられなければならない。此の交換は到底、直接に物と物との交換に依ること能はざるものなれば、經濟の進歩と共に貨幣は益々其の重要性を加ふるものである。されば經濟上、貨幣發生し、交換を媒介するに至れば、交換は容易となり自由に

行はれ生産者は或る特定なる消費者の需要にのみ顧念せずして廣く其の需要者を求め得べく、生産は直接の消費に拘束せらるることを免れ、分業益と細微の點に及び、技術は發達し生産は有效に行はるることとなる。其の結果、一方に於ては直ちに消費し得ざる財、換言すれば、或る全體をなす財の極めて一少部分を構成するに過ぎざる財の生産をなすものでさへ、其の需要を求め、自己欲望の充足に必須なる直接消費財を獲得することを得べく、斯くして生産技術は愈々細分せらるると同時に、他方に於ては資本、勞力を結合して財の生産をなすも、其の生産物其れ自體を直接に分配することなく、之を貨幣に換へて原料品に對しては代價を支拂ひ、資本に對しては利子、勞力に對しては賃銀を支拂ひ、之に依りて生産業を經營することを得せしめ、此處に近代的企業の發達を可能ならしむるに至る。蓋し、大企業組織に依り、生産に従事するも交換の媒介なく其の生産物を直接に分配せざるべからざるに於ては船舶、機械等の如き之を其の儘分配する方法なく、從て之を生産すること能はざるが故である。貨幣は斯くして一國の生産力を凡て自由に結合するを可能ならしむるのである。

素より貨幣が交換の媒介となり、分業益と細微に入るときは各人の生活は凡て他の生産に待たざるべからざるが故に愈々相互倚頼の濃密を加ふるや之を否定することは出来ない。されど、他

の生産したるものは戦争、其他異常の變動に依り、貨幣に對する信認、全然失墜せざる限り、凡て貨幣に換へて之を獲得し得るが故に生産者は既に述ぶるが如く、直接に或る特定なる消費者の需要に拘束せらるることなく其の需要を一般廣く社會に求める。此の一般的需要は市場 (Market) に現はるるもので、市場は大に重要視せざるを得ざることとなる。而して貨幣が交換の媒介として廣く使用せらるるに至るときは貨幣を有すれば何時にても自由に其の欲する所のものを獲得し得るが故に、人は皆如何なるものにも貨幣と換へんとするに至るべく、貨幣は此處に一般的、無制限なる購買力を有することとなり、貨幣は最早、或る特定なる消費の目的物ではなく、抽象的に價値を表示するものとなるのである。尙ほ此の貨幣の交換の媒介たる職能に關しては前章、貨幣の發生及其の沿革、竝に貨幣の本質の章に於て詳論したる所なれば、此處には其の概要に止めて置く。

註

第二章 貨幣の本質、參照

第三節 價値の尺度たる職能

貨幣は價値の尺度となると云ふは少くとも一の重要な貨幣の職能なりと思惟せられて居る。而して價値の尺度とは價値を測定すとの謂なれども、貨幣は果して價値を測定し得るものなりや否や。又價値は本來測り得るものなりや否や。

貨幣は價値の尺度となり、價値を測定すと云ふも、價値は本來物自體に固有のものではなく、人と外界の物に對する關係に外ならぬ。人が外界の物に對する主觀的判斷である。測定すと云ふことは客觀的で、客觀的のものならでは測定は不可能である。價値は主觀である以上、客觀的に測定する方法がない。素より價値は主觀ではあれど、人は經濟的に孤立するものではなく、社會を組織する。社會の多數は生活條件、欲望、習慣、教育等を大凡そ同じくするが故に精神的並に物質的條件、相似て主觀的に外界の物を評價するに大凡そ同一の傾向を有し、標準同一となり、其の價値判斷の一致を見るに至る。此の社會的に大凡そ一致したる價値は元と主觀に出でたるに相違なきも、恰も主觀を離れて客觀的に存在するが如く、普通に物自體に固有するものなるが如くに思惟される。殊に交換にして一般的に行はるるときは甲の財の或る分量と乙の財の或る分量と一定の割合を以て交換され、交換其れ自體は客觀的の事實であり其の交換の割合、即ち其の價格が個人の主觀的評價と一致せざることあるも、其の財を得んと欲すれば其の價格ならで

は之を獲得するの途なく、之に服従するを要し、個人の主觀を以ては如何ともなし難きもので、主觀と獨立して客觀的に存在するものなりと見做さるるに至る。且つ分業益々廣きに及び流通經濟愈々進展し、各人の欲望は交換に依りて之を充足するの外なきに至るときは此の交換は極めて多數の人々之に参加し、それが需要と供給となり、財の價格は需要供給の關係に依りて決定され、個人の主觀とは全然分離するものとして現はるのである。加ふるに交換は其の當事者相互に於て一方は他方の提供する財を自己の提供する財よりも、より多くの價値あるものとし、他方は又一方の提供する財を自己の提供する財よりも、より多くの價値を有するものとし、此處に成立するに至るものなれば、實際に實現せられたる交換の割合は交換する人々の主觀的價値評價と始めより全然一致するものではないのである。

然るにも拘らず價値は財に固有なる性質ではなく、主觀に基くに外ならざれば實際に實現せられたる交換の割合は此等交換に参加する凡ての人々の主觀的價値評價の綜合的結果たるや之を否定すること能はざるものである。但し右述べたるが如く其の綜合的結果は主觀と分離せられ獨立して客觀的に存在するが如くに現はるるが故に此處に客觀的價値となり客觀的價値は客觀的尺度を以て測定し得と考へられ之を價値の尺度と云ふのである。而して現在の經濟的組織に於ては殆

んど凡ての交換は貨幣に對して行はるるが故に貨幣は價值の尺度たる職能を盡すものなりと云はるる。

然るに一般に貨幣を以て價值を測ると云ふも、恰も物の長短輕重を測定するが如く、一定の標準を當てはめ、之を測定する方法はない。譬へば長きを測るには長さを以てし、重さを測るには重さを以てすることが可能で一メートル、或は一グラムの定規がある。一メートルの長さ、一グラムの重さは何れの時、孰れの場所に於ても一グラム、一メートルに差異なく、其の變化を見ることがない。素より温度濕氣等の關係によりて一メートルの長さは或は伸縮することなきにあらざれども、そは一メートルの長さを有する物其れ自體の伸縮で、一メートルの伸縮ではない。従て其の伸縮したるものをメートルを以て測定すれば或は一メートルよりも或は長く、或は短かきものとなるのである。重さ又然りである。然るに價值には一定不變のもの絶對に無く、一圓と云ふも其の價值は絶へず動搖しつつあるのである。従て尺度となると云はるる貨幣其れ自體の價值は常に動搖し常に動搖する所の價值を以て同じく絶へず動搖する所の財の價值を測定すと云ふも貨幣は度量衡の場合に於けるが如き同じ意味に於て測定すと云ふこと能はざるものである。

又價值を測るには必ずしも其の素材自體に價值あるものを以てせねばならぬとの理由なきこと

既に述ぶるが如くである。縱令價值を測定するに價值あるものを以てすと云ふも茲に牛肉と米と交換せられたりとせよ、唯こそが交換せられたりと云ふのみにては未だ何等的確なる價值の概念は與へられない。米の價值、牛肉の價值は交換せられたりと云ふ以上、價值あるを知り得るも、價值ありと云ふのみにて價值を測定するの機會は與へられない。牛肉と米とが一斤と二升の割合を以て交換せられたりと知るとき此處に始めて其の價值は的確となり、牛肉一斤と米二升とは其の價值相均しく、牛肉一斤の價值は米二升であり、米二升の價值は牛肉一斤であることを知り得る。而して此の牛肉一斤と米二升とは相互に其の價值を測定すと云はるるのである。但し此の場合牛肉一斤と米二升は價格(Prix)であることを知らなければならぬ。斯く價格を所謂測定するものもあるも、然らば此處に貨幣ありや。肉と米とは貨幣なりや。肉や米や價格を測定すとすも共に未だ貨幣ではない。殊に牛肉一斤の價格は米二升なりと云ひ、そが其の價格を測定すと云ふも、度量衡の場合に於けるが如く米は肉の價格を測定するのではない。交換の際、其の割合を定められ、其の價格、其れ自體である。牛肉一斤と米二升が主觀的價值判定の結果、相均しと云ふにありて牛肉と米との客觀的關係を測定したるものではない。測定ではなくして價值を置くのである。特別な價格測定の事實なく、價值若くは價格測定の問題は起らない。價格其れ自體に含

まれ、其の價格は米二升は肉一斤の價格を、牛肉一斤は米二升の價格を言ひ表はすのである。

然るに肉と米と直接に交換するときは既に述べたるが如く種々なる不便がある。従て肉は米と米は肉と直接に交換せられずして牛肉は一旦之を第三の或る物に換へ其の得たる第三の或物を以て米と換ふるに至り前者を賣ると云ひ、後者を買ふと云ひ、此の第三の或物を貨幣と云ふのである。而して此の第三の或物は始め種々なる財が用ひられ、後に至り金屬が主として使用せらるるに至り、種々なる變遷を経て以て現代に至つて居ると云ふもの此の第三の或物は最初普通に財と交換せられ恰も牛肉と米との場合に於けるが如く、相互其の價值が比較せられ、互に一は他の價值を測りたるものなりと云ふべく、そが一般に使用せられて貨幣は財の價值を測定したるものなりと云ふのである。換言すれば現在の所謂金屬主義 (Metallist) の學說を以て説明し得らるるのである。加之、財の價值は金屬の價值を以て測定し得と云ふも、價值は長さや重さを測定すると全然同一の方法を以て之を測定すること能はず價值の性質上、必然に金屬の品位量目を以て測らるるのである。即ち價值は金屬の主として重さを以て測定せらるるのである。金屬主義は此の點に於て正しき學說なりと云ふべきである。

然るに貨幣が其の後、漸次一般に廣く使用せらるるに至り經濟現象亦複雑となり、價值は一々

金屬の重さを以て之を比較し、測定するには不便となるに至れると共に金屬の重さ、其の或る一定量には自ら多くは其の重量を主とする或る種の名稱を與へられ、其の名稱を單位とし、凡ての價值を表示するに其の名稱に依る單位を標準とするに至つた。而して此の名稱は今日の所謂價值單位 (Wertinheit) で、此の價值單位は最初、右述ぶるが如く、金屬の或る一定量を示し、其の重さに依りて價值を表示したるものなりしが、漸次に貨幣は益々一般に廣く流通して價值は凡て此の單位に依りて計算せられ應て價值の單位は計算の單位 (Rechnungseinheit) となり、實際交換せらるるものにあらざる財竝に勤勞の價值も此の計算單位に依りて計算せられ、貨幣は茲に價值單位寧ろ計算の單位として唯價值を表示することに重きを置かれ、貨幣は其の内容、實質よりも一の概念となり、抽象化せらるるに至つた。

貨幣にして概念化され、抽象化せらるるに至るときは貨幣は此處に其の個々、一々としてよりは其の全體として思惟せらるることとなり、貨幣の其の一々は却て逆に其の全體の關係を明にする一の連鎖に外ならぬものと思惟せらるることとなる。又貨幣の價值も其の一々に就て決定せらるるのではなく、全體として其の價值が定まり、個々一々の貨幣は其の全體の貨幣としての價值を反映するに過ぎざるものとなるのである。茲に於て貨幣は抽象化され、其の實質を深く問はざ

ることとなり金屬貨幣にも各種の金屬あり、大小あり、金屬以外、紙片を以ても尙ほ貨幣として存在し得るに至るのである。一片の紙に過ぎざる貨幣、若くは補助貨幣の如き其の素材價値の遙かに其の名目價値に及ばざる貨幣が其の儘其の重さを以て他の價値を測定し得ざるものなることは一目瞭然で、敢て説明を俟たざる所である。

茲に至りて貨幣は最早、其れ自らの價値を以て他の價値を測定するものではなく、貨幣は價値を表示するに外ならぬものなることが明瞭となる。測定するのではなく、唯表示するのである。従て尺度にあらざること勿論である。普通に尺度と稱するは此の表現を云ふに外ならぬ。貨幣は價値の尺度ではなく價値の指示者 *Preisindikator* である²⁾。價値を云ひ表はすのである。従て其れ自體に價値を有せずとも可なりと云ふことになる。一々比較評量するのではない。金屬主義の學説は茲に至りて其の妥當性を失はざるを得ないのである。

此の價値の表示は貨幣に依りて行はるること右述ぶるが如くなるが、貨幣は此の價値を表示するが故に貨幣と云ふのではない。若し價値を表示するが故にそが貨幣なりと云はば、米と肉と交換するに當り、米は肉の價値を、而して其の正反對に肉は米の價値を此の場合には測定し、且つ表示するものなるが故に共に論理上、貨幣なりと云はざるを得ない。但し、此の場合、米も肉も

未だ貨幣ではない。否な、斯る場合には抑々貨幣は未だ發生せざるものである。従て價値の尺度あればとて貨幣なく、價値の尺度は貨幣の本質ではないのである。價値の表示は貨幣あるに至りて始めて貨幣に依りて行はるる。換言すれば交換を媒介するものあり、そのものが、一般に廣く行はれ、其のものに依りて價値が表示せらるる。是を貨幣の一職能として價値の尺度と云ふのである。價値の尺度と云ふ職能あればとて必ずしも貨幣の發生あるのではなく、交換の媒介として貨幣が用ひらるるに至り、其の貨幣に依りて價値が表示さるのである。之れが其の順序であらう。殊に貨幣の内に勘定貨幣なるものがある。我が國には特に勘定貨幣なるもの一般に行はれざるも尙ほ何千匹、若くは何兩何分と云ふもの今尙ほ存し、英國に於ては現に *Guinea* があり、ホーマー時代の家畜も其の類である。英京倫敦に於て店頭買物をなし、其の價格を問へば多くは何ギニースなりと答ふ。然るに英國には磅あれども、ギニーなる貨幣はない。而も一ギニーは二十一志に當るのである。此の場合價値はギニーに依りて表示せらるるが故に價値の尺度なりと云はざるを得ざるべく、従て價値の尺度となるギニーは貨幣なりと云はざるを得ざることとなる。されどギニーなる貨幣なく、ギニーを以て現今、英國貨幣なりと見做すものはない。價値の尺度は凡てが必然に貨幣なりと云ふことは不可能である。

茲に於て價値の尺度と云ふ職能は、終に交換の媒介と云ふ職能より派生するものなりと云ふことを得る。價値の尺度なる職能は交換の媒介と云へる職能を有するものに依りて行はれ、前者は斯くして後者に還元し得るのである。交換の媒介が根本である⁽³⁾。

財を交換するに當り、其の交換には先づ其の割合を定めなければならぬ。交換の割合を定めずしては交換は行はれない。交換行はれざるが故に交換を媒介する方法はなき筈である。従て交換の割合を定むること換言すれば價値を測定すること、價値の尺度が交換の最も始めに定めらるべきである。云はば第一次的である。交換を媒介するは其の後に來るべきもので、云はば第二次的である。價値の尺度なる職能は此の順序より云へば、交換の媒介に還元せらるべきものではない。交換の媒介は第二次的なれば、價値の尺度こそ、貨幣の本義を定むる根本義で、且つ其の最初のものであると云ふ論理を立つること必ずしも不可能ではない。されど右に肉と米に就て述ぶるが如く此の場合には交換の割合を定めたるのみで、換言すれば價値の尺度となりたるのみで、其の場合には未だ貨幣は無いのである。貨幣存在せざるに價値の尺度はある。價値の尺度は貨幣の本質に必然的ならざること論理上明白である。價値の尺度はそれのみが貨幣ではない。寧ろ貨幣は交換の媒介として發生し、茲に價値の表示をなし、尺度となるのである。斯く見るのが正當であらう。

であらう。

註

(1) Mises, L. Theorie des Geldes und der Umlaufmittel, 2. Aufl, 1924, München, S. 8, 17—20.

(2) Mises, S. 21.

(3) Helfferich, SS 297—311.

第四節 支拂の手段たる職能

凡ての支拂は今や貨幣に依りて行はるるが故に貨幣は支拂の手段 (Zahlungsmittel) なりと云はる。之も貨幣の一職能である。既に述べたる Knapp は支拂の手段を中心とし、貨幣の概念を組み立てて居る。一見解であることは勿論である⁽³⁾。

併しながら、凡ての支拂は今や貨幣に依りて行はるるが故に貨幣即ち支拂の手段なりと云ひ、貨幣の職能は支拂の手段に盡き、凡ての職能を此の支拂の手段に歸一せしめんとするも、それは言葉の問題となるべく、支拂なる語を餘りに廣く使用せんとするの弊がある。即ち此處に米を有するものあり、之を賣りて貨幣に換へ、其の得たる貨幣を以て肉を買はんとする場合に米を賣るは米を給付するに對して貨幣を支拂はるるものなりと云ひ、肉を買ふは肉の給付に對して貨幣を支

拂ふものなりと云はんとするにあれども、其の本質は米と肉とを交換し、貨幣が其の媒介をなすに外ならず、普通右の如き場合に貨幣を渡すを支拂ふと云ふも、それは支拂なる語を餘りに廣義に解するものと云ふべく、若し其れと同意義ならば、其の反面も亦正しきものとして今や價值を受取るには貨幣を以てするが故に、貨幣は受取りの手段なりと云ふも敢て異とするに足らざることとなる。唯普通に斯の如き言葉を使用せざるの差はあれども、斯くては貨幣の本質を明瞭ならしむるものなりと云ふこと困難である。支拂の手段と云ふのみにては貨幣の職能明瞭ならず、此の明瞭ならざるは支拂の手段なる語を餘りに廣義に解するに職由するのである。支拂なる語は右掲げたる交換の媒介の如き場合を包括するのではなく、又縦令之を包括せしむるも、其の支拂の手段は結局、交換の媒介なりと云はざるを得ざることとなる。支拂の手段なる語は義務の履行、譬へば租税の納付、債務の返済等に使用せらるべきである。從て斯る意味の支拂の手段のみにては未だ貨幣の意義を明らかにしたるものなりと云ふこと不可能である。

又、貨幣は支拂の手段なりとして之に依りて貨幣の意義付をなさんとするも、貨幣の他の職能たる價值の尺度たること、價值の貯藏運搬をなすこと、貸借の標準となること等は支拂の手段と直接の關係なく、これ等の職能は支拂の手段たる職能に還元すること能はざるものである。而もこれ等の職能は貨幣の意義を定めんとするに當り相當、考察せらるべきものたるは敢て言ふを俟たない。

支拂なる觀念は Knapp の學說に於ても明かに認め得るが如く法規に關係する所が少なくはない。即ち債務を履行するが爲めに支拂をなすもので、貨幣は其れによりて債務の履行せらるる場合、完全に其の義務を果したるものと認めらるるものである。此の完全に義務を履行したりと認めらるるは法規の定むる所に従ふのである。Knapp の如く貨幣を國家若くは法規の視角に立ちて考察するは素より一見解たるを失はず、又貨幣の本質を攻究する上に極めて重要なことたるや敢て言ふを俟たざる所なれども、貨幣は其の本質を先づ經濟上より考究するが其の本體である。然る後に法律的關係を見るを順序とする。而して茲には經濟上貨幣の本質を明かにせんとしつつあるもので、法律的考察ではない。獨り法律的考察のみにては貨幣は其の本質を明かにすること困難なりと云はざるを得ない。

法律上の支拂と交換とは素より同一義ではない。されど後にも述ぶるが如く一方的任意、若くは強制的なる支拂は或は之を交換なりと云ふこと能はざるべきも、此處に金壹千圓の債務を支拂ふと云ふ場合、之を法律的に見るときは云ふ迄もなく支拂の義務にして、此の義務は法律上、有

效に其の支拂の效力の認めらるる、即ち貨幣に依りて履行せられざるべからざるものなるも、其の債務は實は商品代金の延拂に屬することがある。斯る債務は商品を買入れたる際直ちに其の代金を支拂はざるに依りて發生したるもので、其の實質は交換である。又普通の貸借關係に於ても其の金壹千圓は其の以前に金壹千圓を借入れ、其の返済の時期到來したるに依るものなるときは借入れたる金壹千圓の價值に對し、其の返済時期に於ける金壹千圓と之に利子を附加したるものとの交換なりと見做し得べきものである。之は純然たる經濟上の取引である。之を法律を以て其の支拂に關し規定するのである。

Halferich は廣く經濟上の取引を觀察し、經濟上に於ては第一、一方的支拂で、贈與の如き任意のもの、租税、罰金の如き強制的のものあり、第二、双務的で、財と財との直接の交換、財若くは勞力の利用即ち貸借、手形の賣買、若くは其の他有價證券の賣買の如き、既に成立せる要求權の賣買、及び普通の貸借があり、第三に一方的若くは双務的關係より發生したる義務の履行なるものありとし、これ等を更らに區分して交換と支拂と資本の移動との三者に區別し、貨幣の最も重要な職能は此の三者にありとし、又此の三者は互に他より派生したるものにあらず、其の孰れにも還元し得べきものにあらず相互獨立せる職能なりと云ふて居る。而して交換の内に財

と財との直接の交換、貸借、並に既に成立せる要求權即ち有價證券の賣買を入れ、支拂には一方的、強制的租税、罰金と、双務的關係より發生したる義務の履行、即ち延拂を數へ、資本の移動には一方的任意的の贈與、並に其の取引自體に依りて始めて發生する支拂の義務、即ち普通の貸借を擧げて居る。此の内、支拂と稱せらるるは狹義に解せられつつあるや一見極めて明瞭である。

されど双務的關係より發生したる義務の履行を特に支拂なりと云へど、双務的關係とは既に述べたる商品の賣買の如き場合である。其の支拂が延拂となり其の代金を後に至りて支拂ふを、云ふものなれども、其の代金の支拂が延拂となりたるは現金取引をなさずして信用を與へたるに依るものである。其の實質は交換に外ならざるものである。殊に現金取引の場合は交換で、延拂の場合は交換にあらずと云ふは之を本質的に見て矛盾なりと云はざるを得ない。延拂となりたればとて一方の給付と他方の反對給付とが時を同じくせず、反對給付が延期せられし差あるのみである。其の實質は交換である。

租税、罰金の支拂の如きは之は如何にも交換ではない。財政學上、租税を支拂ふは國家が國民の生命財産の安固、社會の安寧秩序を維持するに對する交換なりと云はれざるにもあらざれども

租税は國民の義務なりとする觀念よりすれば此の交換説は未だ通説とすること困難である。罰金の如きは罪を犯したるに對する交換なりと云ふこと素より不可能である。此等は一方的強制的支拂なりと云はざるを得ない。されど、一方的、強制的、支拂の具となるもの、其れ身體が貨幣の本質なりと云ふこと能はぬ。現に租税の支拂に物納と金納とあり、物納が漸次に金納に變化したるは尙ほ比較的最近の例に屬するもの少くはない。金納は云ふ迄もなく貨幣を以て支拂ふを云ふもので、物納に充てられしもの之れ貨幣なりと云ふこと不可能である。

一方的強制的支拂に貨幣が用ゐらるるはそれが一般に交換の媒介として流通し、國家又は政府も貨幣を以て租税、罰金等を支拂はしむれば、其の貨幣を以て其の必要とするものを直ちに交換し得べく、物納の如き不便なきに依るのである。物納が金納に變更せらるる最も主要なる理由は此處に存するのである。然るときは支拂の手段は之れ又結局、交換の媒介に還元し得ることとなるのである。

然るに貨幣が交換の媒介として廣く使用せらるるに至るは貨幣が各種の支拂殊に納税の爲めに使用し得らるるに職由するとも思惟せられる。即ち譬へば、茲に政府が不換紙幣を發行するとせよ。唯其の發行をなしたるのみにては何人も之に危惧の念を懷き、之を交換の爲めに使用する

ものは無き筈である。損失を蒙らんことを恐るるが故である。然るに政府は其の不換紙幣に強制通用力を與へ、之を以て租税を納付するも其の券面金額を以て受取るべしとなすときは各人は之に安心し、納税の爲めに其の券面金額通りに利用し得らるるものならば、多くの人々は必ずや各種の納税をなすを以て、之に價値を認め、之れと他の財とを交換するに致るのである。貨幣は其れ自體に價値なくとも他の者が之に價値を認め、自由に受取るものならば其の信認 (Vertrauen) に依頼して自己も亦之を受取り、之に價値を認むるものなりと云ふことが出来る。一應の論理は立つ。併しながら、此處に貨幣の職能を論ずるに當り、極めて重要な關係を有することは政府が不換紙幣を發行し、之に強制通用力を與へ、納税に充てしむるも其のこと自體はそれが未だ貨幣として成立するに必要な條件を具備したりと云ふことは不可能である。納税のみに利用せらるる間は何物も未だ貨幣ではないのである。それが貨幣として見做さるるは一般に交換の媒介として廣く流通するに始まる。納税の効力は尙ほ貨幣たる準備に過ぎない。支拂に充てらるるものそのものが即ち貨幣なりとは早斷なりと云はざるを得ない。支拂に充てられ、それが交換の媒介となるに至らざれば貨幣は發生するものではない。又國家が不換紙幣を發行するにしても、それが唯納税の爲めに使用せらるるに過ぎざるに於ては、不換紙幣を發行したる目的は達せらるるものではない。

い。其の不換紙幣が一般に流通し、即ち貨幣となりて始めて其の目的を達するのである。従て不換紙幣發行の目的は納税の爲めなるにはあらずして一般に流通せしむる貨幣となさんとするにあるのである。換言すれば交換の媒介に使用せしめんことを目的とするのである。不換紙幣の發行は之を豫期するもので、一般に之を受取るものも亦交換の媒介に使用し得べしと云ふ信認に基くのである。支拂の手段と云ふも其の實は交換の媒介が主で、交換を媒介するもの即ち貨幣なりと云はざるを得ない。交換の媒介なる職能に其の根本を置くのである。

註

(1) Knapp, SS. 21—37.

(2) Mises, S. 9.

(3) Helfferich, SS. 274—283.

第五節 價値の貯藏並に運搬たる職能

現今、價値を貯藏し、運搬するものは多く貨幣を以て之に充てる⁽¹⁾。されど價値を貯藏し、運搬するもの獨り貨幣に限らるるのではない。此處に農家あり、秋、收穫の米を米倉に貯藏するは價値の貯藏であり、我が國に於ては今尙ほ常に行はるるの方法である。經濟財の貯藏並に運搬は

凡て價値の貯藏であり、運搬である。又信用發達するに至るときは價値は經濟財を以てしても將た又貨幣を以てしても貯藏せられ、運搬せらるることが少ない。銀行の預金となり、或は信用の方法に依りて運搬せらるるのである⁽²⁾。

斯く此の職能は貨幣に限定せらるるものにあざれども而も尙ほ貨幣が價値の貯藏となり、運搬の方便とせらるる所以は**第一**、經濟財には價値の變動あり、米を以て價値を貯藏せしに其の當時一石三十圓なりしもの、之を取り出して或は交換し、或は消費せんとするに至り一石二十五圓となるときは、一石につき五圓の損害を受くることとなる。然るに貨幣を以て價値の貯藏をなすときは一圓は何時にても何處に於ても一圓で、價値の變動がないと信ぜらるる。併しながら貨幣は其の名目一圓は即ち一圓なれども實際上に於て其の價値の變動を全然免れ得るものではない。苟も價値なる以上變動するのが必然である。但し貨幣の價値は之を普通の經濟財の價値に比し其の動搖が少ない。**第二**には普通の經濟財を以て價値を貯藏運搬するときは腐敗毀傷の惧がある。然るに貨幣には其の惧がない。**第三**に貨幣は保管に便利であり、而して其の最も重要な關係は**第四**に普通の經濟財を以て價値を貯藏するときは之を取り出し、直ちに其物自體を消費する場合には甚だ便利なれども、斯る必要は比較的寧ろ少なく、多くは其の貯藏したるものを以て他の財

を獲得せんとするにある。然るときは他の財と交換しなければならない。之れ手数であり、又直ちに迅速に其の目的を達し得るの保証はない。然るに貨幣を以て価値を貯蔵するときは、必要の際には何時にても之を取り出し、何れに於ても容易に財と交換することを得る。之れ甚だ便利である。之れ貨幣を以て価値を貯蔵する理由である。此の理由は應て貨幣が容易に他の財と交換し得らるるの故に価値の貯蔵となり、運搬の方便となるの關係を明かにするもので、換言すれば貨幣が交換の媒介たる職能を有するが故に価値の貯蔵並に運搬の職能を盡し得るものと云ふこととなる。従て貨幣の価値の貯蔵並に運搬の職能は根本的のものではなく、交換の媒介たる職能が根本的で前者は後者より派生するものと云ふべきである、從屬關係である。価値の貯蔵並に運搬の職能は交換の媒介と云ふ職能に還元することを得るのである^③。

註

(1) Jevons, p. 15—16.

(2) Helfferich, S. 315.

(3) Helfferich, S. 317.

第六節 貸借の標準たる職能

貨幣は貸借の標準となると云はれる。そは Jevons の Standard of value に相當するものである。抑々經濟上、信用行はるるに至りて貸借には凡て貨幣を以て標準とする。されど貸借の標準は獨り貨幣に限らるるものではない。譬へば米を借入れて其の返済は米を以てするが如き、貨幣以外、普通の經濟財を以て貸借の標準とするの類例は必ずしも乏しくはない。後者の場合は之を自然經濟信用と云ひ、前者の場合は之を貨幣經濟信用と云ふべきである。

然るに自然經濟信用に於ては、貨幣經濟信用に於けるよりも、其の標準自體の價值、動搖すること比較的多く、債權者、債務者共に不測の損害を蒙るの虞あり、其の品質に差等あり、之を受授するに不便多ければ貸借は實際上、主として貨幣を以て標準とするに至るのである。殊に貨幣を以て貸借の標準とするときは如何なる財並に勤勞も直ちに貨幣を以て其の價值を云ひ現はすことを得べく、且つ貨幣を受取るときは直ちに之を以て何物とも交換することを得るが故に最も便利である。之れ貨幣が貸借の標準として使用せらるる所以なると同時に、其の斯く使用せらるる根本義は交換の媒介たる職能に基くものと云ふべきである。貸借の標準となると云ふことは貨幣

の本質ではない。自然經濟信用に於て標準とせらるる普通の經濟財は貨幣ではないのである。從て貨幣が貸借の標準となる職能は交換の媒介たる職能に還元することを得るのである。

又、貸借其れ自體も實に其の本質に於て交換と見做し得るものである。即ち此處に或る價值を現在に於て給付し、利子を付する場合には其の給付したる價值に更らに或る價值を付加し、之を將來に於て反對給付とするものである。換言すれば貸借は此の双方の價值の交換に外ならず、其の交換は貨幣に依りて行はるるのである。

註

(E) Jevons, p. 14-15

第七節 資本流通の媒介たる職能

資本主義的經濟に於ては資本は實に經濟上、甚だ重要な地位を占むるや言ふ迄もなく、資本は凡て貨幣にて評價され、資本の流通は凡て貨幣に依りて行はるる。譬へば此處に紡績事業を經營すべく株式會社を創設するも、其の拂込は發起人に限り現物出資を許さるるも、其餘は凡て貨幣を以て拂込み、社債の募集、或は借入金等皆な貨幣に依りて行はれる。されど紡績會社の實

際上、必要とする所のものは貨幣にあらずして、或は工場建築物、或は器械、或は原料である。而も會社の資本金は貨幣の量を以て云ひ現はされ、其の取引、貸借、凡て常に貨幣に依りてなされるのである。之れ資本移動の媒介 *Vermittler von Kapitalübertragungen* と稱せらるるものである。

併しながら、所謂資本金が右の例に於けるが如く、貨幣の量を以て言ひ表はさると云ふならば之れ貨幣が價值を云ひ現はすと云ふに外ならぬもので、既に貨幣は價值の尺度となると云ふ職能に關し論述したると其の論理に於て敢て異なる所なかるべく、又若し資本の貸借が貨幣に依りて行はると云ふならば、そは又既に貨幣は貸借の標準となると云ふ職能に就て考察したると其の歸結に於て同一となるものである。從て資本移動の媒介となると云ふ職能は其の本質に於て敢て獨特の職能なりと云ふこと能はず、唯其の言ひ現はし方、見方を異にするのみで、既に他の職能に就て説明したると異なる所はない。茲に於て特に資本移動の媒介と云ふ職能を別に掲ぐるの論理上の必要も亦之なしと云はざるを得ないのである。

Helferich は既に述べたるが如く、一方的任意的支拂譬へば贈與の如きもの及び貸借を資本移動の媒介なりと稱して居る。

貸借は之も亦既に述べたるが如く、交換と見做し得るものである。何となれば茲に金壹千圓を貸付け、後に至りて其の返済を受けるは、交換の媒介とは別に資本移動の媒介なりと云ふも、現在に於て金壹千圓の價值を給付し、之に對して將來に於て其の金壹千圓に利子を附加し、之を反對給付とするもので、これ其の兩者の交換に外ならざるものなるが故である。從て斯る貸借は之を交換なる概念中に包括せしむることを得るものである。

贈與の如き一方的任意的貨幣の受授は、素より交換なりと云ふこと能はざるや極めて明白なるも、贈與は貨幣以外、各種の財を以ても行はるるものである。贈與として使用せらるる財は素より貨幣ではない。贈與が多く普通に貨幣に依りて行はるるは、我が國の如き貨幣を贈與するとき、時と場合に依り是を受くる者に對して禮を失すとの觀念なきにあらざれども、貨幣を以てすれば何時にても如何なるものにて之を受けたる者に於て自由に交換することを得べく、最も便利なりとせらるるに依るのである。從て貨幣が贈與として使用せらるるは、それは貨幣が交換の媒介なる職能を有するに基く。茲に於て資本の移動を媒介すると云ふ職能も亦此の意味に於て交換の媒介なる職能に還元することを得るのである。

茲に於て貨幣の職能は其の終局に於て交換の媒介なる職能に其の凡てを還元することを得べく

貨幣は交換の媒介をなすものなりと云ふことを得る⁽¹⁾。前章、既に貨幣の本質を論究したる際に貨幣は交換の手段なりと斷定せしが、其の交換の手段とは此の交換の媒介を指すに外ならぬものとなるのである。貨幣は交換の媒介をなすものを云ふのである。

註

(1) Helfferich, S. 295—297.

(2) Helfferich, S. 274—283.

(3) Mises, 2—10.

Menger, K. Geld, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 4Bd., 3. Aufl., Jena 1909.

Döring, S. 60—61.

第五章 貨幣の意義

然らば交換の媒介をなすものは皆な悉く貨幣なりや。之れ懸て具體的に貨幣を定むるの問題である。交換の媒介をなすものには金屬貨幣、政府紙幣、兌換銀行券、小切手、手形、郵便切手、其他商品切手、切符等がある。苟も交換の媒介をなすもの之れ即ち貨幣なりと云はば凡て皆な之を貨幣なりと云はざるを得ない。されど此等を凡て交換の媒介をなすものなるが故に貨幣なりと云はば貨幣の範圍は相當に廣く、貨幣論の論述は勢ひ手形論や郵便切手論や其他にも及ばざるを得ない。素より此等が本質的に貨幣なるに於ては其の考察に従事せざるべからざるや敢て言ふを俟たざる所なれども、斯る論究は甚だ錯雜するや之れ避け難きものである。然るに貨幣は斯の如き範圍にまで、之れを擴張し、此等を包括するの必要はない。茲に貨幣と云ふは苟も交換の媒介をなすもの凡てを網羅するの意味ではない。貨幣は其の本來の職能として交換の媒介をなすものに限るのである。

茲に本來の職能と稱するは交換の媒介なる職能を盡すこと其れ自體が其の物の使命として與へられたるを云ふの意で、譬へば金屬貨幣は之れを溶解すれば地金として效用を有し、他に使用せらるべきも、金屬貨幣が金屬貨幣として其の形態を有する限り、始めより貨幣として、換言すれば交換の媒介として使用せらるるもので、其の目的以外、何物にも使用せられざるを本旨とするものである。即ち本來、交換の媒介たる職能を盡すが爲めのもので、其れ以外の目的は思惟せられざるものである。偶々金屬貨幣が其の形態の儘、時計の鎖に繋がれ裝飾用に使用せらるることあるも、そは本來、其の目的とする所ではない。本來の職能ではないのである。此の意味に於て政府紙幣も兌換銀行券も共に交換の媒介たる職能を盡すがために製造發行せらるるもので、そを本來の職能とするものである。其の目的以外の何物でもない。従つて金屬貨幣、政府紙幣、兌換銀行券等は勿論貨幣である。

然るに小切手は何の目的の爲めに使用せらるるを其の本旨とするや。小切手が交換の媒介なる職能を盡しつつあるの事實は疑ふべくもなく、之を否定することは不可能である。されど、小切手は交換の媒介をなすが其の本來の職能であらうか。小切手は預金者が其の預金の支拂を求むべく之を要求し、之を命ずる證書である。従て小切手は一覽拂で、それに期限がある。我が國に於ては十日間以内に其の要求をなすべく期限付けられて居る。小切手は之れを以て預金を受取れば、其の使命、其の職能は終るのである。之を以て其の本來の職能とする。交換の媒介をなさざ

るも小切手は其の小切手としての職能を盡したるものである。されば交換の媒介は其の本來の職能とするものではない。従て小切手は貨幣ではない。

普通に Deposit currency 即ち預金通貨と稱せらるるものがある。貨幣學者にして此の預金通貨を貨幣なりとするものは必ずしも少なくはない。其の理由とする所は、銀行預金の内にありても當座預金は之れに對して小切手が振出さるるも、實際上、現金を以て支拂はるること少なく、多くは銀行帳簿の上に於て振替らるるか、或は手形交換所に於ける交換の方法に依りて決済され、現金の受授に依らずして帳簿上の決済に依り移動し其の移動は、或は交換の媒介か或は支拂の手段となり、貨幣の職能を盡すものなりと云ふに基くのである。實に預金通貨が貨幣と同様な職能を盡すは之れを認めざるを得ない。併しながら、銀行に對する當座預金は本來、貨幣の出納頻繁なる人々が、其の出納常ならざる計算の事務を銀行に兼ね、兼ねて一時的遊資を銀行に依りて利用せんとするに始まつたもので、一種の預金なるに外ならず、交換の媒介をなすを以て其の本旨とし、其の職能とするものではない。従て其物自體は決して貨幣ではない。殊に當座預金も現金を以て引出さるることあり、又其れとは反對に當座勘定を開き根柢當の方法によりて信用を受け現實、銀行に預金したる以上の小切手を發行することもある。斯の如きは之れ全然信用の關係

で、之をしも貨幣なりと云ふときは貨幣と信用とを全然同一視し、之を區別すること能はざることとなる。又當座預金を貨幣なりと見做すに於ては其れと同様の性質を有する帳簿上の信用 (Book Credit) 振替 (Giroverkehr) 等も皆な之れを貨幣なりと云はざるを得ない。斯くては終に貨幣の概念甚だ漠然たるを免れざることとなる。貨幣は斯く迄、廣義に之を解すること困難である。此等は信用 (Credit) として別に考察し、只夫が貨幣價値に如何に影響するかに就いては貨幣價値論に於いて充分に考究せらるべきであらう。

手形も爲替手形にせよ、約束手形にせよ、交換の媒介をなし支拂に充てらるるは事實である。併しながら爲替手形は甲なるものが、甲に對して債務を負ふ乙なるものに對し、丙に或る金額を支拂ふことを依頼するもので、丙が、乙より其の金額を受取れば、其れにて其の職能は終り、又約束手形は甲が乙に對して或る金額を或る一定の日に支拂ふべきを約束するもので、其の期日到来して乙が甲より其の金額の支拂を受くれば、其の用は終る。手形は本來、此等の職能を盡すものである。手形には一覽拂のものと、期限付のものがある。期限付のものは其の期限の到来する時迄之れを金庫中に入れ置き、期限至りて之れを取出し、支拂を受くれば手形は手形として其の目的を達したるものである。偶々其の間、交換の媒介として使用せられ轉帳として社會に流通

し、支拂に充てられ、又斯く使せ用らるることが縦令多くとも、そが手形の本来の職能なりと云ふこと困難である。従て手形は貨幣なりと云ふことは出来ぬ。素より斯く云はばとて手形が貨幣の關係上、重要性を有することは敢て之れを否定せんとするものではない。そは信用の關係により説明せらるべきものなりとするのである。

郵便切手は之を封書に貼付し、通信を隔地者に送付するが爲めに使用せらるるが、其の本来の職能である。偶々郵便切手代用苦しからずとし、之れを送付して財を購買することあるも、換言すれば交換の媒介の爲めに使用せらるることあるも、そが郵便切手の本来の職能なりと思惟すること能はざるものである。従て郵便切手は貨幣ではない。

茲に於て貨幣は其の本来の職能として交換の媒介をなすものを指し、具體的には金屬貨幣、政府紙幣及び銀行紙幣を云ふのである。之れ貨幣の具體的内容であると云ふべきである。

斯くして同じく金屬貨幣、政府紙幣、及び銀行紙幣は法規に依りて規定せられ一國の主權は其の領域以外に達するものにあらざるが故に法規の上に於て貨幣と云ふときは自國のものを指し、外國の貨幣は縦令金屬貨幣にありても自國の貨幣ではない。之れ經濟と法律との區別である。但し外國貨幣にありても之を自國貨幣として法規の上に之を認むるときは自國貨幣たるや敢て言ふ

迄もなす。

此の本来の職能としてとは Helfferich の *Ordentliche Bestimmung* に相當するものじやん。Helfferich は此の標準に依りて貨幣と貨幣ならざるものとを區別して居る。然るに我が國に於ては Helfferich は小切手、手形、並に郵便切手迄も貨幣の内に包含せしめつつありと傳へられて居る。之れ誤解である。否な此の誤解は獨り我が國に行はるるのみならず、v. Philippovich も明かに Helfferich の説を誤り傳へたるものと思惟せらる。現に Helfferich は其の *Das Geld*, Sechste Aufl., S. 271 に於て

v. Philippovich ist im Irrtum. wenn er in seinem Glündriss der politischen Oekonomie (8A. ufl. S., 234) behauptet, dass ich auch Briefmarken, Schecks, Wechsel u. s. w. zum Gelde rechne. Das Gegenteil ist richtig, we die obige, aus der ersten Auflage unverändert übernommene Darlegung zeigt. といふに居る。

註

Helfferich, S. 267—273.

流通經濟に於ける無現金支拂ひに關しては次の諸著書を参照せよ。

Schippel und Schoele, *Die Organisation des bargeldlosen Zahlungsverkehrs*, Leipzig 1921

Hartley Withers, *The Meaning of Money*.

Johannes Brans, *Bargeldlose Zahlungsmethode und Kreditwirtschaft*, 1929.

Hayek, *Geldtheorie und Konjunkturtheorie*, Wien 1929. 邦譯あり。

第五章 貨幣の意義

Kaynes, J. M., A Treatise on Money, London 1930.

Schoele, Otto, Bargeldloser Zahlungsverkehr. Hdw. d. Bankw., Berlin 1933.

Gluckstadt, Hans, Theory of the Credit Standard, London 1932.

Gluckstadt, The Mechanism of the Credit Standard, London 1933.

第六章 貨幣の製造と其の發行權

第一節 貨幣の製造

第一章第七節に於て、交換の媒介物として商品貨幣が用ひられ、其の後、種々なる點に於て金屬が貨幣たるに最も適當なる屬性を有するが故に、人類は普遍的に金屬貨幣を用ひるに至りたることを説明した。されど此の金屬、殊に、貴金屬が貨幣として使用せらるるに至りしとは云へ、金屬は初めより、今日あるが如き正確なる純分と量目とを有し、精密なる製造貨幣の形を以て流通したるものではなかつた。

先づ第一、金屬は發掘せられたる其の儘では、種々なる混合物があり是を精製するにあらざれば元素として純粹なる金屬となるものにあらざるが故に、精練の術未だ幼稚なりし古代に於いては、金屬は此の純分若しくは重量の點に於いて然かく正確を期することが出來ず、出來得る限りに於て一定の品位を有する棒狀、環狀、延べ板等を秤量して、それが受授されたのである。斯くの如き貨幣秤量制度 (System of money by weight) の下に、古代バビロンに於いては、金、銀及

びその混和物なるエレクトロン (Electron) が貨幣として用ひられた。古代ギリシヤに於ては、此の貨幣秤量の必要から衡器が發明せられ、前記バビロン等にありては、古くより度量衡制度が比較的發達したりしも同じく此の貨幣秤量の必要より起りしものと考へられて居る。

次に、此の貴金屬の質に關しては、貴金屬の純分の不正確は全體としての各個の貨幣價值を一定せざることとなるが故に、取引毎に、之を考慮せざるべからざることとなり、取引の上に不便と困難甚だしきがため、貴金屬の重量と共に、此の純分を證明するがために該金屬の表面に刻印を施し、其の質を證明し受授に便ならしむることとなつた。是は早くユダヤ人の間に採用せられ、又、支那に於いても行はれた。

斯くの如く、貴金屬の純分を一定し、重量を統一し、是に特殊の模様を附し、其の多くの場合其の價值を明示することがこれ貨幣の製造であつて、此の意味に於ける世界最古の貨幣製造は、リヂア (Lydia) に於いて紀元前七世紀に行はれたものと考へられて居る^③。ローマに於ては紀元前四五一年に銅貨が、同じき紀元前二六八年に銀貨が、又紀元前二〇七年に金貨が製造された、と云はれて居る。而して貴金屬が製造せられ、一定の純分と一定の量目を有し、一定の形状の下に其の價值を示すこととなれば、其の貨幣の何れの一箇を取るも、其の純分、量目相等しく、

其の價值同一なるが故に、受取る時も又支拂ふに當りても、單に其の箇數を數ふれば足り、直ちに其の金額を算定し得るのである。之れジエボンス (W. Stanley Jevons) の所謂、貨幣の箇數制 (System by tales) と云はるるものである^④。

斯くの如き、一定せる貨幣現はるるに至れば、是が交換經濟社會に著しき變化を與ふるや、敢て言ふ迄もない。其の一つは、消費を目的としてなす所の交換の目的物と、其の媒介の手段となる貨幣との間に漸く其の職能的區別が生じて來たことである。即ち、此の時に至る迄、一般消費財と貨幣との間にしかく確然たる區別がなく、消費財である貴金屬が其の儘交換の媒介物として役立ち、交換の媒介物である貴金屬は同時に消費財であつたのであるが、茲に至つて貨幣は特殊の財として、直接の消費目的から離別せられて、交換の媒介を爲すことが主たる目的となるに至つた。他の一つは、是れと關聯して、特定の貨幣が交換の媒介物たるに及びて、財の交換は主として、是に依りて行はれ、貨幣は金屬としての素材の價值 (對象價值) と異なる交換の上の價值が認めらるるに至つたのである。即ち、製造貨幣の時代に入るに及びて、一般交換經濟社會の各人は貨幣に對しては、其の表示する一兩なり一シリングなりに、抽象的に、素材と別な、或る價值を認むるに至つたのである。

貨幣は既述の如き過程を経て、製造上の技術の進歩と共に、漸次其の純分及び重量の正確の度を増し、更らに、制度上の或る價格を認められ其の偽造を防ぐが爲めに精巧なる模様が刻まれ、或は周圍に鋸齒狀の刻みを附して、其の剽窃を防ぐ等の方法を講ぜられ、今日の如き貨幣となるに至つたものである。而して、今日の技術の進歩に於ては、貨幣の製造は、地金銀の鑄型に依りて鑄造するものではなく、一定の純分を有する、一定の厚さの地金を機械の力に依りて打ち抜き、之に打壓を加へ、依りて以て其の模様を附するものである。従て貨幣の鑄造なる語は、今日に於ては不適當で、寧ろ之を貨幣の製造と稱すべきである。

註

(1) Ridgeway, Origin of Metallic Currency.

(2) Jevons, p. 54.

第二節 貨幣の發行權

然らば、前節に述べたるが如き貨幣の製造は、何人が是に當るべきであらうか。凡ての交換經濟社會の人々は誰人も自由に之を爲すべきものであらうか。或は、或る特定のもののみ限り、

之を行ふべきであらうか。之れ檢覈せねばならぬことである。

抑々製造せられたる金屬貨幣が、貨幣發達の上に特に大なる進歩を意味し、一新時代を劃し、交換經濟の上に大なる變化をもたらしたるは、之れ製造貨幣の各片の純分が一定し、其の量目正確で、結局其の有する價值の同等であるがため、其の一つ一つを檢査することなく、ただ其の箇數を數へ、依りて以て簡單に受授し得らるるの點に存するのである。

然るに、此の前提をなす所の純分にして一定せず、其の量目の正確を缺き、其の刻印も又遂に信ずること能はずとするならば、箇數取引は到底不可能で、製造貨幣たるの效用無きこととなる。故に、製造貨幣が其の製造貨幣たる特質を發揮するがためには、貨幣をして、恒に、正確なる重量と精密なる純分とを保存せしめなければならぬ。此の見地より貨幣の製造を自由にし多數人に任意に製造せしむるが如きことは許さるべきでない。何となれば、斯くすれば多くの發行者の中には、其の純分と量目の上に正確を缺くもの即ち、其の實質價值に不相應なる價值を刻印して之を製造し、市場に流布する者無しと斷ずる譯には行かないからである。斯くては此の不良貨幣を受取りたる者は損失を蒙り、是を與へたるものは自ら不信用を招くこととなる。其の結果は箇數による貨幣の受授は不可能となり再び、各箇の貨幣に就て、一々其の純分を檢べ、秤量するに

非ずんば是を受授すること能はざるに至り、秤量制度に逆轉せざるを得ざらしむることとなる。

茲に於て、製造貨幣の箇數受授を容易ならしめ、其の長所を完全に發揮せしむるが爲めには、如何にしても、箇數取引の前提をなす所の刻印價格の正確さが維持せられねばならず、貨幣の製造は、或る特定のものに責任を負はしめ、正確なる貨幣の製造に當らしめねばならぬと云ふ結論に達するのである。然らば、其の特定のものとは如何なるものか。若し各個人をして是に當らしむるに於ては、既に述べたるが如く、茲に利己的動機に基づく不正の行はるる危険ありとすれば結局、國家自體が其の衝に當るの外はないのである。

國家は其の有する最高權力を以て、國家以外の貨幣製造を禁止し、貨幣の製造を自ら獨占し、嚴密なる注意の下に、純分と量目の正確を期し、之に價格を表示して、何人も安んじて之を受取るを得せしめ、支拂に便し、貨幣の交換の媒介物たる職能を十分に果たさしむるのである。若し然らざるに於ては、其の不統一、不整一は一々貨幣の檢定をなすこと困難なるが爲めに、必ず不正を横行せしめ、純分量目等に關し鑑識の明なく、經驗を缺く一般民衆、殊に、下層貧困者等に其の最も大なる損害を蒙らしむることとなるは明瞭なることである。

然るにハーバート・スペンサー (Herbert Spencer) の如きは、貨幣の製造發行は之を私人に放任

するを以て適當なりとし、其の原理を自由競争に求めて、恰も市場に於ける種々なる商品中、廉價にして品質良きものが、常に競争上、粗惡にして高價なる品物よりも其の賣れ行き良きが如く、貨幣も亦、精良なる品質を有するもの、多く社會に流通することとなるであらう。是に反して、若し、貨幣の製造發行を國家に獨占せしむる時は、各國の歴史が之を示す如く、多くの弊害を生じ、貨幣制度を紊亂せしむるに至るであらう、と論じて居るのである。如何にもスペンサーの云ふが如く、歴史上、貨幣の製造を獨占したる王或は政府が、其の收入の一途、然かも、最も容易なる收入の一途として、或は貨幣の含むべき貴金屬の純分を少くし、或は量目を減じて、然かも其の價格を在來の儘の不相當なる高さに維持し、貨幣の流通を強要したる例は、洋の東西、時の古今を通じて其の例に乏しくはない。我が徳川幕府時代に於ても幾度か貨幣の改鑄が行はれ、十四世紀の頃フランスに於てはニコラ・オレズム Nicole Oresme をして「君主は斯の如き通貨を惡下せしむる權利を有するものなりや」と叫ばしめし程、甚しき貨幣の改鑄が行はれ、其の結果、經濟學的に記述せられたる最初の貨幣論として知らるる *Tractatus de origine, Natura, Jure, et Mutatis nibus Monetaru* が出版された。斯の如きは寔に其の權力の亂用である。

併しながら、右の如き事實あればとて、貨幣の製造を自由競争に委すべし、となすは其の根本

に於て大なる誤なりと云はねばならぬ。何となれば、それは後に説くであらう所のグreshamの法則なるものが貨幣流通の上に働き、良き貨幣と悪しき貨幣が、同時に、同價格或は同じ割合に適用するに於ては、より良き貨幣は鑄潰され、又は外國に流出し、より組悪なる貨幣のみが流通することとなり、到底、安全且つ圓滑なる貨幣の流通は之を望むこと能はずと云ふことを無視した謬論であるからである。

尙ほ、此處に聊か注意すべき補助貨幣は多くの場合、其の素材價值よりも其の名目の價值大なるの點であるが、是は後にも説述するが如く、之れ國家が其の貨幣制度を維持するの必要に出づるもので、必ずしも其の差額を利することを目的として行ふものではない。併しながら、若し、制度維持と云ふ目的のための結果としても補助貨幣を製造し、之れより利益生ずるに於ては、その利益は當該國一般民衆の間に流通するが爲めなれば其の利益は當然國家に歸屬し、一般國民の利益のために費さるべき性質のものである。決して或る特定人に私せしむべきものではない。此の點より見るも、貨幣の製造は國家に歸屬すべきは明瞭である。

我國に於ては、明治三十年貨幣法の第一條に於て「貨幣ノ製造及發行ノ權ハ政府ニ屬ス」と規定し、其の發行權は國家主權に屬することを明かにして居るのである。

註

(1) Jevons, p. 64.

(2) 貨幣法參照

第三節 造幣技術及び造幣局

貨幣の製造は、今日の文化諸國にありては、殆んど凡て、國家の權力に屬せしめて居るが、其の製造については、何れも、造幣局をして専ら其の事に當らしめて居る。而して、金屬貨幣を如何にして、如何なる形式に製造すべきかは造幣技術の問題で、經濟學の關する範圍の外にあるものであるが、造幣技術に對し、經濟的に要求するところは、貨幣をして其の流通を容易ならしむるが爲め、贋造、私造竝に剽竊を防止し、且つ流通しつつある間の自然的磨損を少なからしむるに注意するにある。是が爲めには、貨幣形態の大小、形狀、其の厚薄を考量し、其の表面には精密なる意匠により模様を施し、以て模造贋造を防ぎ、其の縁を高くして意匠模様の磨滅を少くし、金銀貨は其の周圍に鋸齒狀を附して以て剽竊を防ぐ等の必要がある。

次に經濟上、注意すべきは斯かる貨幣の製造に當る所の造幣局は一國の如何なる位地に設けら

るべきかといふことである。元來、造幣局は金銀を主たる材料として、貨幣を製造する處なるが故に、其の位地は貴金屬が其の自國に於て生産せらるるか、或はそれを他國よりの供給に俟つかに依りて定まるものである。即ち一國の貨幣たるべき貴金屬を自國に於て産出する國々に在りては造幣局は其の産出地に近き商業都市に設置さるべきものであらう。何となれば之に依りて貴金屬を運搬する費用及び時間を節約し得るばかりではなく、金利の損失を少なからしめ、金融上の利便少なからざるが故である。北米合衆國に於て造幣局をカリフォルニア州桑港に設置したるは此の理由に基くのであらう。然るに造幣材料たる貴金屬を主として外國より輸入する國々に在りては、其の造幣局は地金銀の輸入港、若くは輸入港に近き商業都市に置くを以て便利とするであらう。何となれば其の理由は右述べたると同じく、一旦輸入し、再び之を他の地方に輸送するの運賃、時間を節約し、危険竝に金利の損失を少なからしむる故である。貨幣の素材たる地金銀を自國に産出することなく、是れを植民地より輸入する英國が其の輸入港たるロンドンに造幣局を置くは其の好き實例である。

古來我が國に於ては、佐渡其の他より金を産し、最近臺灣、朝鮮等よりも多少の金及び銀を産出するも、其の産金額は、一箇年を通じて僅かに、四千五百萬圓内外に過ぎない。然るに、是

が需要の狀勢を見るに、我が國人は身邊の裝飾、美術工藝品の製造、義齒其の他に好んで金を使用し、年々産金額の殆んど全部を之に充てつつあるが爲めに、結局、貨幣の素材たる地金銀は其の全部と云はぬまでも其の大部分を外國よりの供給に俟たざるべからざるの狀態にありと云ふも差支がない。而して、之等の地金銀は主として横濱港に陸揚せらるるものなるが故に、横濱、若くは東京の何れかに造幣局を置くを以て適當なる場所なりと云ふべきであらう。然るに、我が造幣局は現に大阪に設置せられ東京には其の出張所あるに止まる。之れ何故なるか。左に少しく造幣局設立當時の興味ある事情を明かにするであらう。

抑々、我が國が、永き鎖國の夢から呼び起されて開國貿易の己むなきに至り、交を歐米諸外國と結び、取引を行ふに當りて、當時我が國に流通しつつありし貨幣は、各地、各藩に依りて發行せられたりし藩札と稱する不換紙幣が主なるものであつた。之と同時に、大判、小判或は何金と呼ぶるる金銀貨幣も存在したのである。勿論、それ等の中には偽造、贋造も少なくなかつたのである。然るに安政五年諸外國と條約を結ぶに當り、貨幣は同種同量にて其の實質價值 (Intrinsic value) を以て交換さるべきことを規定され、事實上は偽造、贋造多く貨幣の統一なく、貨幣制度の紊亂せる状態は茲に種々なる不便を醸した。之を以て英米の諸國より、之れが矯正に關し注意、

勸告せらるる所あり、我が中央政府も、茲に貨幣を全國的に統一し、以て其の制度を改正せんと企てた。されど、當時、未だ我が技術發達せず、其の設備等も之を如何にすべきか、之れ極めて困難なることであつた。恰も我が國に程近き香港に造幣局の賣り物あり、人間付きで、技術者も共に附隨することであつた。之れ云ふ迄もなく、英國の申しいでで、英國は東洋に大なる商業上の勢力を有し、東洋の市場は英國の獨占なりと云ふも敢て過言にあらざる程なりしが故に其の取引の貨幣も亦英國貨幣を使用せしめんと欲し、當時、東洋に盛んに流通したるメキシコ弗を驅逐せんと企て香港に造幣局を建設した。然るに其の目的を達すること到底不可能なりしが爲め、其の造幣局を我が國に買入れしめんとしたのである。而も我が國の事情は前述の如く、貨幣の統一上、新しき精巧なる造幣設備を要すること急なるものありたるが爲め、是を其の儘譲り受くることとしたのである。我が大阪造幣局は、後に屢々擴張せられ、種々なる新設備を加へられたりとはいへ、其の創始に當りては、此の英國より譲り受けたる香港造幣局が其の基礎を爲したるもので、此の我が國の手に歸したる造幣局は、其の當時の文化の程度より之を見れば非常なる大規模のものであつたのである。此の造幣諸機械は、和船に依りて淀川を遡り、大阪に陸揚せられ、そこに設置せらるることとなつた。當時、主として此の事に當つたのは故大隈重信侯であつた。

抑々何が故に斯く造幣機械が大阪に持ち來られ、そこに設置せられしか。是に就ては其の當事者なりし大隈侯は、後に語つて曰く、造幣局を大阪に設置したるは、帝都が其處に遷さるべきを豫想せられたるも一の事情であると。されど此の大阪遷都の儀に關しては、史家の考證するところに依れば、それは東京遷都に對する一種の手段としての議論で、やがて、皇居の東京に遷さるべき方便の爲めの宣傳であつたと考へられて居る。其の理由とするところは暫く措き、造幣局は斯くして大阪に其の基礎を定められ、其の煙突よりは、我が國最初の化學、機械工業の黒煙をあげたのである。爾來、大阪は其の交通上の便と、石炭其の他の關係と、地理的關係等によりて日に月に工業的に榮えて、今日我が國第一の工業地、日本のマンチエスターと稱せらるる迄に盛大となりたるも、其の濫觴をなしたものは、實に造幣局であり、更らに、造幣に必須なる硫酸の製造が此の地に行はれて其の刺戟となり、誘導せられ、今日の機械産業の大を致せしものである。之れ我が經濟上の顯著なる一事實と云はなければならぬ。

尙ほ、此の造幣局の開設せられてより、附隨的に齎したる大なる事實としては、簿記の術を見逃すことが出來ない。即ち、造幣の如き精密確實を要する事務は、我が國從來の大福帳的帳簿にては、到底十全を期すること能はず、造幣局に於ては、歐洲式簿記が使用せられた。其の會計

課長たる造幣局の吏員は後に御雇外國技師として大藏省に官應簿記を教ゆることとなり、やがて民間にも現在の如き簿記の採用さるべき魁をなしたるものである。是等は造幣局開始に伴ふ重大なる副産物として、我が國文化の向上發達の上に大なる貢獻をなしたものである。

註

(1) 昭和九年主要鑛産物

	數量	價格
金	一五、四六五 <small>五</small>	四五〇四、一六〇 <small>三</small>
砂 白 金	三、六七八	二〇、三五一
銀	二七、二五四 <small>三</small>	一一、三九二 <small>六</small>
銅	六六、三九二 <small>四</small>	四六、二八九 <small>八</small>
鉛	六六、七三二	一、三四五、六〇〇
蒼 鉛	四九、一〇五	三、六八二 <small>四</small>
錫	一、二八二 <small>六</small>	四〇、九四七 <small>八</small>
アンチモン	一〇 <small>六</small>	一五、三四九
水 銀	六、七三三	三、三六三 <small>九</small>

亞 鉛

二〇〇、七五七
二八、四三八五

六、七五三
一、七六五二

(2) 大隈侯八十五年史 第一卷 一八〇—一八七頁、第三卷 一六一—一六二頁。
造幣局沿革誌 大正十年三—二四頁。

第七章 貨幣の製造及び發行に關する規定

第一節 貨幣の單位

交換經濟社會の貨幣に對する必然的要求の結果は、世界何れの國に於ても大小種々なる購買力に適合する貨幣を發生せしむるに至つた。されど若しそれ等の間に統一なく關係明瞭ならざる時は、取引の上に非常なる不便と困難とを伴ふものである。之が爲めに文化諸國に於ては、何れも貨幣制度 (Monetary system) を建て、之等の各々に組織を與へ、各々を連絡し、其の總てを之と統制的關係の下に置かんとするに至つた。此の標準となるものを貨幣の單位 (Unit of money) と稱する。我國に於ては此の單位を圓と呼ぶのである。而して我が貨幣法第二條に「純金ノ量目七百五十ミリグラムを以テ價值ノ單位トナシ之ヲ圓ト稱ス」と規定し、此の圓が金と結合せしめられて居ることを示して居る。七百五十ミリグラムは明治三十年に純分二分と定めしをメートル制に改めたるに過ぎない。但し金の輸出を禁止すれば此の結合關係は離脱せらるるのである⁽¹⁾。

然らば、斯くの如き貨幣の單位は如何にして定めらるるか。此の點に關しては、貨幣の單位は其の國民經濟發達の狀態如何によりて決定せらるるもので、具體的に言はば、國民經濟の發達したる國に於ては貨幣の單位は高きを要し、是に反して、經濟發達の幼稚なる國にありては、貨幣の單位は低きものであるとの説がある。然しながら此の説必ずしも當を得て居るものではない。何となれば、現在の事實としても、我が日本の貨幣單位たる圓は、英國の貨幣單位パウンドの約十分の一であり、獨逸の單位マークは我が圓の約二分の一に過ぎざるものなるからである。若し是等を右の標準に依るときは、我が日本の國民經濟の狀態は英國の約十分の一の低き程度のものであり、更らに之を獨逸のそれに比較するときには二倍の高さに發達して居ると云はなければならぬ。是れ何人も肯定し得るところではないのである。

貨幣單位は以上の如く經濟社會の發達に正比例して、それが數量的に如實に現はれ來り、定めらるるものではなく、其の單位を決定するに當り、一般取引を動搖せしめざるに注意し、價值繼續の上に、歴史的に決定せらるるものと觀るのが事實に近い。我が國に於ける貨幣の單位、圓の如きも、明治四年に其の以前に於ける單位兩を承継いたものであり、十進法により、其の百分の一を錢としたのである。何が故に兩を改めて圓となしたるか。故大隈重信侯の語るところに従へば貨幣は停滯せしむべきものではなく、轉帳流通せしむべきものである。従て其の形を改め、圓

形となし、従來の大判、小判の楕圓形であつたのに對して丸きが故に是を圓と稱したとのことである。蓋し當時西歐文物の輸入に當り、形を彼に模倣したるものならんも、是を圓と稱したるは恐らく、故大隈侯の發案であつたであらう。錢は金錢の錢であり、北米合衆國に於けるドルの百分の一をセント Cent と稱するに通ずるが故に採用されたるものであるとのことである⁽³⁾。

單位に關する次の問題は、單位の大小が物價に影響すとなす説である。是れ主として世界大戰爭中、我が國の物價騰貴に基き、當時の經濟界實際家の唱へたる所で純金二分を單位とし、圓を標準とするときは、他人に贈り物をする場合、或は、均一價格の場合等に直ちに其の單位の圓を取るべく、圓以下を用ひざるが故に物價騰貴し、之を引下ぐるに於ては其の標準低下し物價を安からしむとなすのである。然しながら、此の説も亦半面の觀察で、是と反對に一圓以上の場合に於ては一圓に切り下ぐることもあれば、一概に是を以て物價を高むる大なる力なりとは云ひ能はざるものである。要するに物價は、後にも説くが如く、貨幣價值の一般的決定によるものなるが故に單位の大小は其の關係する所、極めて薄弱なりと云はねばならぬ。右の如き説は理論的に十分なる妥當性を有するものではないのである⁽³⁾。

註

(1) 山崎覺次郎 改訂貨幣銀行問題一斑 大正七年 一二二—一二四頁。

(2) 大隈侯八十五年史。

前掲貨幣法。

(3) 山崎覺次郎 貨幣概論 一四七—一五四頁。

第二節 貨幣の品位、量目及び形狀

近代的意味に於ける金屬貨幣の製造は、畢竟するに、素材の純分を整一にし、其の量目を正確に計り、是を一定の形狀となし、特殊の刻印を施し、其の價值を明かにすることである。本節に於ては、金本位の下に於ける此等の品位、量目及び形狀が如何に規定されるかを述べやう。

一 貨幣の品位及び量目

イ、純分

金屬貨幣、殊に、貴金屬貨幣は其の製造に當り其の金屬の純分のまま之を用ゆることなく、必ず各種の雜分を混合する。之れ金にしても、銀にしても、純分其のままでは軟弱で、貨幣として磨滅、破損し易く、且つ、純金銀のままを以て造らるる貨幣は、其の價值高きため形小さく、携帯及び受授に不便なるが故に、是に卑金屬を混和して、其の性質を堅からしめ、且つ、其の形を

適當なる大きさをたらしめんとするにある。而して、此の目的の爲めに使用せらるる參和金屬は、主金屬の色澤を害せず、よく、それと混和するものが選ばれなければならない。此の條件に適合するものとしては金、銀及びニッケルに對しては銅が用ひられ、銅自身に對しては少量の錫、亞鉛等が用ひられるのである。

次に、是等の合金は如何なる程度に於て混和さるべきであるか、それは全く、其の混和の目的に依つて決定せらるるもので、要は、それ等の硬度を適當にし、其の價值と形態の大小を適當に維持するの點にあるのである。今、各國に於て用ひらるる金貨に就て之を見るに、純分を千分の九百位、即ち、千分の九百の純金に對し、千分の百の合金を混和するものに、我が日本を初めとし、獨逸、佛蘭西及びラテン同盟諸國、北米合衆國、其他があり、他方、純金を二十四カラットとし二カラットの合金を加へ、二十二金、即ち、十二分の十一の純分（九百十六位三分の二）となすものに英國その他二三の小國がある。是を純粹技術の上より見れば、後者の方多少其の磨損の點に於て前者に優るものがあるが如きも、十進法に依る九百位を以てするの便なるが爲め、多く前者が用ひられて居るのである。

我が國に於ける金、銀、白銅及び青銅貨に對する明治三十年三月二十九日、法律第十六號貨幣

法（大正十一年四月法律第七十三號改正）第五條の規定する品位は次の如くである。

- (1) 金 貨 幣 純金九百分、參和銅一百分
- (2) 銀 貨 幣 純銀七百二十分、參和銅二百八十分
- (3) ニッケル貨幣 純ニッケル
- (4) 青銅貨幣 銅九百五十分、錫四十分、亞鉛十分

口、量、目、

金屬貨幣が一定の價值を保有するが爲めには、純分の含有が正確であらねばならぬと同時に、其の全體としての量目の正確を要することは云ふまでもない。

我が貨幣法（前出）第六條の規定する我が國貨幣の量目は左の如くである。

- (1) 二十圓金貨幣 一六・六六六六グラム
- (2) 十圓金貨幣 八・三三三三三三グラム
- (3) 五圓金貨幣 四・一六六六六六グラム
- (4) 五十錢銀貨幣 四・九五グラム
- (5) 二十錢銀貨幣 一・九八グラム
- (6) 十錢ニッケル貨幣 四グラム

- (7) 五錢ニッケル貨幣 二・八グラム
- (8) 一錢青銅貨幣 三・七五グラム
- (9) 五厘青銅貨幣 二・一グラム

ハ、公差

以上の如くにして、法律は貨幣の純分及び其の量目を規定すること頗る嚴であるが、今日の造幣技術の發達の程度を以てしては、右の規定と、一厘、一毛の差異なき貨幣を、機械的に大量を造り出すことは殆んど困難なることである。之を以て、此の技術上の不完全を承認して、或る程度に於ける純分及び量目の差異は、法規の上に於て之れを認めなければならぬのである。此の法規上認められたる規定量目からの差異の限度を公差 Tolerance of mint と稱せられる。而して理論としては此の公差は、造幣技術の進歩に鑑み、其の已むを得ざる最小限度に於て規定されなければならぬことは云ふまでもなく、更らに、量目の公差に於ては、現に我が國に於て採用するが如く、大數の上において、各個相補足し合ひて平均すると云ふ統計學の原理を適用し、少數秤量の外、大數秤量をなし其の大數公差の場合は、少數公差、即ち、貨幣毎片を秤量するものに比し、比較的小なる割合に依りて限らるる等の方法が行はるるのである。

我が貨幣法第九條及び第十條に於て規定せらるる純分及び量目の公差は次の如くである。

- A 純分公差**
- 金貨幣 一千分の一
- 銀貨幣 一千分の三
- B 量目公差**

	小數公差	每片	グラム	大數公差	一千枚	グラム
(1) 二十圓金貨幣	同	同	〇・〇三三四	同	同	三・二二五
十圓金貨幣	同	同	〇・〇二二六八	同	同	二・三三二五
五圓金貨幣	同	同	〇・〇一六二	同	同	一・五三七五
(2) 五十錢銀貨幣	同	同	〇・〇六四二二	同	同	三・九九九七五
二十錢銀貨幣	同	同	〇・〇四〇二二	同	同	一・九九九八七

今少し量目公差に就て説明すれば、二十圓金貨は、各片を秤量する場合は一片〇・〇三三四グラムまでの差異は許さるるも、それ等の千片を集めて大數秤量せらるる場合は、其の千倍である三二・四グラムの十分の一に充たざる三・二二五グラムに限らるのである。即ち、此の限界を上を越ゆるときは國家の損失となり、下に超ゆる時は貨幣の信用に關するを以て許されぬこととなるのである。

二 最輕通用量目

精巧なる技術と嚴密なる検査とを経て、造幣局を出て社會に流通せんとする貨幣は、其の當時にありては、必ず法定公差以内の嚴格なる純分と量目とを持つものなるが、之が轉輾、社會に流通しつつある間に多少、磨損せしめらるることは、素より、當然豫期しなければならぬことである。茲に於て、其の磨減せる貨幣を如何にすべきかが問題となつて來るのである。

嘗て、英國に於ては、流通中、或る程度以下に磨損したる貨幣は、銀行及び稅務署に於て、發見次第、切斷して再び使用する能はざらしめ、其の損害を最後の所持者に歸せしめた。茲に於て、磨損したる貨幣を所有するものは、之れを或は銀行或は稅務署に持ち行かず、又常に貨幣を取扱ふに慣れたる者は、是を巧に鑑別して他に對する支拂に用ひて、損害を避け、結局、無智なる者、或は貨幣の取扱に多く經驗を有せざる者、或は地方人等に多く之れを受取らしめ、是等の人々に損害を負はしめ、公正を缺くこと甚しかりしことがあつた。之を以て其の後之を改正し政府に於て之れが引換に當ることとした。言ふ迄もなく、それが故意に行はれざる以上、貨幣が其の職能を果たすが爲めに流通中磨損したる貨幣に對しては、其の發行者なる政府が、之が費用を負擔すべきは理の當然と云はなければならぬ。之を以て、現今にありては各國とも其の磨損に

よる最輕通用量目たる限度を規定し、是を下りたる貨幣に對しては引き換へを行ふのである。是れ流通社會に於ける貨幣の信用を繋ぐ所以であり、又、是に依りて、各國各自の貨幣制度を維持する所以でもある。

我が貨幣法も亦其の第十二條に於て貨幣の引換へに關し「金貨幣ニシテ磨損ノ爲メ通用最輕量目ヲ下ルモノ及銀貨幣、白銅貨幣又は青銅貨幣ニシテ著シク磨損シタルモノ其ノ他流通不便ノ貨幣ハ其ノ額面價格ヲ以テ無手数料ニテ政府ニ於テ之レヲ引換フベシ」と規定し、更らに、實際之れが引換へらるべき取扱所に關しては、日本銀行支店をして之れを取扱はしめ、各同行代理店に於ても引換への取次を爲すべきことを大正十一年十一月十七日、大藏省告示第五百十號を以て公示して居る。而して、右法規の定むる最輕通用量目は、同じく貨幣法第十一條の規定する所で、次の如くである。

二十圓金貨幣	一六・五七五グラム
十圓金貨幣	八・二八七五グラム
五圓金貨幣	四・一四三七五グラム

併しながら、政府は、此の無料引換の悪用せらるるを防がねばならぬ。之を以て同法第十三條

に於て「貨幣ニシテ模様ノ認識シ難キモノ又ハ私ニ極印ヲ爲シ其他故意ニ毀傷セリト認ムルモノハ貨幣タルノ效用ナキモノトス」と規定し、從て斯る貨幣は引換に應ぜざることを明かにして居る。之れ貨幣の盜刪を防ぐが爲め素より當然のことである。

三 貨幣の形状

金屬貨幣は秤量制度より進歩し來れるものなることは、既に述べたる所である。此の秤量より出でて、リヂア (Lydia) に於て、初めて貨幣が造られ、而して今日に至る迄、貨幣は幾多の形と種々なる大きさを持つに至つたのである。圓形は勿論、楕圓形、四角形、六角或は八角等の外、露西亞に於ては劍状のものもあり、又支那に於ては所謂刀錢、馬蹄銀等が行はれた。其の大きさ重量等も、七八吋に及び數ポンドのものすらあつた。支那馬蹄銀の如きも、相當大なるものがあつた。

然しながら、貨幣の形状に關する觀念は、東洋及び西洋互に相同じからざるものがある。即ち支那に於ては貨幣の形は天地に象どりて定められたるものの如く、古代支那人は天圓地方即ち、天は圓く、地は方形なりと考へたるところから、貨幣の外形を圓くし、中に四角の穴を穿つた。後に明末に至りて天圓地亦圓と其の觀念變化し、貨幣の外形は圓く其の中の四角の穴をも亦圓形

と改めた。我が國固有の貨幣は、古來、橢圓形のもの多く、そは、日本書紀、神代の卷に古天地未割陰陽不分渾沌如雞子とあるに基くとのことである。

斯く、支那及び我が國の貨幣形状は何れも、抽象的に思惟され製造せられたるも、歐洲に於ては、全く、實際的立場より貨幣は交換の媒介物として、各人の手から手へ轉帳するものなる特質に鑑み、此の流通の間に於いて其の磨滅を防ぐべく、形を丸くし、縁を高くしたのである。從て彼等歐洲人は、東洋にのみ存在する穴あき錢を目して、之れ其の穴に紐を通して、携帯及び計算に便にする爲めであり、殊に、穴の圓きは紐の摩り切れざるが爲めなりと全然實利的立場より、之を解釋し趣味ある對照を現はして居る。

されど今日、進歩せる諸國に於ては貨幣の形態は何れも、理論的根據に基づきて、定められ、**第一**に、之れが取扱ひに最も便利なる程度の大きさとなし、**第二**に磨損を防ぐが爲めに其の形状を丸くし、重量との關係上、成るべく磨損すべき面積を小にし、外縁を高くする。**第三**には、贋造、偽造、變造を防止するが爲めに、精巧なる機械と技術とに依り、精妙なる模様を以て、全面を蔽ひ、**第四**に、剽窃を防ぐが爲め、縁に鋸齒状を附する等の方法を講じて居る。而して統制ある貨幣制度の下に於ては、貨幣が受授せらるる場合、大小種々異なる金額を、貨幣の最も少き數

に依つて結合せしむべく其の名目價值を定むるに注意し、更らに貨幣は其の形狀を一見して直ちにそれを認識せしむべく、製造するに努むるのである。

註

(1) Jevons, p. 151—155.

Helfferich, S. 427.

Laughlin, J. S. The Principles of Money, N. Y. 1903. p. 27.

(2) 貨幣法 參照

(3) Laughlin, p. 26—27.

Helfferich, S. 427—428.

(4) Helfferich, S. 428—429.

(5) 拙稿 貨幣鑄造に現はれたる東洋的抽象思想 明治四五年 早稻田講演 第十一號。

第三節 貨幣の製造と其の手續料

貨幣の製造は國家の獨占する所である。而して、國家が此の貨幣製造發行の權を獨占するに當り、其の製造を國民各自の要求に従ひ、無制限に之に應ずる所謂、自由製造と其の製造發行は、個人の意志と全く無關係に制限する二種に分つことが出来る。我國に於ては、本位貨幣たる金貨

は自由製造で其の他の銀、白銅、青銅貨等は、全く、國家の意志に依り其の製造發行を決定するものである。此の國家自ら其の發行を制限する貨幣に關しては手續料の問題を發生せしめざるも、國民の要求に應じて自由に其の製造をなす所の貨幣に關しては茲に之に手續料を徵收すべきや否やの問題が生ずる⁽¹⁾。

貨幣製造の手續料に關する第一の問題は、抑々之に手續料を徵收すべきものなるや否やの點であり、第二には、是を徵收するものとすれば、それは實費の手續料 (Brassage) なるべきや、或は實費以上の手續料 (Seigniorage) を取るべきかといふことである。往古、砂金を袋に入れ、或は金銀を秤量して貨幣たらしめたる時代に於ては、特に貨幣製造の事實なく、従つて、又手續料の問題は起らなかつた。次いで金銀が、單に多數者の信用する者に依りて、其の品位、量目等を證明するが爲めに刻印せられ、其の信用の及ぶ限りに於て流通したる場合に於ても、それは唯便宜の爲め證明するに過ぎざるものなるが故に尙ほ未だ手續料の問題は起らなかつた。

然るに、王侯或は國家の手に貨幣の製造が獨占せらるるに至るや、茲に、其の製造手續料の問題が起り來つたのである。何となれば、王侯、或は、國家の施す刻印は、最早や、單なる品位や量目の證明ではなく、其の證明するところのものは、彼等の權力に依りて其の刻印せられたる價

値によりて流通せしめらるるが故である。換言すれば王侯或は、國家の發行する貨幣は、其の品位、量目を證明して流通せしむるに止まらず、之れに流通力を與へられ、其の刻印の示す價值は必ずしも其の素材價值、即ち、品位、量目と一致せず、粗惡なるもの或は、其の名目價值以下の輕量の貨幣をも、之れに支拂ひの效力を付與せられ、之れを其の名目價值を以て流通せしめらるるが故である。

今之を歴史に考證すれば、世界の各國とも、中古に至るまでは、貨幣の發行は君主の特權なりとせられ、其の製造は、君主の財源として、之れに依りて利益を納むべきものなりと思惟せられて居た。斯かる時代に於ける貨幣は手数料を徴收せられ、其の手數料は、實際製造發行に要したる費用以上なりしことは云ふまでもない。何となれば、貨幣の發行は君主の財源と考へられ、財政上、之れより收入を生ずと云ふならば、必ずやそれに要したる費用以上の收入あらねばならぬからである。彼の貨幣製造に對する實費以上の手數料を意味する *Seigniorage* なる語が佛蘭西語の君主 (*Seigneur*) より出でたるに見るも、貨幣製造の手數料は、君主の特權なりとする此の關係を示すものである。

然るに歐洲に於ては、第十六世紀より十七世紀に亘り、貨幣即ち富なりとする所謂、重金主義の思想盛んに行はれ、其の結果、一意貨幣を増加せんことをのみ之れ圖るに至つた。然るに、國家にして貨幣の製造を獨占し、之れに依りて利益を獲得するに於ては、世人にして地金を造幣局に持ち行き、之れを貨幣として製造せしむる時は、貨幣として、より僅かなる地金を受取り價値のより低きものを受取ることとなるが故に何人も、貴金屬を有するも之れを造幣局に持ち行き貨幣の製造を依頼するものがない。従つて貨幣の量は増加せず、貨幣即ち富なる國富は増加せざることとなる。茲に於て政府は、貨幣の製造に當つて、實費以上の手數料は之れを徴收すべきものに非ず、と思惟するに至り、漸次に、貨幣製造の手數料を財源となす思想の非なるを知るに至つた。

然しながら、實費以上、換言すれば收益主義の手數料は之を廢止すべきものなりとするも貨幣の製造に對する實費の手數料は、之を徴收するも敢て不當にあらずとの説がある。然るときは貨幣の製造には無手数料か實費の手數料徴收かの問題が残さるる譯である。而して、現に、世界に於ける各國の之れに對する實際を見るも、實費手数料を徴收するものに戦前に於ける獨逸、佛蘭西があり、無手数料の國々として、英吉利、北米合衆國及び我が國其の他がある。然らば如何なる理論に基づき斯の如き差異を生ずるや。少しく、之等兩者の主張するところを聽くの必要があ